

北九州市障害者支援計画

(令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))

～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

素案

令和5年12月

北九州市

目次

【 総論 】

第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
(1) これまでの北九州市の取組み	2
(2) 国の動き	3
2 計画の位置づけ	8
(1) 3つの法定計画を包含した計画	8
(2) 北九州市の新ビジョンとの関係	9
(3) 前期計画における取組みの成果と課題を踏まえた計画	10
(4) 実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画	10
(5) 本計画が目指す SDGs	10
(6) 「Well-being」(生活満足度)の向上に向けて	10
3 計画の概要	11
(1) 計画の期間	11
(2) 計画の対象	11
(3) 計画の体系(全体概要)	13
第2章 北九州市の現状	15
1 障害のある人の数	15
(1) 概要	15
(2) 障害種別の状況	16
2 障害のある人を取り巻く状況	19
(1) 暮らしの状況	19
(2) 日中活動と就労、社会参加	25
(3) 支援体制と障害福祉サービス	29
(4) 地域生活と防災、人権	38
(5) 市政への要望、意見	41

目 次

【 北九州市障害者計画 】

第3章 北九州市障害者計画の概要	44
1 計画の基本理念	44
(1) 基本的な考え方	44
(2) 国の障害者基本計画(第5次)のポイント	45
(3) 基本理念	45
2 計画の推進に向け考慮すべき社会情勢の変化	46
2 すべての施策に共通する横断的視点	46
3 計画の基本目標	49
4 計画の体系	50
第4章 具体的な取組み	51
1 基本目標と施策の分野	51
2 基本的な施策	53
【基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現】	
分野 1 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進 及び虐待の防止	53
分野 2 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)	62
分野 3 生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり)	67
分野 4 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)	73
【基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備】	
分野 5 自立した生活の支援や意思決定支援の推進 (地域包括ケアシステムの構築)	78
分野 6 保健・医療の推進	90
【基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援】	
分野 7 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)	96
分野 8 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進	104
分野 9 芸術文化活動・スポーツ等の振興	110

目 次

【 第7期北九州市障害福祉計画及び第3期北九州市障害児福祉計画 】

第5章 北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画の概要	116
1 計画の基本理念	116
(1) 基本的な考え方	116
(2) 国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画のポイント	117
2 第6期北九州市障害福祉計画・第2期北九州市障害児福祉計画の進捗状況	120
3 計画で定める項目	141
第6章 成果目標及び活動指標等	148
1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	148
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	148
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	150
(3) 地域生活支援の充実	151
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	152
(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等	155
(6) 相談支援体制の充実・強化等	158
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	160
(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化	161
2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み	162
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	162
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	174
(3) 地域生活支援の充実	177
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	179
(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等	184
(6) 相談支援体制の充実・強化等	188
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	193
(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化	194

目 次

3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	198
(1) 北九州市が実施する事業の内容	198
(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見 込量の確保のための方策	199

総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) これまでの北九州市の取組み

本市では、平成18年に障害者基本法に基づく障害福祉分野の新たな市町村障害者計画として「北九州市障害者支援計画（平成18年度～22年度）」を策定しました。

また、平成19年11月に、障害者自立支援法の施行による福祉サービス体系の再編を踏まえ、障害福祉サービスに関する事項について定めた「北九州市障害福祉計画（第1期）」を含む「北九州市障害者支援計画実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定し、平成21年3月に「北九州市障害福祉計画（第2期）」を策定するとともに、実施計画の見直しを行い、「北九州市障害者支援計画実施計画（拡充版）」を策定しました。

その後、国の障害福祉制度の抜本的な見直し状況等を勘案し、平成23年度まで延長した「北九州市障害者支援計画（平成18年度～22年度）」の期間が、平成24年3月に満了することに伴い、障害者基本法に基づく「北九州市障害者計画」及び障害者自立支援法に基づく「北九州市障害福祉計画（第3期）」を包含する新たな「北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）」を策定しました。

さらに、障害者総合支援法を始めとする障害福祉に関係する各種法律の整備にあわせ、「北九州市障害者支援計画（拡充版）」を策定するとともに、「北九州市障害福祉計画（第4期）」を策定し、平成30年度を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定しました。

加えて、第5期北九州市障害福祉計画、第1期北九州市障害児福祉計画が令和2年度で終了することから、第6期北九州市障害福祉計画、第2期北九州市障害児福祉計画を策定するとともに、北九州市障害者計画と一体的に推進するため、北九州市障害者計画の計画期間を令和5年度まで延長し、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今回、令和5年度で現行の三つの計画の計画期間が終了することから、令和6年度（2024年度）を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定するものです。

【 北九州市の障害福祉関係計画 】

H18～H22	23	H24～H29	H30～R4	5	R6～R11	
障害者支援計画 (障害者計画)	延長 →	障害者支援計画	障害者支援計画	延長 →	障害者支援計画	
実施計画	延長 →	障害者計画	障害者計画	延長 →	障害者計画	
	拡充版 →		拡充版	→		
19～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～R2	R3～5	R6～8
第1期 障害 福祉計画	第2期 障害 福祉計画	第3期 障害 福祉計画	第4期 障害 福祉計画	第5期 障害 福祉計画	第6期 障害 福祉計画	第7期 障害 福祉計画
				第1期 障害児 福祉計画	第2期 障害児 福祉計画	第3期 障害児 福祉計画

(2) 国の動き

国では、平成18年度の障害者自立支援法の施行を端緒に、障害福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。

特に「障害者権利条約」の批准に向けて、平成23年には障害者基本法が改正され、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとするいわゆる「社会モデル」に基づく障害のある人の概念や、「障害者権利条約」にいう「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

その後、平成25年4月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害福祉施策が講じられました。

さらに、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が同年6月に制定されるなど、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直し等意識面・行動面の改革まで、国全体を挙げた大きな変革がなされました。

これらの法制度の整備等を踏まえ、平成26年1月には「障害者権利条約」が批准され、同年2月に発効しました。

その後、平成26年4月に、精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、「精神保健福祉法」が一部改正されるとともに、同年5月には、難病対策の基本となる「難病法」が成立し、平成27年1月から施行されました。

また、平成28年5月に障害者総合支援法の附則で規定された施行後3年を目途とする見直しとして、「障害のある人の望む地域生活への支援」、「障害のある子どもに対する支援のニーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱とした「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正が行われました。

続いて、発達障害のある人の支援の一層の充実を図るため、平成17年に施行された「発達障害者支援法」が平成28年5月に改正されました。

平成30年5月及び令和2年5月には「バリアフリー法」が改正され、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組等を推進するとともに、令和3年5月には、事業者における合理的配慮提供の義務化を含めた「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から施行されることとなりました。

加えて、令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、令和4年12月には、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「精神保健福祉法」、「障害者雇用促進法」及び「難病法」等が改正され、障害のある人などの地域生活や就労の支援の強化等により障害のある人などの希望する生活の実現を図るなど、時代の変化に即した新たな取組みが進められています。

【 障害者自立支援法施行以降、障害者権利条約批准までの国の動き 】

「障害者自立支援法」施行（平成18年4月）

- 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
- 応益負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入

【国内法の整備等】

「障がい者制度改革推進本部」の設置（平成21年12月）

- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備等、障害者制度の集中的な改革のため設置。
- 当面5年間に障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ

平成21年12月

- 「障害者自立支援法」の一部改正
 - ・ 障害者の範囲の見直し（発達障害者が障害者自立支援法の対象に）
 - ・ 利用者負担、支給決定プログラムの見直し
 - ・ グループホームの利用助成 等

平成23年6月

- 「障害者虐待防止法」の制定（平成24年10月施行）
 - ・ 障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
 - ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定 等

平成23年7月

- 「障害者基本法」の一部改正（平成23年8月施行※一部を除く）
 - ・ 目的規定や障害者の定義の見直し
 - ・ 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める 等

法の目的 共生社会の実現

地域における共生等

- 社会参加の機会の確保
- 生活の場の選択の機会の確保
- 意思疎通手段及び情報取得手段の選択の機会の確保

差別の禁止

- 障害を理由とする差別の禁止
- 合理的配慮に基づく社会的障壁の除去
- 差別禁止のための情報収集、整理及び提供

平成24年6月

- 「障害者優先調達推進法」の制定（平成25年4月施行）
 - ・ 障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化 等

平成24年6月

- 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正（平成25年4月施行※一部を除く）
 - ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
 - ・ 障害者の範囲の見直し（難病が障害者の範囲に加えられる） 等

法の主旨 共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずる

理 念 日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

平成25年6月

- 「障害者差別解消法」の制定（平成28年4月施行※一部を除く）
 - ・ 障害者の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の不提供の禁止 等

平成25年6月

- 「精神保健福祉法」の一部改正（平成26年4月施行）
 - ・ 保護者制度の廃止、医療保護入院要件の見直し 等

【 障害福祉施策に関する法律等（障害者権利条約批准以後） 】

「障害者権利条約」批准（平成26年1月批准、2月発効）

- (1) 一般原則
障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等
- (2) 一般的義務
合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等
- (3) 障害者の権利実現のための措置
身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容
- (4) 条約の実施のための仕組み
条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

【国内法の整備等】

- 平成26年5月 ● 「難病法」の制定（平成27年1月施行）
- ・ 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
 - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
 - ・ 療養生活環境整備事業の実施
- 平成26年5月 ● 「障害者雇用促進法」の一部改正（平成28年4月施行）
- ・ 障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助
 - ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し（精神障害者が算定基礎に加わる）等
- 平成28年5月 ● 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正（平成30年4月施行※一部を除く）
- ・ 障害者の望む地域生活の支援
 - ・ 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
- 平成28年4月 ● 「成年後見制度利用促進法」の制定（平成28年5月施行）
- ・ 成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等）
 - ・ 地域の需要に対応した成年後見制度利用の促進
 - ・ 成年後見制度の利用に関する体制の整備等
- 平成28年5月 ● 「発達障害者支援法」の一部改正（平成28年8月施行）
- ・ 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
 - ・ 発達生活全般にわたる支援の促進
 - ・ 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等
- 平成29年4月 ● 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成29年10月施行）
- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等

- 平成30年5月 ● 「バリアフリー法」の一部改正（平成30年11月施行※一部を除く）
- ・ 国及び国民の責務の明確化
 - ・ 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
 - ・ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等
- 令和元年6月 ● 「読書バリアフリー法」の制定（令和元年6月施行）
- ・ アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進 等
- 令和元年6月 ● 「障害者雇用促進法」の一部改正（令和2年4月施行※一部を除く）
- ・ 障害者の活躍の場の拡大に関する措置
 - ・ 国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置
- 令和2年6月 ● 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律」の制定（令和2年12月施行）
- ・ 電話 リレーサービスに関する交付金制度の創設 等
- 令和2年5月 ● 「バリアフリー法」の一部改正（令和3年4月施行※一部を除く）
- ・ 公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
 - ・ 優先席・車椅子利用者駐車施設等の適正な利用
 - ・ 市町村等による心のバリアフリーを推進
- 令和3年5月 ● 「障害者差別解消法」の一部改正（令和6年4月施行）
- ・ 事業者における合理的配慮の提供の義務化 等
- 令和3年5月 ● 「災害対策基本法」の一部改正（令和3年5月施行）
- ・ 個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする 等
- 令和3年6月 ● 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定（令和3年9月施行）
- ・ 医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援
 - ・ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
 - ・ 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
 - ・ 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
 - ・ 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策 等
- 令和4年5月 ● 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定（令和4年5月施行）
- ・ 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
 - ・ 日常生活、社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
 - ・ 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
 - ・ 高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術の活用を通じて行う 等

令和4年12月

- 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「精神保健福祉法」、「障害者雇用促進法」及び「難病法」の一部改正
(令和6年(2024年)4月施行※一部を除く)
- ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・ 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備 等

共生社会の実現へ

2 計画の位置づけ

(1) 3つの法定計画を包含した計画

「北九州市障害者支援計画」は、「北九州市障害者計画」及び「第7期北九州市障害福祉計画」、「第3期北九州市障害児福祉計画」を包含した計画として策定するものです。

① 「北九州市障害者計画」

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する「市町村障害者計画」。

② 「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害のある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」。

これらの計画は相互に密接な関係があること、また、障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることから、本市では、この3つの計画を包含するものとして「北九州市障害者支援計画」を策定しました。

【 障害者支援計画と3つの法定計画 】

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
<p>北九州市 障害者支援計画 (①+②+③)</p> <p>○ 「①北九州市 障害者計画」と「②北九州市 障害福祉計画」及び「③北九州市 障害児福祉計画」を包含</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">① 北九州市 障害者計画</p> <p>○ 計画期間：令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）</p> <p>○ 障害者基本法に基づく本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等）について幅広い分野の事項を規定</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin: 10px auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p style="text-align: center;">② 北九州市 障害福祉計画</p> <p>○ 第7期 令和6年度～令和8年度 (2024年度) (2026年度)</p> <p>○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 10%;"> <p>連携</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%;"> <p style="text-align: center;">③ 北九州市 障害児福祉計画</p> <p>○ 第3期 令和6年度～令和8年度 (2024年度) (2026年度)</p> <p>○ 児童福祉法に基づく障害児の支援の提供体制等を規定</p> </div>					

また、「北九州市障害者支援計画」は、成年後見制度利用促進法に基づく「(障害のある人に関する)成年後見制度利用促進基本計画」も兼ねています。

(2) 北九州市の基本構想・基本計画との関係について

※現在策定中の北九州市の基本構想・基本計画の詳細が判明したら「北九州市障害者支援計画」との関係について記載します。

(3) 前期計画における取組みの成果と課題を踏まえた計画

これまで取り組んできた「北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）」の基本理念を引き継ぐとともに、その実績や課題等を踏まえ、北九州市らしい新たな計画を策定しました。

なお、前期計画の実績や課題は、「北九州市障害者計画」第4章の「2 基本的な施策」において、分野ごとに整理しています。

(4) 実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画

今回の計画の策定にあたっては、令和4年度に行った「北九州市障害児・者等実態調査」の結果や、障害福祉・保健・医療関係者や学識経験者、障害のある人やその家族等から構成され、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」での議論を基に、「北九州市障害者自立支援協議会」などの各協議会及び障害者団体からの意見や提案等を可能な限り反映しました。

また、パブリックコメント、市議会等でいただいた意見等を踏まえて策定しました。

(5) 本計画が目指すSDGs

「SDGs（持続可能な開発目標）」は平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市はこれまでの取組みが高く評価され、平成30年（2018年）4月にOECD（経済協力開発機構）より「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定され、また、同年にはSDGs未来都市に選定されました。本市はSDGsの先進都市として、市民や企業、団体等と連携し、市一体となってSDGs達成に向けて取り組んでいます。

本計画は、SDGsの関連するゴールの達成に向け、各事業を推進していきます。

【関連する主な目標（ゴール）】



(6) 「Well-being」（生活満足度）の向上に向けて

「Well-being」とは、世界保健機関憲章前文（公益社団法人日本 WHO協会仮約）の「健康」の定義の中で「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的も、そして社会的にも、すべてが満たされた状態である」と使われています。本計画でもこの「Well-being」の向上を目標に各施策に取り組んでまいります。

そのため、今回、本計画に、スローガン「生活を楽しみ、自分らしく生きるために」を初めて設定しました。

3 計画の概要

(1) 計画の期間

「北九州市障害者支援計画」の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

また、本計画に含まれる「北九州市障害者計画」は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間を計画期間とし、「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」は、国の基本指針の計画期間と同様の令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

今後、国の「障害者基本計画（第5次）」の計画期間が令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の計画期間が令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間となっており、また、社会経済状況の変化や関係法令等の改正、社会保障制度改革等の動向にも対応する必要があるため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法に準じて「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

社会的障壁とは、障害者基本法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

(3) 計画の体系（全体概要）

「北九州市障害者支援計画」（「北九州市障害者計画」及び「第7期北九州市障害福祉計画」、「第3期北九州市障害児福祉計画」）の体系（全体概要）は、13頁「北九州市障害者支援計画の全体概要」の示すとおりです。

北九州市障害者支援計画の全体概要

(①障害者計画及び②障害福祉計画・③障害児福祉計画を包含)

スローガン：～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

① 北九州市障害者計画 (計画期間：令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))※ 障害者基本法(内閣府所管)

●障害のある人に係る施策(生活支援、保健・医療、教育、就労、安全安心等)を総合的に推進するための基本計画

② 第7期北九州市障害福祉計画

③ 第3期北九州市障害児福祉計画

(計画期間：令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法(厚生労働省所管)

●障害のある人や子どもの地域生活を支援するために必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画

【基本理念】	【社会情勢の変化】	【横断的視点】	【基本目標】と【分野】	【施策の方向性】	
<p>障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり</p> <p>障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現</p>	<p>3 2 1 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続</p> <p>1 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応 2 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点) 3</p>	<p>5 4 3 2 1 計画的かつ実効性のある取り組みの推進</p> <p>1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進 2 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援(生涯を通じた切れ目のない支援) 3 障害特性等に配慮したきめ細かい支援(一人ひとりに応じた個別的な支援) 4 障害のある女性をはじめ、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取り組みの推進 5</p>	<p>基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現</p> <p>【分野1】差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止</p> <p>【分野2】情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)</p> <p>【分野3】生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり)</p> <p>【分野4】安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)</p> <p>基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備</p> <p>【分野5】自立した生活の支援や意思決定支援の推進(地域包括ケアシステムの構築)</p> <p>【分野6】保健・医療の推進</p> <p>基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援</p> <p>【分野7】教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)</p> <p>【分野8】就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進</p> <p>【分野9】芸術文化活動・スポーツ等の振興</p>	<p>【分野1】 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進、虐待の防止 (3) 行政等における配慮の充実 (4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進 (5) ボランティア活動等の推進</p> <p>【分野2】 (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 行政情報のアクセシビリティの向上</p> <p>【分野3】 (1) 住まい・住環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進 (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進</p> <p>【分野4】 (1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護</p> <p>【分野5】 (1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等 (2) 意思決定支援の推進 (3) 相談支援体制の充実 (4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実 (5) 障害のある子どもに対する支援の充実 (6) 障害福祉を支える人材の育成・支援</p> <p>【分野6】 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (4) 難病に関する保健・医療施策の推進 (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見</p> <p>【分野7】 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における支援の推進 (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援</p> <p>【分野8】 (1) 総合的な就労支援 (2) 障害者雇用の促進 (3) 障害特性に応じた就労支援 (4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援 (5) 経済的支援の推進</p> <p>【分野9】 (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる社会環境の整備 (3) 多様な生涯学習の充実</p>	<p>1 障害福祉サービス等の提供により実現を目指す共生社会の姿(成果目標)</p> <p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化</p> <p>2 成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み(活動指標)</p> <p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ①訪問系サービス ②日中活動系サービス ③自立生活援助・共同生活援助・施設入所援助 ④相談支援 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 ①基幹相談支援センターの設置 ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 ③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化</p> <p>3 成果目標に資するよう地域の実状に応じて実施する地域生活支援事業に関する事項(障害者・障害児に対する事業)</p> <p>【必須事業】 相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業 等</p> <p>【任意事業】 日常生活支援事業、社会参加支援事業</p>

第2章 北九州市の現状

1 障害のある人の数

(1) 概要

令和5年3月末現在、北九州市の身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）の数は44,954人、知的障害のある人（療育手帳保持者）の数は12,043人、精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳の所持者）の数は11,174人、難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）の数は8,598人です。

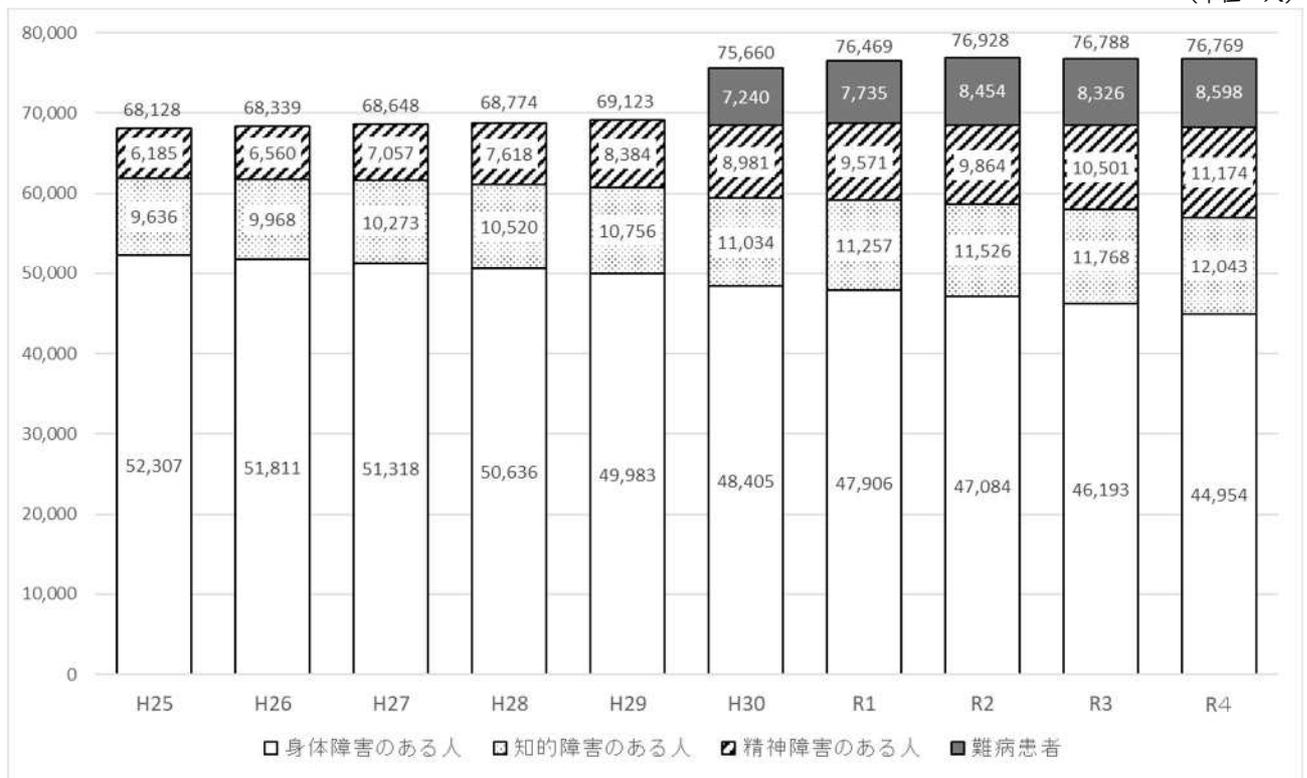
北九州市の全人口917,524人（令和5年4月1日現在推計人口）に占める割合は、身体障害のある人は4.9%、知的障害のある人は1.3%、精神障害のある人は1.2%、難病患者は0.9%となっています。

平成25年度と比較すると、身体障害のある人は14.1%減少、知的障害のある人は25.0%増加、精神障害のある人は80.7%増加しており、難病患者は平成30年度と比較して18.8%増加しています。

（※実際の障害のある人の合計の数は、複数の障害を併せ持つ人もいるため、障害者手帳や受給者証の単純な合計とは異なります。）

【北九州市内の障害のある人の数】

（単位：人）



※難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証の所持者）数については、難病の医療費助成の支給認定に関する事務などが福岡県から北九州市に平成30年4月に移行されたため、それ以降の数を記載しています。

(2) 障害種別の状況

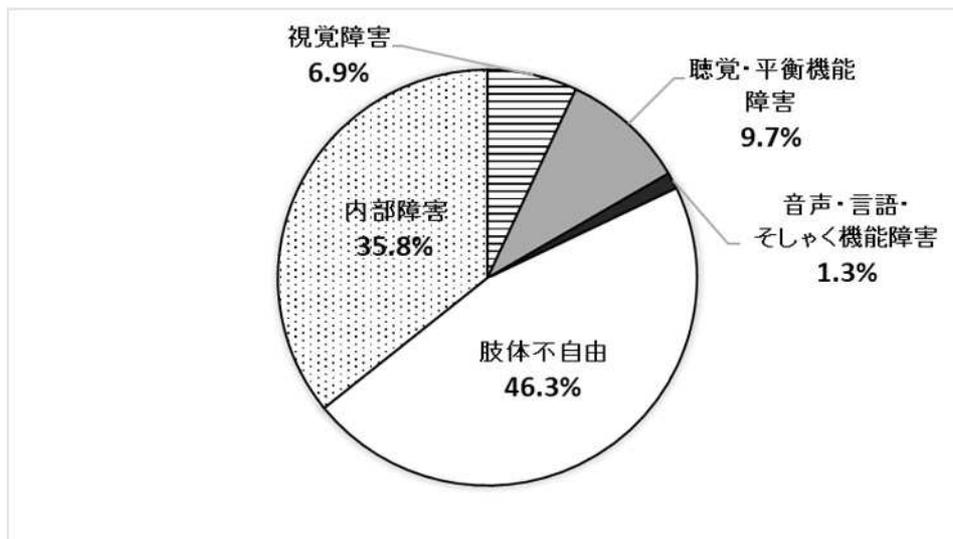
ア 身体障害のある人の状況

令和5年3月末現在、身体障害者手帳を所持している人の数は44,954人で、障害の種類別では、肢体不自由が46.3%、内部障害が35.8%、聴覚・平衡機能障害が9.7%、視覚障害が6.9%、音声・言語・そしゃく機能障害が1.3%です。

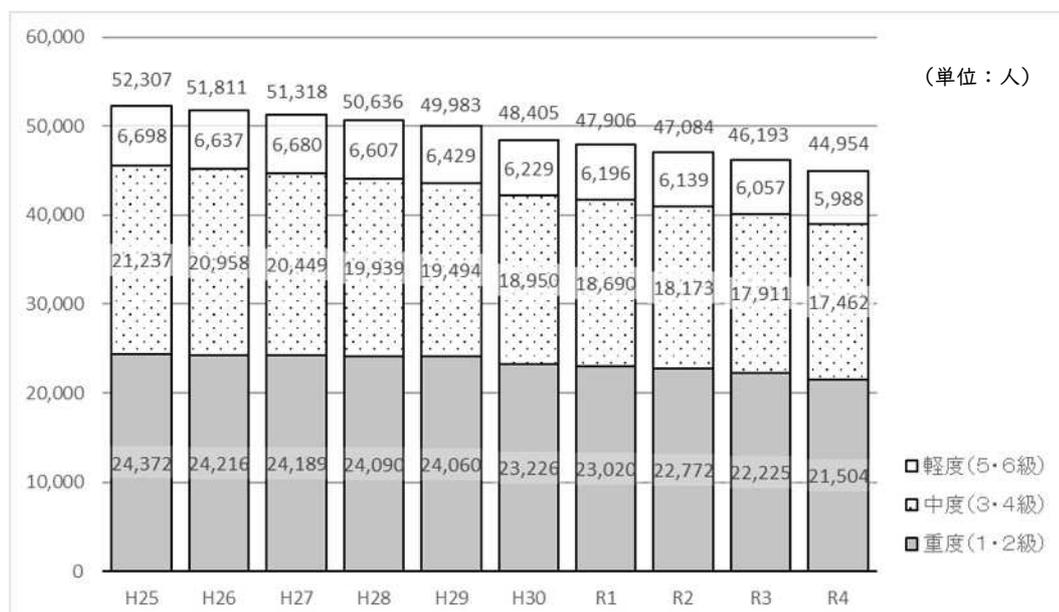
障害の等級別では、重度（1・2級）が21,504人、中度（3・4級）が17,462人、軽度（5・6級）が5,988人となっています。

平成25年度からの推移をみると、身体障害者手帳を所持している人の数全体は14.1%減少していますが、障害の等級別では、重度が11.8%の減少、中度が17.8%の減少、軽度が10.6%の減少となっています。

【身体障害者手帳の障害の種類別割合】



【身体障害者手帳の障害程度別交付状況】



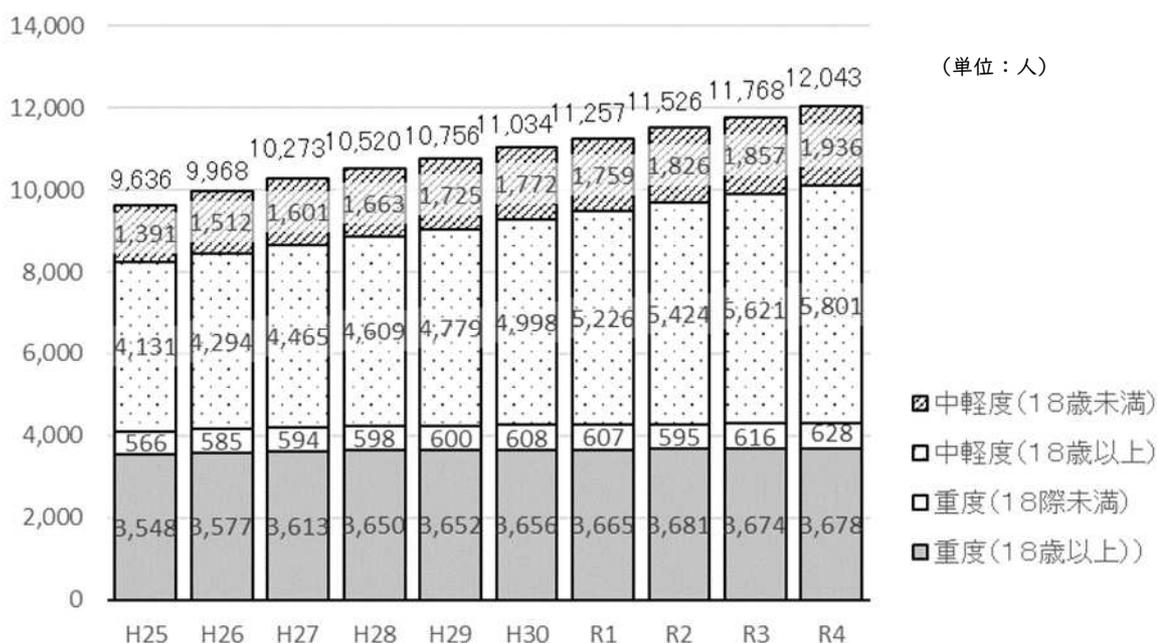
イ 知的障害のある人の状況

令和5年3月末現在、療育手帳を所持している人の数は12,043人で、障害程度別及び年齢別では、重度の18歳以上の所持者数が3,678人

(30.5%)、重度の18歳未満の所持者数が6,288人(5.2%)、中軽度の18歳以上の所持者数が5,801人(48.2%)、中軽度の18歳未満の所持者数が1,936人(16.1%)となっています。

平成25年度の状況と比較すると、療育手帳を所持している人の数全体は25.0%増加しています。重度の18歳以上の所持者数は3.7%の増加、18歳未満の所持者数は11.0%増加しています。中軽度の18歳以上の所持者数は40.4%増加しており、18歳未満の所持者数は39.2%の増加となっています。

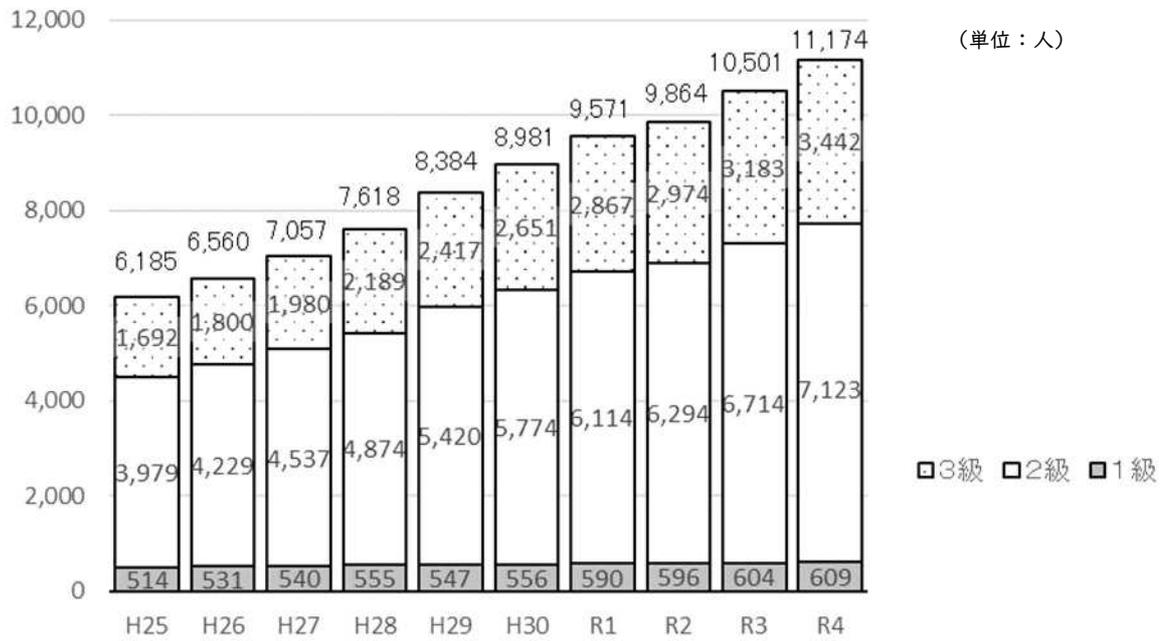
【療育手帳の障害の等級・年齢別人数の推移】



ウ 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を交付されている人の数は令和5年3月末現在11,174人で、平成25年度末の6,185人と比較すると、80.7%増加しています。精神障害者保健福祉手帳の障害の等級別では、重度(1級)が609人、中度(2級)が7,123人、軽度(3級)が3,442人となっています。平成25年度末との比較では、重度(1級)は18.5%増加、中度(2級)は79.0%増加、軽度(3級)は103.4%増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】



エ 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証を交付されている人の数は令和5年3月末現在8,598人で、平成30年度末の7,240人と比較すると、18.8%増加しています。

(単位：人)

H30	R1	R2	R3	R4
7,240	7,735	8,454	8,326	8,598

※難病の医療費助成の支給認定に関する事務などが福岡県から本市に平成30年4月に移行されたため、それ以降の数を記載しています。

2 障害のある人を取り巻く状況

本計画を策定するにあたって参考とするため、市内に居住する障害のある人や障害のある子どもの日常生活の状況やサービス利用状況等について調査を行いました。本節では、調査結果を中心に、障害のある人の生活実態やニーズ等、日常生活の状況や課題等について整理しました。

【出典：令和4年度北九州市障害児・者等実態調査】

(1) 暮らしの状況

ア 暮らしについて

イ) 障害種別に関係なく、回答者の多くが家族と暮らしています。知的障害のある人では他の障害よりもグループホームや病院、施設に入所している割合が、精神障害のある人では一人で暮らしている割合が高くなっています。

【現在の暮らしの状況】

(%)

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
一人で暮らしている	26.1	8.5	32.3	0.0	1.9	21.8
家族と暮らしている	63.0	64.6	54.4	98.8	91.3	70.5
病院や障害・介護サービス施設に入所している	7.9	11.4	1.9	0.6	1.9	4.1
グループホームで暮らしている	1.3	13.7	8.8	0.0	4.8	2.6
その他	0.6	0.9	1.3	0.0	0.0	0.5
無回答	1.1	0.9	1.3	0.6	0.0	0.5

ロ) 回答者の多くが、今のままの生活を希望していますが、精神障害のある人では一般的な住宅で一人暮らししたい割合も同率で高くなっています。

【今後3年以内の居留意向】

(%)

	身体障害のある人 (n=74)	知的障害のある人 (n=39)	精神障害のある人 (n=10)	障害のある子ども (n=1)	発達障害のある人 (n=2)	難病患者 (n=8)
今のまま生活したい	58.1	76.9	30.0	100.0	0.0	62.5
グループホーム等を利用したい	5.4	5.1	20.0	0.0	0.0	0.0
家族と一緒に生活したい	17.6	10.3	10.0	0.0	0.0	12.5
一般的な住宅で一人暮らししたい	4.1	0.0	30.0	0.0	0.0	12.5
その他	0.0	5.1	10.0	0.0	50.0	0.0
無回答	14.9	2.6	0.0	0.0	50.0	12.5

※現在「病院や障害・介護サービス施設で暮らしている」と答えた人で、今後3年以内に生活したい場所の内訳

ハ) 希望する場所で生活するためには、「困ったときの相談体制や必要な支援」の回答が多くなっています。ただし、精神障害のある人では「障害者に適した住居の確保」、難病患者では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

【希望する場所で生活するために必要と思う支援】

(%)

	身体障害のある人 (n=74)	知的障害のある人 (n=39)	精神障害のある人 (n=10)	障害のある子ども (n=1)	発達障害のある人 (n=2)	難病患者 (n=8)
必要な在宅サービスの確保	21.6	12.8	10.0	100.0	50.0	12.5
障害者に適した住居の確保	28.4	25.6	50.0	100.0	100.0	25.0
経済的な負担の軽減	36.5	28.2	30.0	100.0	50.0	62.5
地域住民等の理解と交流の場の確保	9.5	12.8	30.0	0.0	0.0	0.0
困ったときの相談体制や必要な支援	56.8	53.8	40.0	100.0	100.0	50.0
家族の負担軽減	41.9	38.5	10.0	100.0	50.0	25.0
特に必要ない	5.4	2.6	0.0	0.0	0.0	12.5
分からない	2.7	10.3	20.0	0.0	0.0	0.0
その他	4.1	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	8.1	5.1	10.0	0.0	0.0	12.5

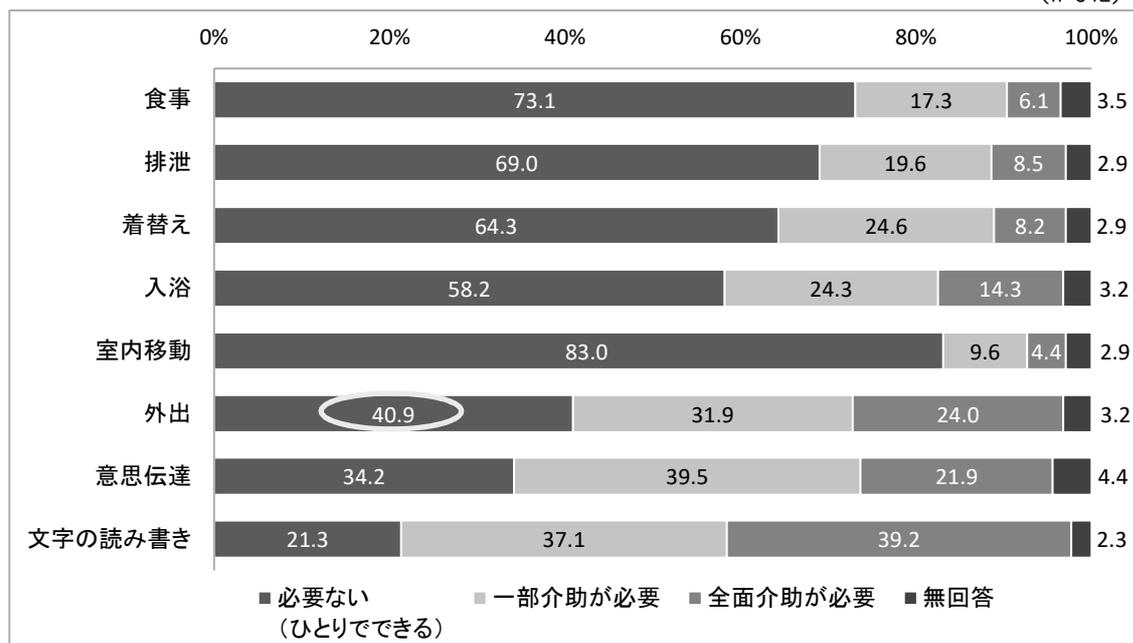
※現在「病院や障害・介護サービス施設で暮らしている」と答えた人で、希望する場所で生活するために必要と思う支援の内訳

二) 回答者のADLについては、特に精神障害のある人や難病患者など「一人でできる」の割合が高い障害種別もありますが、障害が重度である場合に限定してみると、限定しない場合と比べて「一人でできる」人の割合が全体的に少なくなっています。たとえば「外出」は一人でできる人の割合は、知的障害のある人全体では40.9%ですが、重度に限定すると9.0%、精神障害のある人全体では60.4%ですが、重度に限定すると9.5%となっています。

※日常生活動作（ADL）とは、人間が毎日の生活を送るための基本的動作群のことである。

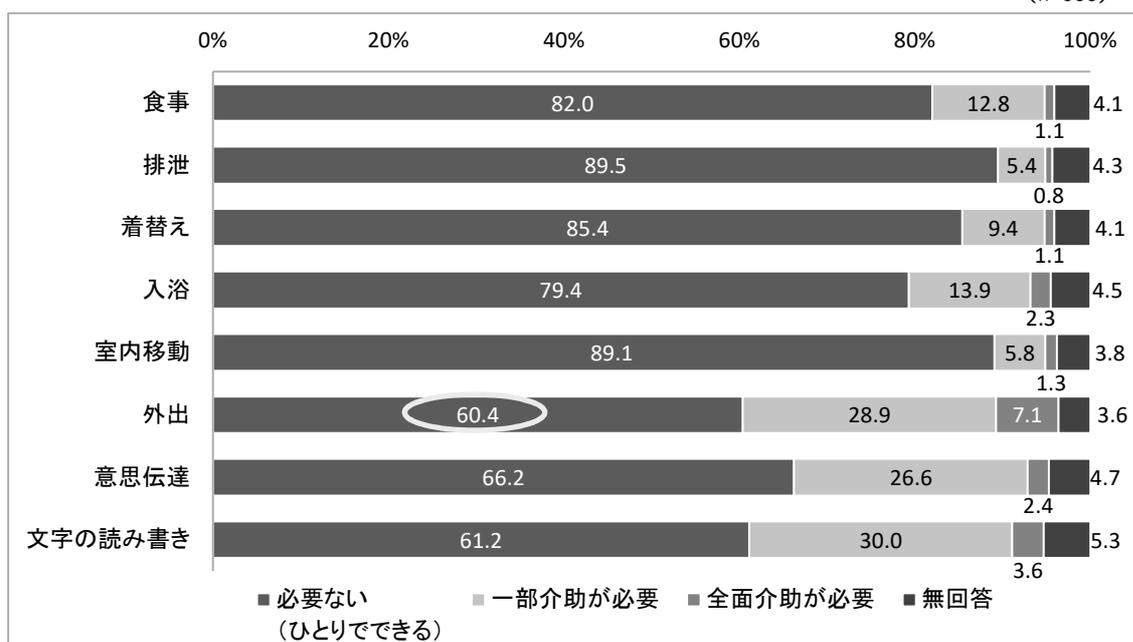
【知的障害のある人のADL】

(n=342)



【精神障害のある人のADL】

(n=533)



障害等級を重度に限定してみると、限定しない場合と比較して「必要ない（ひとりでできる）」の人の割合が全体的に少なくなります。たとえば「排泄」「着替え」「入浴」「外出」の割合は、精神障害のある人全体から、重度に限定すると5割以上減少しています。さらに重度の心身障害がある人では、いずれの項目も「全面介助が必要」が最も高くなっており、多くの人々が介助を必要としていました。

【重度の障害がある人のADL】

(%)

		重度の 身体障害 のある人 (n=786)	重度の 知的障害 のある人 (n=267)	重度の 精神障害 のある人 (n=21)	重度の 心身障害 のある人 (n=82)
食 事	必要ない（ひとりでできる）	63.2	40.8	38.1	12.2
	一部介助が必要	17.3	34.1	42.9	22.0
	全面介助が必要	15.8	23.2	14.3	65.9
	無回答	3.7	1.9	4.8	0.0
排 泄	必要ない（ひとりでできる）	60.1	34.1	38.1	9.8
	一部介助が必要	14.9	37.5	47.6	13.4
	全面介助が必要	21.4	27.3	9.5	75.6
	無回答	3.7	1.1	4.8	1.2
着 替 え	必要ない（ひとりでできる）	55.7	31.8	33.3	7.3
	一部介助が必要	18.1	39.0	47.6	11.0
	全面介助が必要	22.8	27.7	14.3	81.7
	無回答	3.4	1.5	4.8	0.0
入 浴	必要ない（ひとりでできる）	49.4	20.6	28.6	6.1
	一部介助が必要	17.2	37.5	38.1	6.1
	全面介助が必要	30.0	40.8	28.6	86.6
	無回答	3.4	1.1	4.8	1.2
室 内 移 動	必要ない（ひとりでできる）	63.9	61.8	61.9	18.3
	一部介助が必要	15.4	18.4	19.0	22.0
	全面介助が必要	16.9	18.7	9.5	59.8
	無回答	3.8	1.1	9.5	0.0
外 出	必要ない（ひとりでできる）	34.9	9.0	9.5	3.7
	一部介助が必要	28.4	36.3	47.6	14.6
	全面介助が必要	33.3	53.6	38.1	81.7
	無回答	3.4	1.1	4.8	0.0
意 思 伝 達	必要ない（ひとりでできる）	66.8	7.1	33.3	6.1
	一部介助が必要	16.3	44.2	47.6	24.4
	全面介助が必要	13.5	46.1	19.0	67.1
	無回答	3.4	2.6	0.0	2.4
文 字 の 読 み 書 き	必要ない（ひとりでできる）	44.1	2.2	14.3	2.4
	一部介助が必要	24.6	18.7	47.6	7.3
	全面介助が必要	27.6	77.5	28.6	87.8
	無回答	3.7	1.5	9.5	2.4

備考1) 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子ども、発達障害のある人、難病患者のうち、それぞれ身体障害者手帳1-2級保持者、療育手帳A1-A2保持者、精神障害者保健福祉手帳1級保持者、身体障害者手帳1-2級かつ療育手帳A1-A2保持者に限定しています。

備考2) 一部手帳の重複が含まれます。

- ホ) 身体障害のある人と知的障害のある人は 60 歳代、精神障害のある人と難病患者は 50 歳代、障害のある人本人の年齢が低い傾向にある障害のある子どもと発達障害のある人は 40 歳代が最も多くなっています。前述した障害のある子どもと発達障害のある人を除くと、70 歳以上が約 3 割を占めており、高齢化の傾向がみられます。

【主な介助者の年齢】 (%)

	身体障害のある人 (n=462)	知的障害のある人 (n=235)	精神障害のある人 (n=250)	障害のある子ども (n=160)	発達障害のある人 (n=82)	難病患者 (n=67)
10歳代	0.2	0.0	2.4	0.6	0.0	0.0
20歳代	2.2	1.3	2.8	1.9	1.2	4.5
30歳代	6.3	1.7	8.0	30.0	22.0	3.0
40歳代	9.7	3.4	11.6	55.6	37.8	10.4
50歳代	14.5	20.4	26.8	10.6	30.5	29.9
60歳代	29.0	32.3	21.2	0.6	6.1	23.9
70～74歳	20.3	20.4	10.0	0.0	1.2	14.9
75歳以上	15.4	17.4	16.0	0.0	1.2	10.4
無回答	2.4	3.0	1.2	0.6	0.0	3.0

- ヘ) 新型コロナウイルス感染が拡大した影響として障害種別にかかわらず約半数の人が、人との交流や社会参加の機会の減少、4割の人が精神的な負担の増加を挙げています。生活の場にこもり続けることによる精神的な負担は、家族との関係性が悪化する問題も引き起こしかねず、コロナ後の相談支援や生活支援の際に慎重な配慮が求められています。

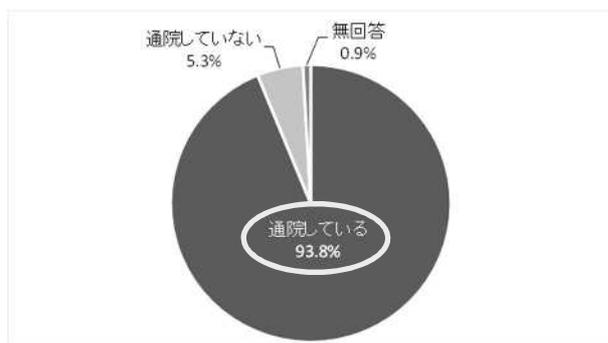
【新型コロナウイルス感染症の影響】 (%)

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
人との交流、社会参加の機会が減った	53.8	54.7	42.0	62.9	67.3	56.5
検診受診や通院を控えるようになった	20.2	14.3	16.5	22.2	15.4	22.8
障害福祉サービスの利用が減った	9.2	21.1	8.1	22.8	18.3	7.3
収入が減った	11.5	9.6	13.3	4.8	4.8	15.0
身体的な負担が増加した	12.2	11.7	14.6	7.8	9.6	10.9
精神的な負担が増加した	31.9	28.9	51.8	26.9	28.8	36.8
その他	11.1	11.1	12.4	13.2	12.5	10.4
無回答	14.6	14.9	13.5	7.2	11.5	13.0

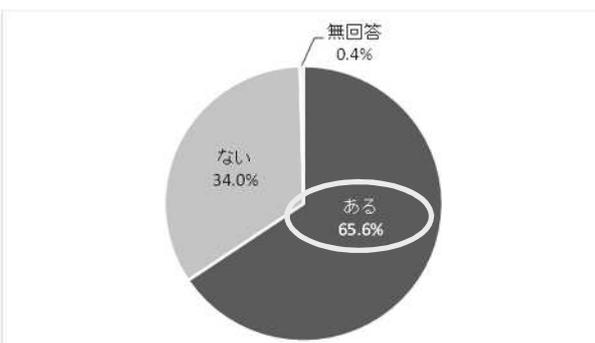
イ 通院状況について（自宅で生活している精神障害のある人のみ）

精神障害のある人のうち約9割が現在、通院しています。回答者の約7割に精神科入院経験がありますが、その約4割が退院後5年以上経過しており、継続的に地域で生活しています。自宅で生活する精神障害のある人の通院頻度は、月に1回程度が最も多くなっています。

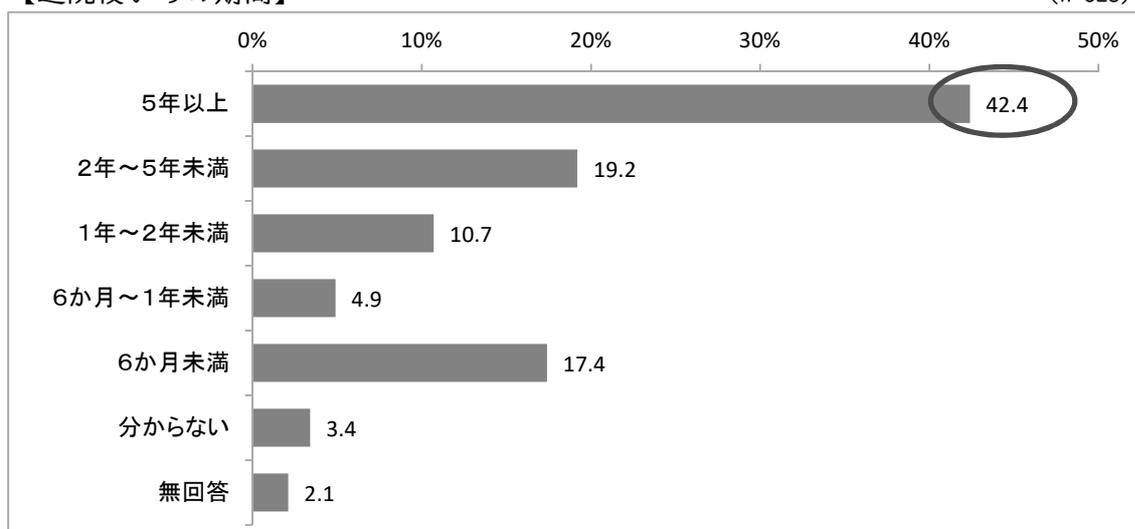
【精神科への通院状況】 (n=533)



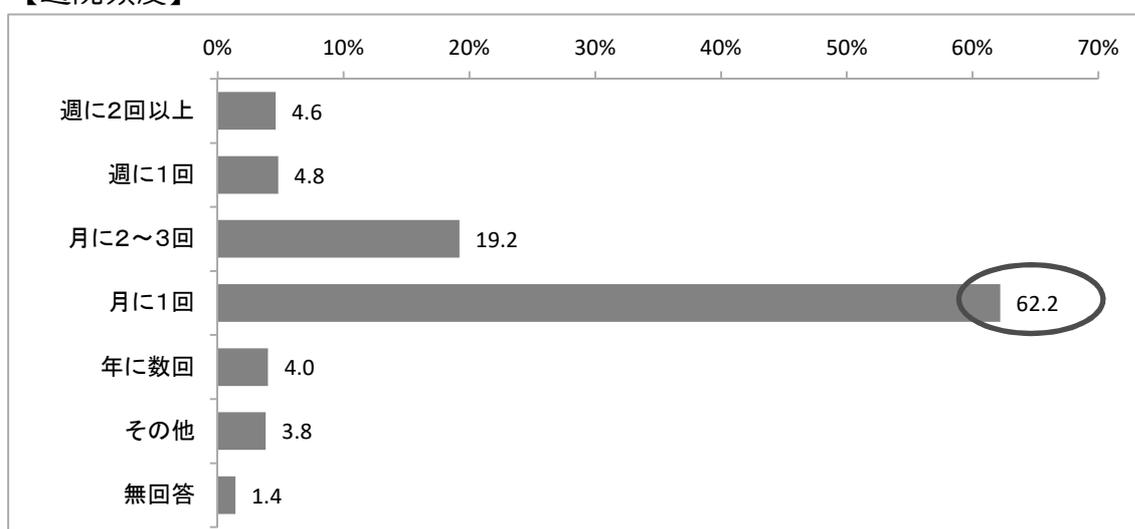
【精神科への入院経験】 (n=500)



【退院後からの期間】 (n=328)



【通院頻度】 (n=500)

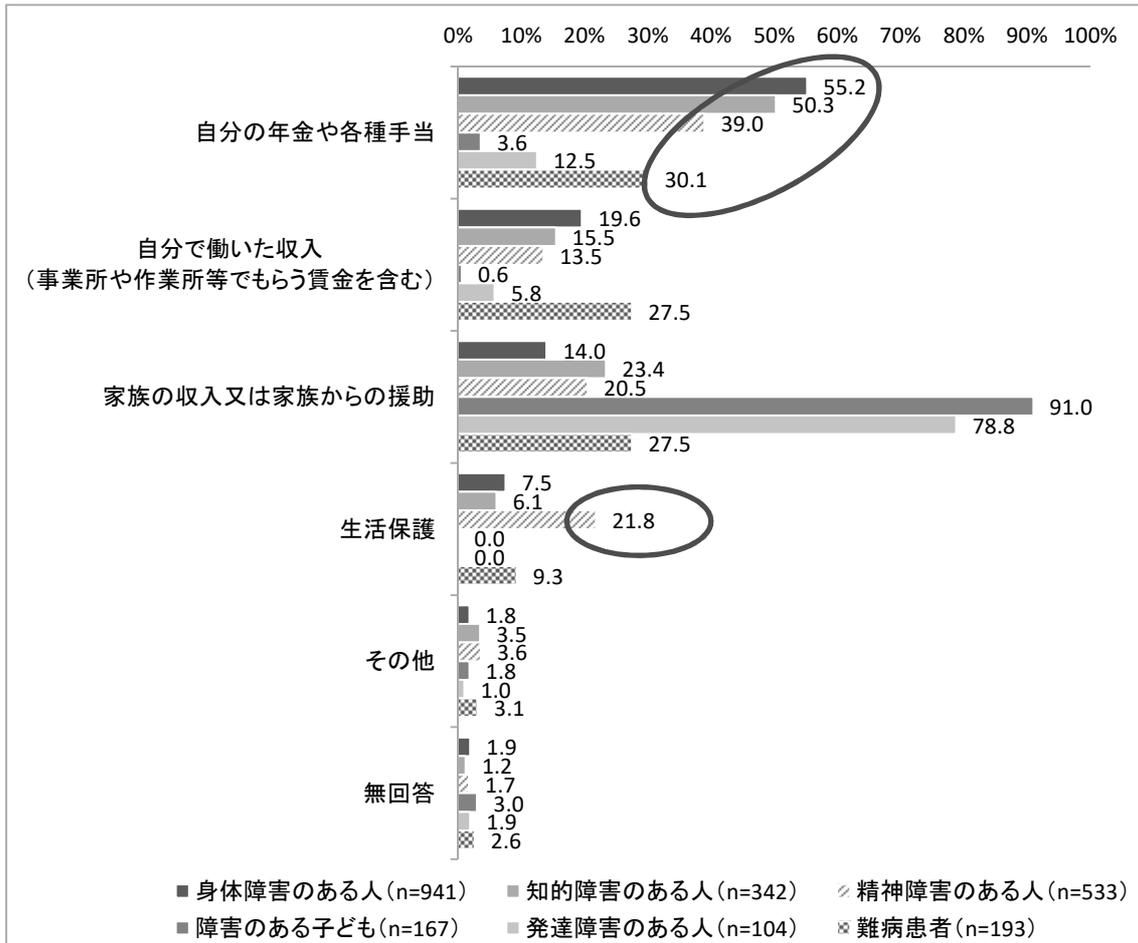


(2) 日中活動と就労、社会参加

ア 収入の状況について

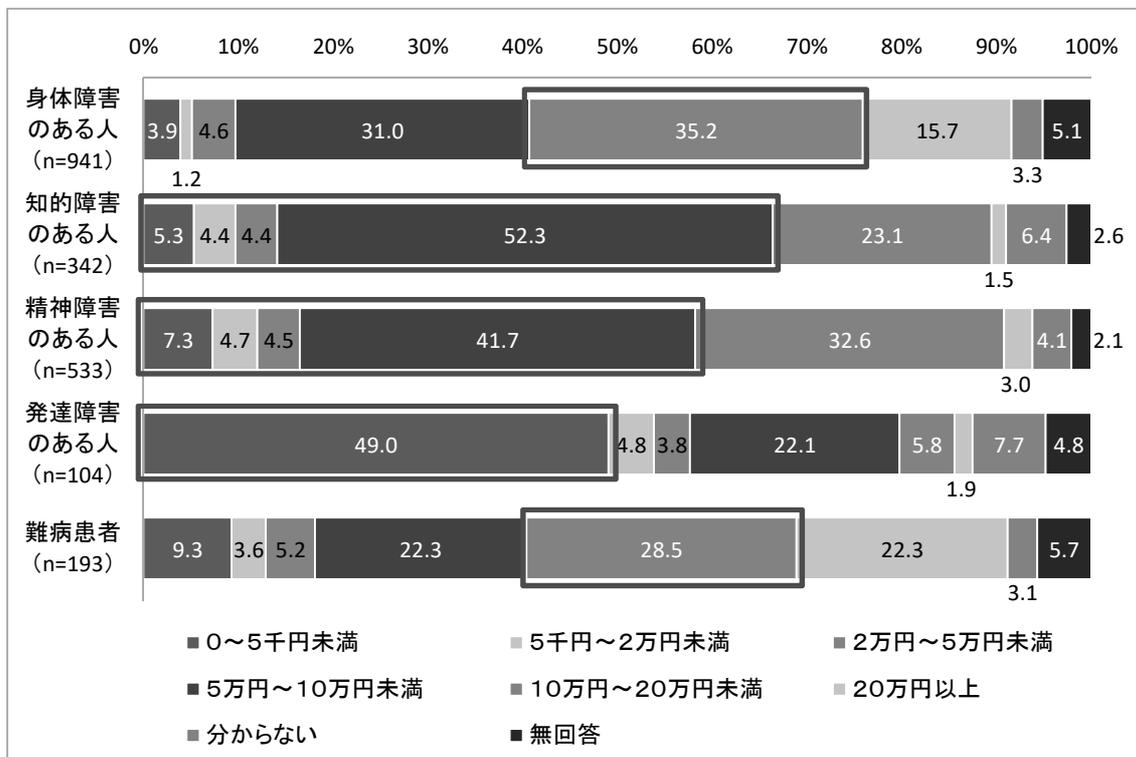
イ) 障害のある子どもと発達障害のある人を除き、すべての障害種別で自分の年金や各種手当が最も多くなっています。一方、精神障害のある人のうち、21.8%の人が生活保護を主な収入源としています。

【主な収入源】



ロ) 月の収入額は、身体障害のある人および難病患者では 10 万円～20 万円未満が最も多く、約 3～4 割程度を占めています。一方、知的障害のある人と精神障害のある人では 6 割程度が 10 万円未満、発達障害のある人では回答者の 7 割近くが 20 歳未満であり、約半数が 0～5 千円未満の収入となっています。

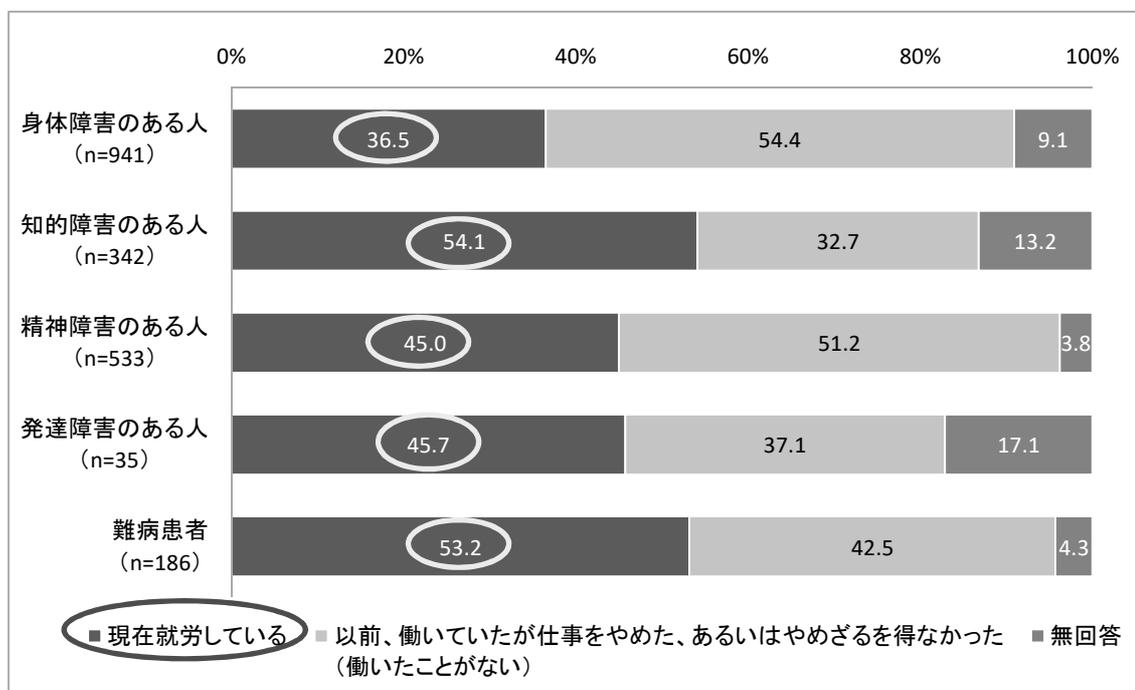
【月の収入額】



イ 仕事について

イ) 全ての障害種別で約4割～5割の人が現在就労しています。また、身体障害のある人と精神障害のある人の約5割が「以前、働いていたが仕事をやめた、あるいはやめざるを得なかった（働いたことがない）」と回答しており、障害の特性に応じた働き方ができるよう支援の必要性が高いと考えられます。

【就労の状況】



※発達障害のある人、難病患者は18歳未満を除いています。

ロ) 身体障害のある人と難病患者では正規雇用が最も多く、それ以外の障害種別では就労移行支援事業所などでの就労が最も多くなっています。パート・アルバイトなどの非正規雇用については、すべての障害種別で2割程度を占めています。

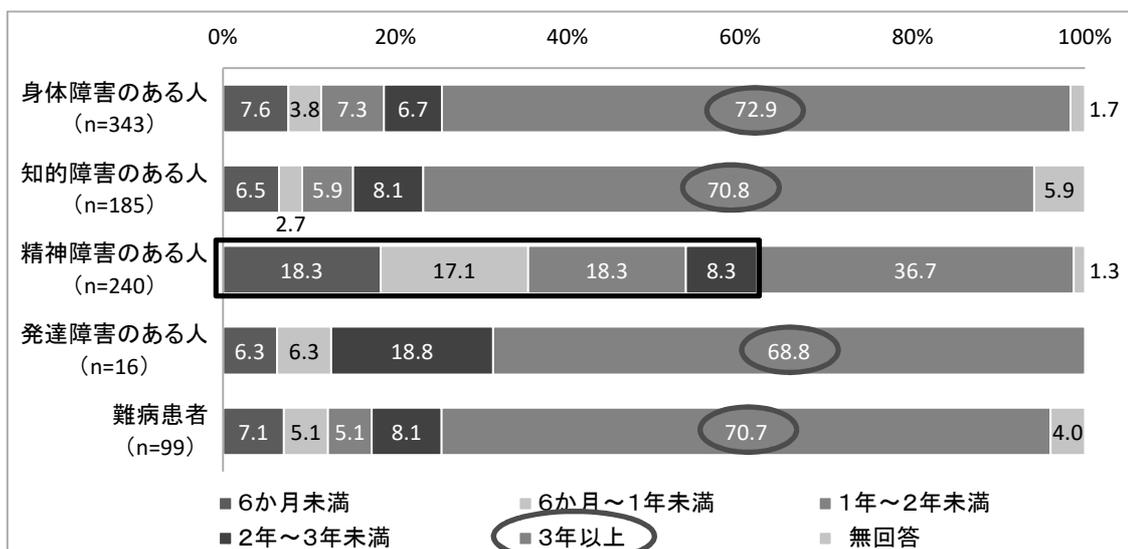
【勤労形態】

(%)

	身体障害のある人 (n=343)	知的障害のある人 (n=185)	精神障害のある人 (n=240)	発達障害のある人 (n=16)	難病患者 (n=99)
正規雇用（正社員）で、他の社員と勤務条件等に違いはない	29.2	6.5	7.1	12.5	37.4
正規雇用（正社員）で、短時間勤務などの障害者配慮がある	6.4	4.9	3.3	6.3	2.0
パート・アルバイトなどの非正規雇用（短時間労働や派遣社員など）	25.4	17.3	21.7	18.8	21.2
自営業	11.4	0.5	0.8	0.0	10.1
在宅勤務	2.0	0.0	1.7	0.0	0.0
就労移行支援事業所・就労継続支援事業所・小規模共同作業所など	22.7	62.2	61.7	62.5	22.2
その他	2.0	1.6	2.5	0.0	6.1
無回答	0.9	7.0	1.3	0.0	1.0

ハ) 精神障害のある人のみ、就労継続期間2年未満の人が半数以上を占めているのに対し、他の障害種別では約6割～7割が3年以上継続して働いています。

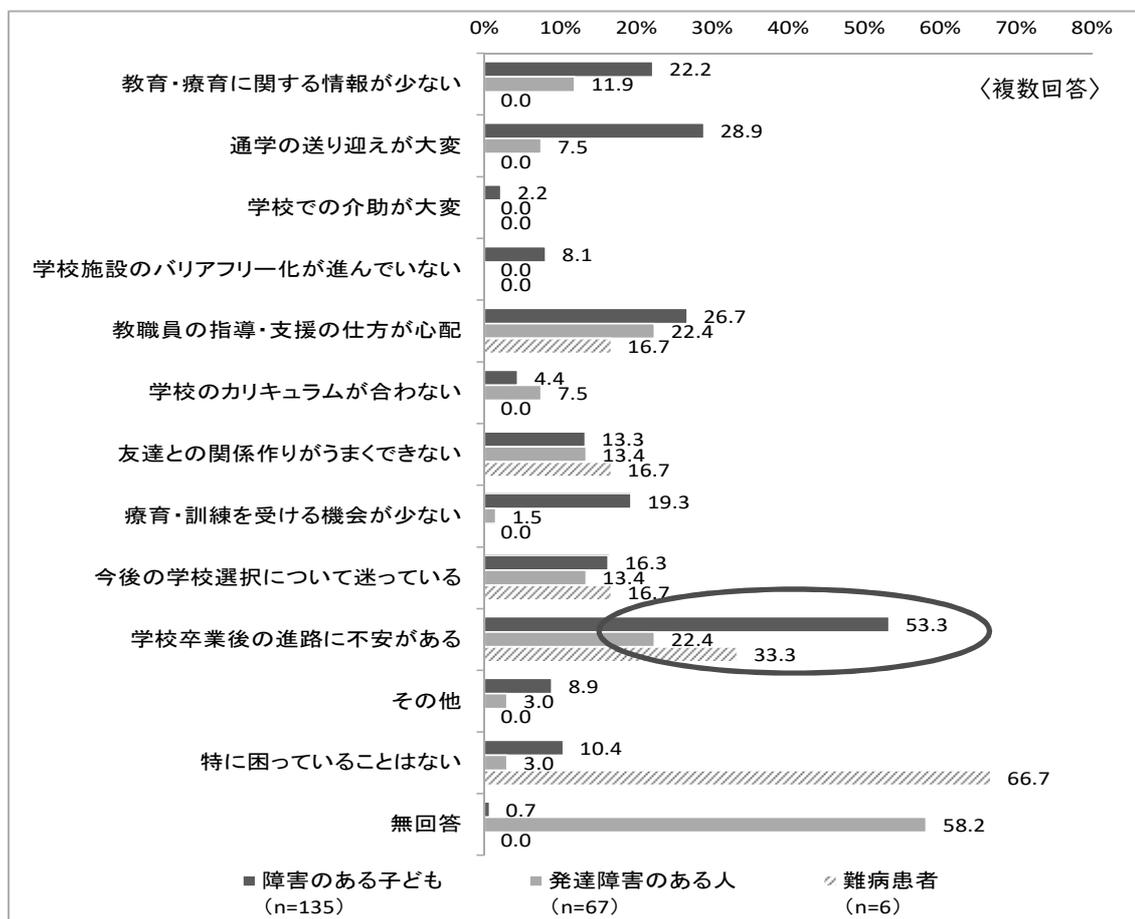
【就労継続期間】



ウ 学校や教育について

イ) 障害のある子どもの5割程度、発達障害のある人の2割程度の人が、学校卒業後の進路に不安を感じています。

【学校での困りごと（障害のある子ども、発達障害のある人、難病患者のみ）】



(3) 支援体制と障害福祉サービス

ア 生活に関する悩みなどの相談について

イ) いずれの障害種別も、生活に関する悩み・不安の相談相手としては「家族や親せき」を最も多く挙げています。続いて多かった相談相手は、「利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員」のほか「友人・知人・地域の人」でした。障害のある子ども、発達障害のある人では「友人・知人・地域の人」よりも「通園施設や学校などの先生」が多くなっています。

【生活に関する悩み・不安の相談相手（上位5位）】

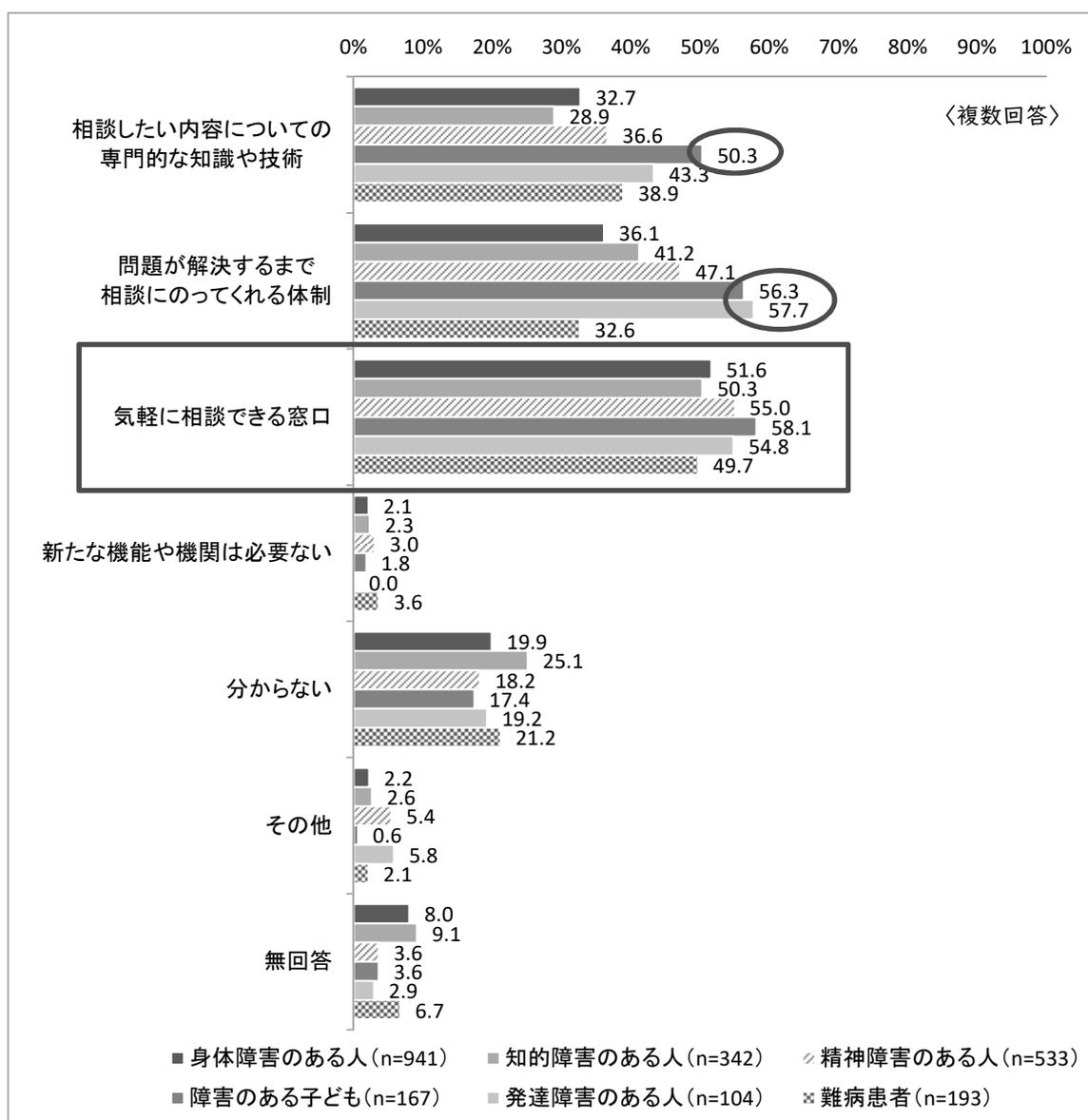
〈複数回答〉

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
1位	家族や親せき (62.5%)	家族や親せき (57.3%)	家族や親せき (52.5%)	家族や親せき (70.7%)	家族や親せき (82.7%)	家族や親せき (61.7%)
2位	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (28.1%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (40.9%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (50.7%)	通園施設や学校などの先生 (29.3%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (30.8%)	友人・知人・地域の人 (29.0%)
3位	友人・知人・地域の人 (21.1%)	友人・知人・地域の人 (10.5%)	友人・知人・地域の人 (23.6%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (20.4%)	通園施設や学校などの先生 (23.1%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (22.8%)
4位	行政の相談窓口 (8.2%)	職場の上司や同僚 (9.1%)	行政の相談窓口 (13.9%)	友人・知人・地域の人 (9.0%)	友人・知人・地域の人 (14.4%)	職場の上司や同僚 (8.3%)
						行政の相談窓口 (8.3%)
5位	職場の上司や同僚 (5.0%)	行政の相談窓口 (8.8%)	職場の上司や同僚 (7.9%)	その他 (7.2%)	その他 (7.7%)	

〈参考〉	相談できる人がいない (4.6%)	相談できる人がいない (2.3%)	相談できる人がいない (7.5%)	相談できる人がいない (2.4%)	相談できる人がいない (0.0%)	相談できる人がいない (3.1%)
	相談しない (7.7%)	相談しない (6.1%)	相談しない (5.6%)	相談しない (7.8%)	相談しない (6.7%)	相談しない (9.8%)

ウ) 今後、相談機関に求めるものとしては、どの障害種別でも約半数が「気軽に相談できる窓口」を挙げていました。また、障害のある子どもにおいては「専門的な知識や技術」「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」、発達障害のある人においては「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」が半数を超えています。

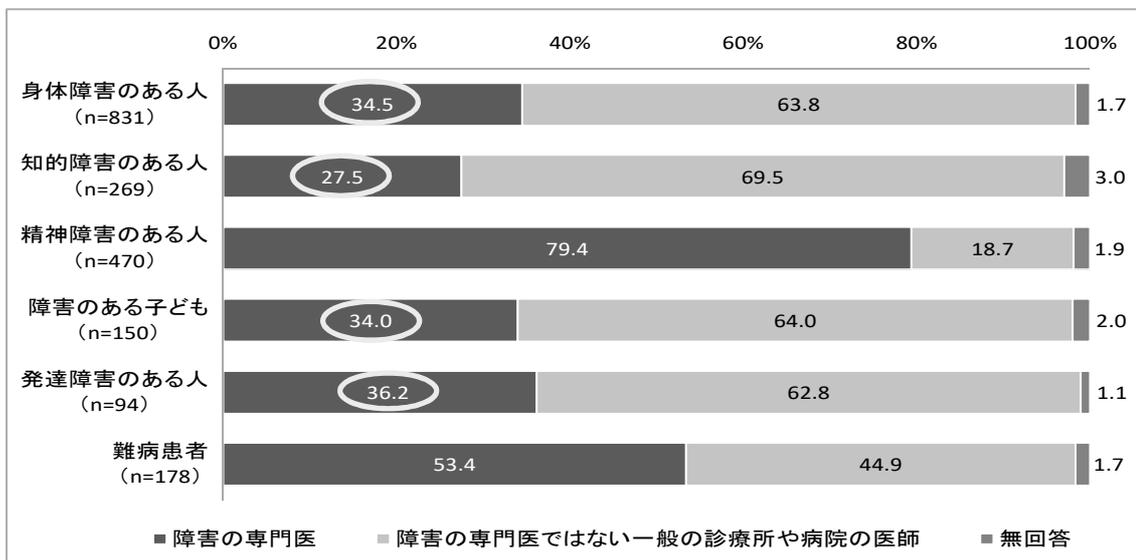
【相談機関に必要なこと】



イ 医療機関の利用について

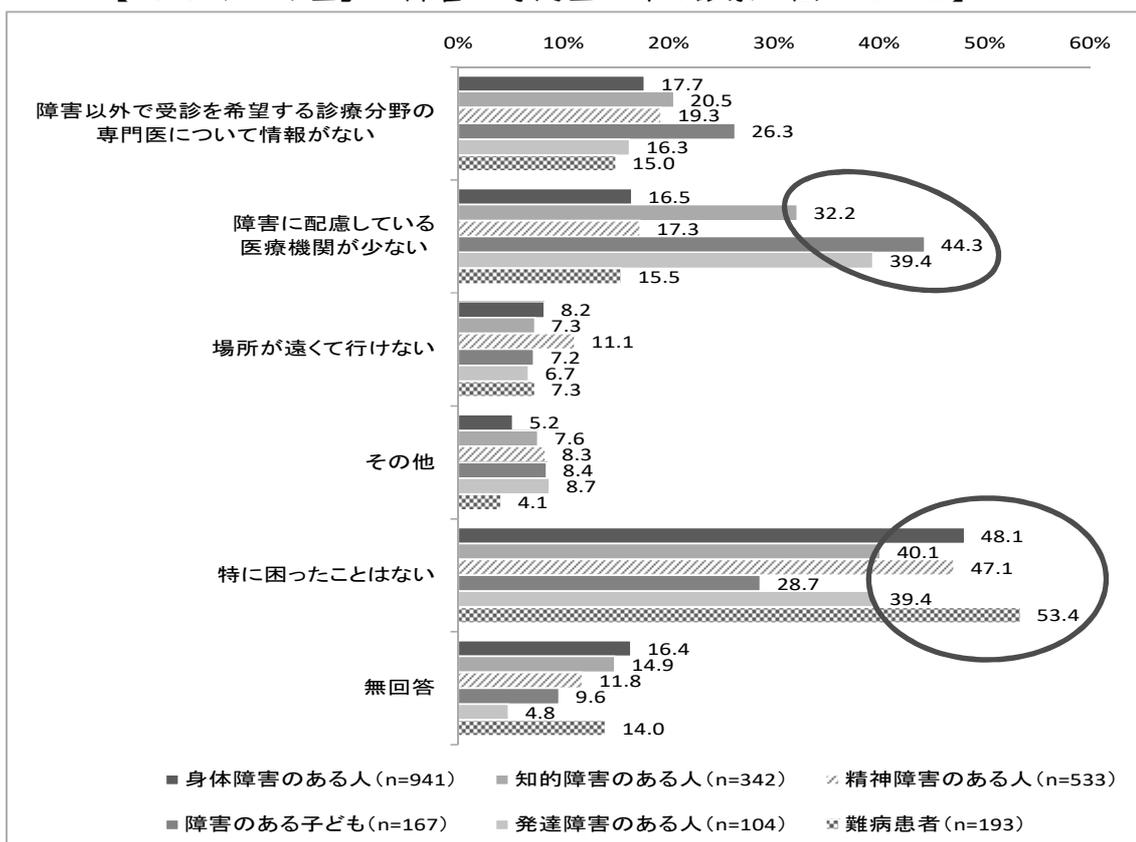
ア) 精神障害のある人と難病患者を除き、かかりつけ医が障害の専門医である割合は3割程度となっています。

【「かかりつけ医」は障害の専門医かどうか】



イ) かかりつけ医や障害の専門医以外の診察で困ったこととして、障害のある子ども以外は「特に困ったことはない」が最も多く、知的障害のある人と障害のある子ども、発達障害のある人では「障害に配慮している医療機関が少ない」が多くなっていました。

【「かかりつけ医」や障害の専門医以外の診察で困ったこと】



ウ 障害福祉サービス等の利用について

ア) 身体障害のある人では「居宅介護」「同行援護」「生活介護」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「移動支援事業」の利用が比較的多く、将来的には特に「居宅介護」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「移動支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（身体障害のある人）】(n=941)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ 必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	18.6	69.4	15.0	47.8
		重度訪問介護	4.8	79.2	5.8	55.5
		同行援護	10.4	74.1	8.3	54.0
		行動援護	2.4	78.7	3.4	56.7
		重度障害者等包括支援	3.2	79.2	3.6	56.7
		施設入所支援	3.8	79.4	4.6	55.5
		短期入所（ショートステイ）	5.7	77.3	8.3	52.9
		療養介護	4.1	78.4	4.4	55.5
		生活介護	11.6	72.6	10.3	52.5
	訓練等給付	自立生活援助	6.6	76.9	6.0	54.1
		共同生活援助（グループホーム）	2.1	80.7	3.3	57.7
		自立訓練	6.6	76.1	7.9	52.7
		就労移行支援	2.2	80.0	3.6	57.1
		就労継続支援	5.8	76.3	7.4	54.7
		就労定着支援	1.4	79.7	2.7	57.9
	支相計 援談画	計画相談支援	16.5	61.4	15.0	44.3
	談地 支域 援相	地域移行支援	2.1	80.0	4.4	53.7
		地域定着支援	3.8	78.6	7.7	51.1
	地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	1.7	84.1	2.4	61.6
手話通訳派遣事業		1.3	81.6	1.1	64.5	
要約筆記派遣事業		0.9	81.0	1.1	63.9	
日常生活用具の給付		23.3	62.1	25.8	40.0	
移動支援事業		9.1	75.2	12.4	51.4	
地域活動支援センター		2.3	81.2	5.8	55.3	
訪問入浴サービス事業		2.2	81.4	3.4	60.6	
福祉ホーム		0.5	82.7	4.3	58.9	
日中一時支援事業（日帰りショート）		2.8	80.4	5.4	57.7	
パソコンサポーター		1.0	83.2	8.7	54.9	
障害者スポーツ教室		1.6	81.7	10.8	52.7	
中途視覚障害者緊急生活訓練事業		1.8	80.8	5.1	59.2	
重度障害者大学等進学支援事業		0.2	80.0	0.9	63.3	
重度障害者等就労支援特別事業		0.1	80.6	1.8	61.2	

イ) 知的障害のある人では「短期入所」「生活介護」「共同生活援助」「就労継続支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「行動援護」「短期入所」「生活介護」「共同生活援助」「就労継続支援」「計画相談支援」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（知的障害のある人）】 (n=342)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	6.7	75.1	7.3	48.2
		重度訪問介護	0.6	78.1	2.3	52.0
		同行援護	0.6	77.8	2.3	52.6
		行動援護	7.6	75.1	13.2	41.2
		重度障害者等包括支援	0.6	77.8	2.0	52.9
		施設入所支援	8.5	71.6	9.9	45.6
		短期入所（ショートステイ）	16.1	66.1	23.4	38.6
		療養介護	2.9	74.9	4.7	50.9
		生活介護	22.2	60.2	19.0	41.8
	訓練等給付	自立生活援助	3.5	74.3	8.8	41.8
		共同生活援助（グループホーム）	13.7	69.3	16.4	39.2
		自立訓練	5.8	74.6	10.2	42.1
		就労移行支援	4.4	73.4	7.6	43.3
		就労継続支援	25.1	56.4	23.4	32.7
		就労定着支援	4.4	72.5	5.8	47.1
	支相計 援談画	計画相談支援	34.2	43.0	26.9	27.2
	地 域 支 援 相	地域移行支援	2.6	73.1	7.3	40.4
地域定着支援		2.6	74.3	8.5	37.7	
地 域 生 活 支 援 等	成年後見制度利用支援事業	4.4	79.2	8.2	41.8	
	手話通訳派遣事業	0.3	75.7	0.6	53.2	
	要約筆記派遣事業	0.3	75.7	0.6	52.6	
	日常生活用具の給付	4.4	75.4	5.0	50.9	
	移動支援事業	5.8	74.6	12.9	44.7	
	地域活動支援センター	3.8	75.7	9.4	40.9	
	訪問入浴サービス事業	0.6	78.7	1.8	54.7	
	福祉ホーム	1.5	77.2	5.8	48.0	
	日中一時支援事業（日帰りショート）	8.2	71.6	14.0	43.9	
	パソコンサポーター	1.2	78.1	7.0	48.8	
	障害者スポーツ教室	2.9	75.7	15.8	39.8	
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	0.3	77.5	2.0	53.2	
	重度障害者大学等進学支援事業	0.0	77.2	0.3	55.0	
	重度障害者等就労支援特別事業	0.0	77.2	0.3	53.5	

ウ) 精神障害のある人では「居宅介護」「自立生活援助」「就労移行支援」「就労継続支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「居宅介護」「自立生活援助」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「計画相談支援」「地域定着支援」「パソコンサポーター」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（精神障害のある人）】(n=533)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	16.3	72.6	13.3	51.2
		重度訪問介護	1.9	82.4	2.6	62.9
		同行援護	1.3	83.3	2.8	61.5
		行動援護	4.1	82.0	8.3	54.4
		重度障害者等包括支援	0.8	83.9	1.9	62.3
		施設入所支援	0.6	84.2	2.1	63.0
		短期入所（ショートステイ）	3.9	81.8	5.6	58.9
		療養介護	1.5	83.7	3.8	60.4
	生活介護	3.9	81.2	4.3	59.3	
	訓練等給付	自立生活援助	16.5	69.8	21.0	42.8
		共同生活援助（グループホーム）	7.7	78.4	10.3	52.2
		自立訓練	8.1	77.3	13.7	44.3
		就労移行支援	12.4	73.4	17.8	36.6
		就労継続支援	20.8	65.5	25.9	30.6
		就労定着支援	6.0	78.6	15.4	39.8
	支相計 援談画	計画相談支援	37.3	48.8	32.8	33.0
談地 支域 援相	地域移行支援	5.1	79.5	12.0	45.8	
	地域定着支援	7.3	77.7	16.3	43.3	
地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	2.8	84.6	5.8	52.0	
	手話通訳派遣事業	0.0	85.4	0.6	65.3	
	要約筆記派遣事業	0.0	85.4	0.6	65.3	
	日常生活用具の給付	2.6	83.9	7.3	58.7	
	移動支援事業	1.7	84.4	6.4	58.3	
	地域活動支援センター	3.4	82.7	10.7	50.3	
	訪問入浴サービス事業	0.6	85.2	2.4	64.2	
	福祉ホーム	2.1	84.2	8.1	55.9	
	日中一時支援事業（日帰りショート）	3.2	82.4	7.5	57.2	
	パソコンサポーター	0.2	85.9	13.7	48.4	
	障害者スポーツ教室	0.9	85.4	12.6	50.7	
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	0.6	85.2	3.6	60.8	
	重度障害者大学等進学支援事業	0.0	85.4	1.1	64.4	
	重度障害者等就労支援特別事業	0.4	85.0	1.9	62.3	

エ) 障害のある子どもでは「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「日中一時支援事業」の利用が比較的多く、将来的には特に「短期入所」「自立訓練」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」「地域定着支援」「日常生活用具の給付」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。なかでも「放課後等デイサービス」については約7割の人が今後利用したいと答えていました。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（障害のある子ども）】(n=167)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必要ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	3.0	92.8	6.6	76.0
		重度訪問介護	-	-	4.2	79.0
		同行援護	0.0	94.6	1.2	83.2
		行動援護	2.4	92.8	12.6	62.3
		重度障害者等包括支援	0.6	97.0	3.0	78.4
		施設入所支援	-	-	4.2	77.2
		短期入所（ショートステイ）	6.6	91.0	21.0	58.7
		療養介護	-	-	2.4	80.2
		生活介護	-	-	8.4	77.2
	訓練等給付	自立生活援助	-	-	9.6	74.3
		共同生活援助（グループホーム）	-	-	3.0	77.8
		自立訓練	-	-	18.6	61.1
		就労移行支援	-	-	9.0	72.5
		就労継続支援	-	-	9.6	71.9
		就労定着支援	-	-	6.6	76.6
	障害児通所支援	児童発達支援	40.7	55.7	41.9	36.5
		医療型児童発達支援	4.8	91.0	13.2	60.5
		放課後等デイサービス	61.7	37.1	69.5	13.2
		居宅訪問型児童発達支援	0.0	97.0	4.8	77.8
		保育所等訪問支援	11.4	86.2	11.4	68.9
	支入所 障害児	福祉型障害児入所施設	1.8	95.8	5.4	73.1
		医療型障害児入所施設	1.8	95.8	2.4	79.0
	談支 支画 援相	障害児相談支援	48.5	49.1	49.1	29.3
計画相談支援		59.3	38.9	59.9	22.2	
談支 支画 援相	地域移行支援	4.8	92.2	11.4	63.5	
	地域定着支援	4.2	92.8	18.0	55.1	
地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	-	-	6.0	76.0	
	手話通訳派遣事業	0.6	97.0	1.8	85.6	
	要約筆記派遣事業	0.0	97.6	1.8	85.0	
	日常生活用具の給付	15.6	82.0	19.2	62.9	
	移動支援事業	1.8	95.2	10.8	73.7	
	地域活動支援センター	1.8	95.8	13.2	64.7	
	訪問入浴サービス事業	0.0	97.6	3.6	83.2	
	福祉ホーム	-	-	3.0	82.0	
	日中一時支援事業（日帰りショート）	13.8	83.2	26.9	53.3	
	パソコンサポーター	0.0	97.6	6.6	76.0	
	障害者スポーツ教室	3.6	94.0	28.1	50.9	
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	0.0	97.6	3.6	83.8	
	重度障害者大学等進学支援事業	-	-	1.2	86.2	
	重度障害者等就労支援特別事業	0.0	97.6	1.8	86.8	

オ) 発達障害のある人では「生活介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「短期入所」「共同生活援助」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」「移動支援事業」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（発達障害のある人）】 (n=104)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	2.9	92.3	2.9	81.7
		重度訪問介護	0.0	94.2	1.0	85.6
		同行支援	0.0	94.2	1.0	84.6
		行動支援	2.9	91.3	10.6	67.3
		重度障害者等包括支援	0.0	94.2	1.9	77.9
		施設入所支援	1.9	93.3	4.8	76.9
		短期入所（ショートステイ）	4.8	91.3	18.3	68.3
		療養介護	0.0	95.2	1.0	84.6
		生活介護	12.5	82.7	11.5	69.2
	訓練等給付	自立生活援助	1.0	94.2	6.7	67.3
		共同生活援助（グループホーム）	5.8	90.4	17.3	64.4
		自立訓練	0.0	95.2	12.5	62.5
		就労移行支援	0.0	95.2	9.6	65.4
		就労継続支援	6.7	89.4	11.5	66.3
		就労定着支援	0.0	95.2	5.8	72.1
	障害児通所支援	児童発達支援	17.4	79.7	27.5	53.6
		医療型児童発達支援	1.4	94.2	7.2	68.1
		放課後等デイサービス	69.6	27.5	62.3	26.1
		居宅訪問型児童発達支援	0.0	92.8	0.0	82.6
		保育所等訪問支援	1.4	91.3	2.9	79.7
	支所 障害児	福祉型障害児入所施設	0.0	92.8	1.4	84.1
		医療型障害児入所施設	0.0	92.8	1.4	82.6
	談 支 画 援 相	障害児相談支援	31.9	62.3	30.4	53.6
		計画相談支援	45.2	49.0	45.2	38.5
	談 地 支 域 援 相	地域移行支援	1.9	92.3	8.7	69.2
		地域定着支援	1.0	93.3	9.6	64.4
	地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	1.9	93.3	9.6	66.3
手話通訳派遣事業		0.0	94.2	0.0	82.7	
要約筆記派遣事業		0.0	94.2	0.0	81.7	
日常生活用具の給付		1.0	93.3	3.8	83.7	
移動支援事業		7.7	86.5	19.2	64.4	
地域活動支援センター		1.0	93.3	12.5	63.5	
訪問入浴サービス事業		0.0	94.2	0.0	89.4	
福祉ホーム		1.0	92.3	1.0	81.7	
日中一時支援事業（日帰りショート）		4.8	89.4	15.4	70.2	
パソコンサポーター		0.0	95.2	8.7	74.0	
障害者スポーツ教室		5.8	88.5	29.8	49.0	
中途視覚障害者緊急生活訓練事業		0.0	94.2	1.9	82.7	
重度障害者大学等進学支援事業		0.0	94.2	1.0	84.6	
重度障害者等就労支援特別事業		0.0	94.2	1.0	82.7	

※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、障害児相談支援は18歳未満の回答です。(n=69)

キ) 難病患者では「居宅介護」「障害児相談支援」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」の利用が比較的多く、将来的に利用したいサービスも同様のものでした。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（難病患者）】 (n=193)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ 必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	11.9	80.3	11.4	63.2
		重度訪問介護	3.6	87.6	3.1	70.5
		同行援護	1.0	88.6	2.1	74.6
		行動援護	2.1	88.6	2.1	71.5
		重度障害者等包括支援	1.6	90.2	2.6	68.4
		施設入所支援	5.2	88.6	2.6	71.0
		短期入所（ショートステイ）	3.6	88.1	8.8	67.9
		療養介護	1.6	90.2	2.6	70.5
		生活介護	7.3	85.5	4.1	71.0
	訓練等給付	自立生活援助	4.7	86.5	5.7	69.4
		共同生活援助（グループホーム）	3.1	89.6	4.7	71.0
		自立訓練	5.2	86.5	9.3	66.3
		就労移行支援	2.6	89.6	6.2	69.9
		就労継続支援	9.3	82.9	9.8	65.3
		就労定着支援	1.0	90.2	6.2	71.0
	障害児通所支援	児童発達支援	0.0	100.0	0.0	100.0
		医療型児童発達支援	0.0	100.0	0.0	100.0
		放課後等デイサービス	0.0	100.0	14.3	85.7
		居宅訪問型児童発達支援	0.0	100.0	0.0	100.0
		保育所等訪問支援	0.0	100.0	14.3	85.7
	障害児 支入所 支所	福祉型障害児入所施設	0.0	100.0	0.0	100.0
		医療型障害児入所施設	0.0	100.0	0.0	100.0
	計 支 画 支 相	障害児相談支援	14.3	85.7	14.3	85.7
		計画相談支援	17.1	72.0	15.5	59.6
	地 支 域 支 相	地域移行支援	1.6	89.1	4.1	69.4
		地域定着支援	3.1	88.1	8.8	66.8
	地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	1.0	92.2	5.7	70.5
		手話通訳派遣事業	0.0	90.7	0.5	80.8
		要約筆記派遣事業	0.0	90.7	0.0	81.3
		日常生活用具の給付	14.0	78.8	14.5	61.1
移動支援事業		3.1	89.1	8.8	69.4	
地域活動支援センター		0.5	92.2	6.2	70.5	
訪問入浴サービス事業		1.6	90.7	3.1	74.1	
福祉ホーム		0.5	91.7	4.7	71.5	
日中一時支援事業（日帰りショート）		1.6	90.2	6.2	68.4	
パソコンサポーター		1.0	92.2	5.7	73.1	
障害者スポーツ教室		0.0	91.7	5.7	73.1	
中途視覚障害者緊急生活訓練事業		0.5	90.7	2.6	78.2	
重度障害者大学等進学支援事業		0.0	90.2	0.5	78.8	
重度障害者等就労支援特別事業		0.5	89.6	1.6	79.3	

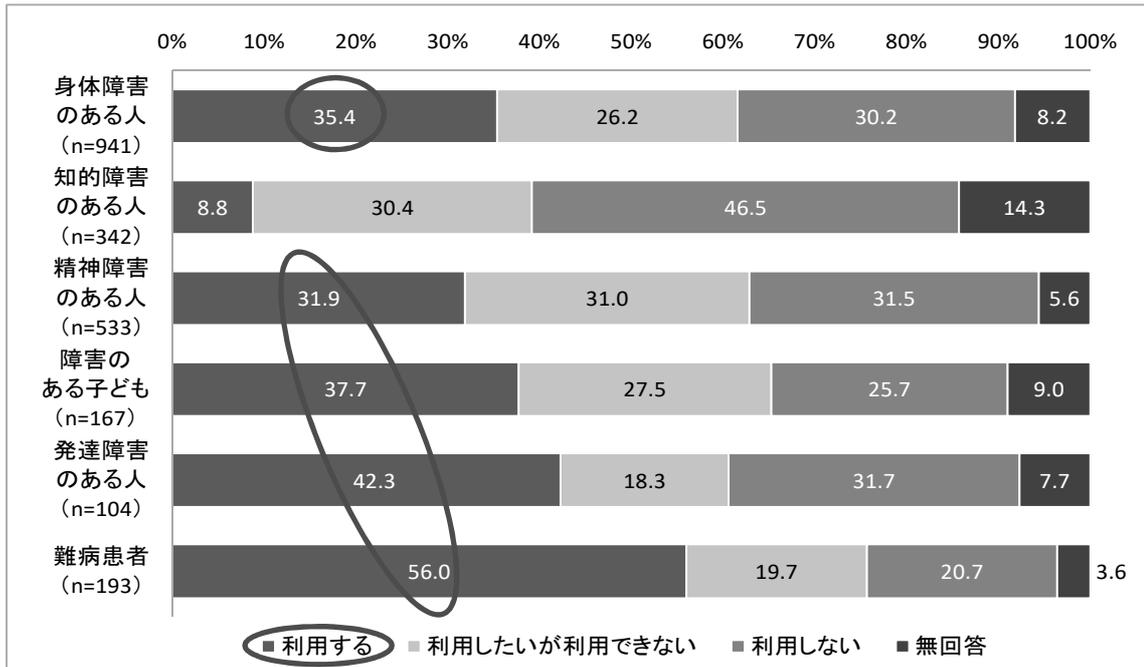
※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、障害児相談支援は18歳未満の回答です。(n=7)

(4) 地域生活と防災、人権

ア 情報収集・コミュニケーション支援について

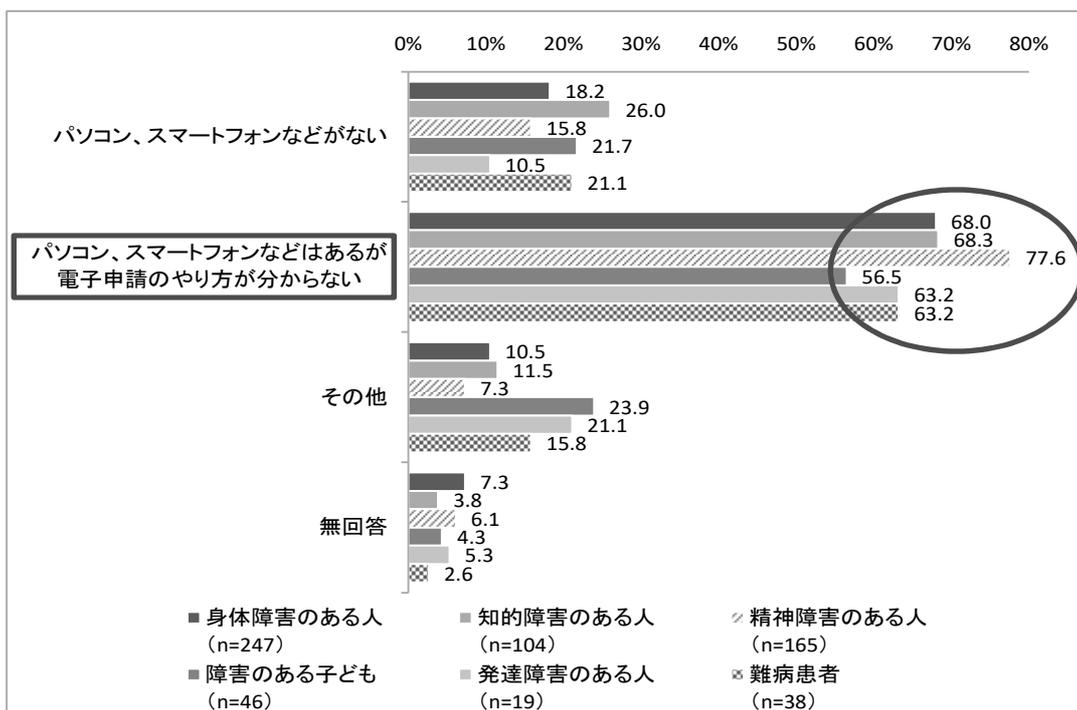
- イ) 知的障害のある人を除き利用希望が多い傾向にあります。 「利用したいが利用できない」と「利用しない」との回答も2～3割程度を占めています。
- ロ) いずれの障害種別も「パソコン、スマートフォンなどはあるが電子申請のやり方が分からない」が最も多くなっています。

【電子申請の利用意向】



【電子申請できない理由】

〈複数回答〉



イ 災害時の対応について

イ) 災害時に必要な支援として「避難のときに、声かけや誘導などをしてもらえること」「避難所での障害や医療に対しての必要な配慮が得られること」が特に求められています。また、身体障害のある人や知的障害のある人、障害のある子どもでは「避難のときに、介助してくれること」も必要とされている傾向にあります。

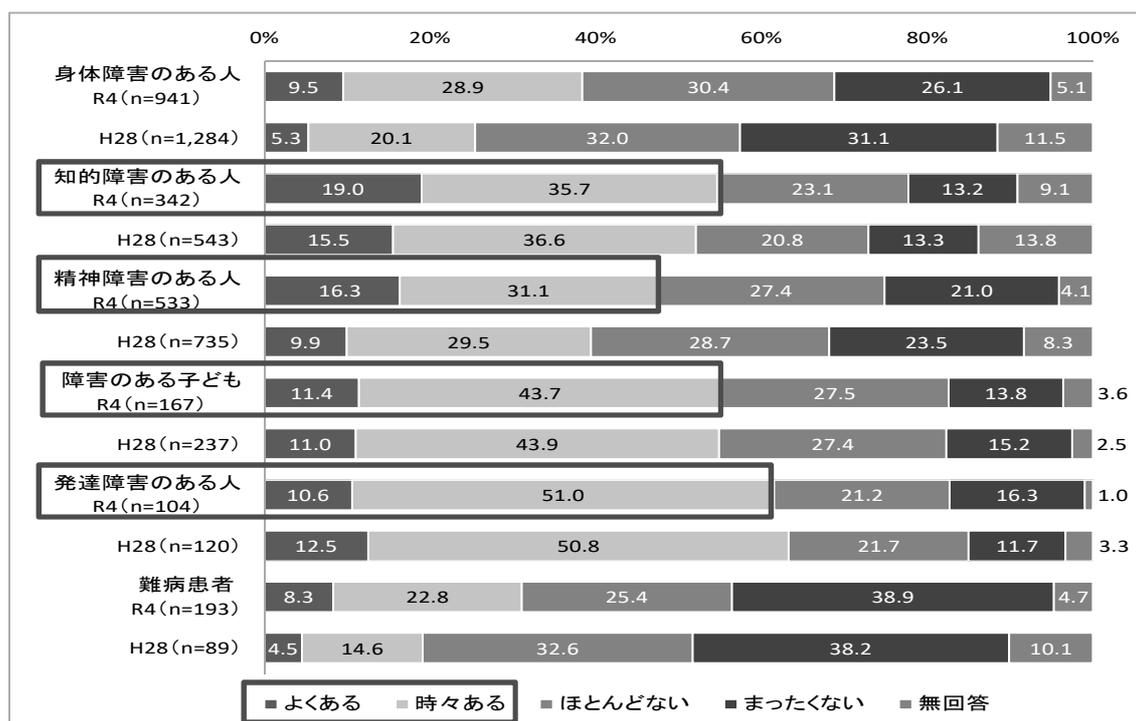
〈複数回答〉(%)

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
避難のときに、声かけや誘導などをしてもらえること	41.9	59.1	49.2	58.7	66.3	31.6
避難のときに、介助してくれること	43.9	41.2	15.4	55.7	32.7	22.3
災害情報や避難情報などがわかりやすい表示板や放送で提供されること	28.5	24.3	37.7	28.7	26.0	28.5
避難所での障害や医療に対しての必要な配慮が得られること	46.4	47.7	43.5	52.7	41.3	37.8
指定避難所以外の場所に避難している人も支援してもらえること	27.7	27.8	27.8	35.3	34.6	30.1
その他	1.8	1.5	3.6	4.2	7.7	1.6
特に必要ない	10.9	4.7	10.9	3.0	7.7	21.8
分からない	6.5	9.9	11.4	3.6	3.8	4.7
無回答	4.4	6.4	3.6	3.6	2.9	5.2

ウ 障害のある人の人権や差別問題について

イ) 差別を受けた経験については、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子ども、発達障害のある人で半数程度を占めていました。平成28年調査結果と比較しても概ね増えています。

【差別を受けた経験】



ロ) 差別解消のために必要な取り組みとして、「学校の授業などで福祉の学習をする」が最も多く選ばれており、他にも「障害者とともに過ごす機会を増やす」が多く挙げられていました。障害者理解の推進のために、啓発・広報活動のほか、障害のある人と地域で交流する機会を増やすことが肝要だと考えられます。

【差別やいやな思いを軽減するために必要と思うこと】〈複数回答〉(%)

	身体障害 のある人 (n=941)	知的障害 のある人 (n=342)	精神障害 のある人 (n=533)	障害の ある子ども (n=167)	発達障害 のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
北九州市が講演会や冊子などで啓発する	20.8	21.9	22.7	11.4	26.0	24.9
学校の授業などで福祉の学習をする	42.2	41.5	35.3	68.3	63.5	44.6
地域での交流やボランティア活動などで、障害者とともに過ごす機会を増やす	29.8	34.8	21.4	39.5	37.5	23.8
障害者団体や関係団体などが啓発する	14.0	16.4	20.3	12.6	19.2	13.5
市の相談窓口を増やす	22.7	19.3	30.4	20.4	15.4	20.2
その他	6.8	3.2	10.9	9.0	11.5	5.7
分からない	25.1	26.3	28.1	18.6	22.1	28.5
無回答	8.7	13.2	6.0	3.0	1.0	5.2

(5) 市政への要望、意見

ア 保護者への質問（障害のある子ども・発達障害のある人のみ）

- イ) 障害のある子どもをもつ家族に対して必要な支援として、要望が特に強いのは「義務教育から高等教育や就職まで、切れ目なく相談できる体制」「早い段階から、教育に関する支援制度の情報を提供する体制」「保護者が病気のときなど、緊急時に対応してもらえる体制」でした。

【障害のある子どもを持つ家族に対して必要な支援】〈複数回答〉(%)

	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)
早い段階から、教育に関する支援制度の情報を提供する体制	67.7	75.0
義務教育から高等教育や就職まで、切れ目なく相談できる体制	83.2	84.6
障害のある子どもを持つ保護者の経験を共有する機会	45.5	53.8
通園、通学の支援	63.5	34.6
医療的ケアの必要な障害児の在宅での支援	22.8	21.2
休日でも、子どもを日中預けることができる支援の充実	51.5	39.4
保護者の就職活動や兄弟児の学校行事などで利用できる 日中一時支援事業（日帰りショート）の充実	40.7	43.3
保護者が病気のときなど、緊急時に対応してもらえる体制	68.3	60.6
障害のある子どもの兄弟姉妹への支援	50.3	39.4
子どもの障害について知識を得るための専門研修など	43.7	51.0
その他教育に関する相談支援	12.0	20.2
その他保護者の就労支援	9.6	6.7
その他家族等の負担を軽減する支援	15.0	16.3
日々の心配ごとや将来への不安を軽減する支援	22.2	23.1
その他の支援	6.0	5.8
新たな支援の必要は無い	0.0	0.0
分からない	1.8	1.0
無回答	1.2	2.9

ロ) 国・県・市などに特に力を入れてほしいことは、障害種別ごとに特徴が出ており、身体障害のある人では「経済的負担・医療費負担の軽減」「バリアフリー化」、知的障害のある人では「虐待防止への取り組み」「経済的負担の軽減」「障害・介護サービスに関わる人材の育成や事業所の質の確保」、精神障害のある人では「経済的負担・医療費負担の軽減」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」、障害のある子どもと発達障害のある人では「適切な学校教育や放課後の見守り」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」「早期からの療育体制整備」、難病患者では「経済的負担・医療費負担の軽減」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」が多く挙げられています。

【国や県・市などに力を入れて欲しいこと】 <複数回答> (%)

	身体障害 のある人 (n=941)	知的障害 のある人 (n=342)	精神障害 のある人 (n=533)	障害の ある子ども (n=167)	発達障害 のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
地域での交流や障害のある方への理解を深めるような啓発・広報活動	28.9	34.8	31.0	26.9	29.8	24.9
障害のある人の虐待防止への取り組み	24.9	44.4	28.5	41.3	30.8	21.8
働く場を広げるための企業へ働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実	32.4	28.1	41.1	52.7	44.2	33.2
障害福祉サービス事業所等の物品やサービスの受注増や販路拡大を支援する取り組み	13.8	19.0	13.9	12.6	16.3	13.0
障害のある子どもを早期から療育する体制の整備	17.1	21.9	18.6	50.9	57.7	21.8
適切な学校教育や放課後の見守り	7.8	9.9	11.6	59.3	48.1	13.0
医療費負担の軽減	34.0	23.1	46.0	22.8	18.3	56.5
年金や交通費の割引制度などを充実させることによる経済的負担の軽減	52.5	42.4	56.8	28.7	19.2	45.6
障害・介護サービスに関わる人材の育成やサービスを提供する事業所の質の確保	28.1	38.0	20.6	37.1	40.4	20.7
障害のある人やその家族によるセルフヘルプ活動等の当事者活動の推進	8.8	9.1	6.2	7.8	9.6	9.8
ボランティア活動に対する支援	7.4	6.4	4.1	1.2	1.9	6.2
障害のある人に配慮した住宅やグループホーム、福祉ホームなどの確保	21.9	37.7	19.1	21.0	27.9	18.1
道路や歩道の整備と、建物や交通機関のバリアフリー化	35.9	10.2	11.1	9.6	1.9	23.3
手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳(朗読)などによる、意思や情報伝達の確保	5.8	0.9	1.5	3.0	1.0	2.1
文化・スポーツなどへの参加に対する支援と、支援する人材の育成	7.1	6.4	4.5	10.8	10.6	2.6
日中過ごせる場所の充実	13.7	26.0	24.8	18.0	23.1	14.5
その他	3.1	3.5	5.8	4.2	7.7	4.7
無回答	5.8	9.4	6.0	1.8	2.9	4.7

北九州市障害者計画

第3章 北九州市障害者計画の概要

1 計画の基本理念

(1) 基本的な考え方

障害者基本法第1条に規定されているように、障害福祉施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障害福祉施策の基本的な方向を定めます。

また、障害のある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえた上で、障害者基本法の各基本原則にのっとり、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(2) 国の障害者基本計画（第5次）のポイント

国は、障害者基本法に基づき、令和5年度から令和9年度（2027年度）を計画期間とする障害者基本計画（第5次）を策定しています。

国の障害者基本計画（第5次）では、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されているとし、目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取組みを進めていくことが重要であるとしています。

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

「北九州市障害者計画」においても、国の障害者基本計画（第5次）の基本的な考え方や新たな施策を反映し、障害福祉施策を進めます。

(3) 基本理念

全ての障害のある人が、障害のない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害福祉施策を実施することとして基本理念を定めます。

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、
互いの人格や個性を尊重し合いながら、
安心していきいきと暮らすことのできる
共生のまちづくり

～ 障害があっても一人の市民として、
自分らしく生活できる地域社会の実現 ～

2 計画の推進に向け考慮すべき社会情勢の変化

(1) 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応

感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障害のある人を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本計画に掲げる各種施策についても、非常時に障害のある人が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組みを進めることが求められています。

(2) 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、本計画においても、その重要性に何ら変わるところはありません。障害者施策の推進に当たっては、SDGs推進の取組みとも軌を一にし、障害のある人のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組みを推進することが求められています。

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、「心のバリアフリー」（様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと）などの機運を一過性のものとすることなく、本計画においても引き続き理解促進に継続して取り組むことが求められています。

3 すべての施策に共通する横断的視点

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害のある人の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。加えて、社会的障壁の除去を進めるにあたっては、障害のある人の参加を確保し、障害のある人の意見を施策に反映させるとともに、障害のある人・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障害のある人と障害のない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組みを進めていくことが重要です。

そのためには、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や障害のある人による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による

環境整備と障害者差別解消法や北九州市障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供を両輪として障害のある人のアクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと）向上を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組みをより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

また、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組みが行われる必要があります。このため、障害者差別解消法、北九州市障害者差別解消条例及び障害者雇用促進法に基づき、障害者団体を始めとする様々な主体の取組みと連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組みを積極的に推進していきます。

（２）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

（生涯を通じた切れ目のない支援）

障害のある人の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害のある人が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法第２条の障害者の定義を踏まえ、障害福祉施策は、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害のある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

（３）障害特性等に配慮したきめ細かい支援

（一人ひとりに応じた個別的な支援）

障害のある人一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障害福祉施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しいことに留意する必要があります。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(4) 障害のある女性をはじめ、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組みの推進

障害者基本条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障害のある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対するきめ細かい配慮が求められることを踏まえて障害福祉施策を策定し、及び実施する必要があります。

例えば、障害のある子どもに対しては、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえた、子どもと家族に対する妊娠期からの切れ目のない継続支援を早期から行うことが必要で、成人の障害のある人とは異なる支援を行う必要性があります。また、障害のある高齢者は、障害に加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることや、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれている場合があることにも留意する必要があります。

(5) 計画的かつ実効性のある取組みの推進

障害福祉施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、市関係部局は情報の共有化と相互間の緊密な連携・協力を図ります。

各分野において障害福祉施策の一義的な責任を負うこととなる各業務所管課は、本計画に掲げるそれぞれの分野における具体的な施策を、他の分野の施策との連携の下、総合的に実施します。

各業務所管課は、障害のある人やその家族をはじめとする関係者の意見を聴きつつ、本計画に基づく取組みの計画的な実施に努めます。また、障害福祉施策を適切に講ずるため、障害のある人の状況や障害福祉施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害のある人の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ、その充実に努めます。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害福祉施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

市の付属機関である北九州市障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、市全体の見地から本計画の実施状況及びその効果を把握・評価し、市の取組みを監視します。

さらに、障害のある方の自立と社会参加に関する取組みを社会全体で進めるため、市における様々な活動の実施に当たっては、障害者団体、障害福祉関係団体、地域福祉団体等の協力を得るように努めます。

4 計画の基本目標

基本目標 I 人権の尊重と共生社会の実現

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除くために、障害に配慮したまちづくりや情報提供の充実に取り組むとともに、市民が障害や障害のある人について正しく理解できるよう広報や啓発に努めます。

これにより、障害のある人と障害のない人が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことのできる社会を目指します。

基本目標 II 安心して暮らすための支援体制の整備

障害のある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で生活を支える体制づくりに取り組みます。

これにより、障害のある人が自らの決定に基づいて、身近な地域で生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会を目指します。

基本目標 III 豊かな社会生活と自立の支援

障害のある人の自立や社会参加を推進するために、障害の特性を踏まえた教育や適性に応じてその能力を発揮できる就労、芸術・文化・スポーツ等に親しむことができる社会環境の整備に取り組めます。

これにより、障害のある人が社会を構成する一員として、自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会を目指します。

5 計画の体系

【基本理念】	【社会情勢 の変化】	【横断的視点】	【基本目標】と【分野】
<p>障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり</p> <p>障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現</p>	<p>1 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応</p> <p>2 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）</p> <p>3 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続</p>	<p>1 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進</p> <p>2 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援（生涯を通じた切れ目のない支援）</p> <p>3 障害特性等に配慮したきめ細かい支援（一人ひとりに応じた個別的な支援）</p> <p>4 障害のある女性をはじめ、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組みの推進</p> <p>5 計画的かつ実効性のある取り組みの推進</p>	<p>基本目標Ⅰ</p> <p>人権の尊重と共生社会の実現</p> <p>【分野1】 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止</p> <p>【分野2】 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）</p> <p>【分野3】 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）</p> <p>【分野4】 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）</p> <p>基本目標Ⅱ</p> <p>安心して暮らすための支援体制の整備</p> <p>【分野5】 自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）</p> <p>【分野6】 保健・医療の推進</p> <p>基本目標Ⅲ</p> <p>豊かな社会生活と自立の支援</p> <p>【分野7】 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）</p> <p>【分野8】 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進</p> <p>【分野9】 芸術文化活動・スポーツ等の振興</p>

第4章 具体的な取組み

Ⅰ 基本目標と施策の分野

【基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現】

分野Ⅰ 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進 及び虐待の防止

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (3) 行政等における配慮の充実
- (4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進
- (5) ボランティア活動等の推進

分野Ⅱ 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

- (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 行政情報のアクセシビリティの向上

分野Ⅲ 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）

- (1) 住まい・住環境の整備
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

分野Ⅳ 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護

【基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備】

分野Ⅴ 自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）

- (1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実
- (5) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (6) 障害福祉を支える人材の育成・支援

分野6 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

【基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援】

分野7 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における支援の推進
- (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

分野8 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 障害者雇用の促進
- (3) 障害特性に応じた就労支援
- (4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援
- (5) 経済的支援の推進

分野9 芸術文化活動・スポーツ等の振興

- (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる社会環境の整備
- (3) 多様な生涯学習の充実

2 基本的な施策

【基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現】

分野Ⅰ 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止

1. 現状と課題

北九州市障害者計画（平成30年度～令和5年度）の主な実績

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法や同法に基づく基本方針、また市条例に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的配慮の提供についての理解を深めるため、職員研修や出前講座などの周知啓発活動に努めました。

また、障害を理由とする差別に関する相談窓口や解決が困難な事案について助言・あっせんを行う第三者機関など、相談・紛争解決等を実施する体制の運用を行いました。

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

障害のある人が、社会生活を送るうえで不利益を受けないよう、権利擁護に向けた取組みを推進するとともに、障害者虐待防止に関する体制の構築に努めました。

(3) 行政等における配慮の充実

障害者差別解消法の規定により策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」に基づき、市職員に対し、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図りました。

(4) 広報・啓発活動の推進

障害者週間や各種行事の開催、障害当事者等を講師とする研修会や出前講演等の取組みを推進するとともに、市政だよりやウェブサイトなどを活用することにより、効果的な周知啓発活動に取り組みました。

(5) 障害及び障害のある人に対する理解の促進

障害のある人や障害福祉団体と協働して、障害特性や必要な配慮等についての周知啓発、理解促進の取組みを実施しました。

(6) ボランティア活動等の推進

障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、ボランティア団体のネットワークづくり等、身近な地域での活動を支援する体制の構築に努めました。

次期計画に向けた課題

- 障害者差別解消法や「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」に基づき、障害のある人とともに、障害を理由とする差別の解消に向けた取組みをより一層推進する必要があります。
- 障害のある人の権利利益が侵害されることのないよう、必要かつ合理的な配慮についての理解を広めることが必要です。
- 障害福祉施策は市民一人一人の理解を得ながら推進していくことが重要であるため、障害及び障害のある人への理解促進に向け、広報・啓発活動に継続して取り組む必要があります。
- 様々な人々がともに支え合い、交流する地域社会を実現するため、ボランティア活動に対する理解を深め、それに携わる人材の育成等に努める必要があります。

2. 基本的な考え方

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の取組みとの連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組みを含め、障害者差別解消法や「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」（以下、「市条例」という。）に基づき、障害者差別の解消に向けた取組みを推進します。

また、障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害のある人、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。

さらに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

加えて、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取組みを着実に推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (3) 行政等における配慮の充実
- (4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進
- (5) ボランティア活動等の推進

4. 基本的な施策

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障害を理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進に努めます。

1-(1)-1 障害を理由とする差別の解消に向けた取組み

障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針並びに市条例に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを着実に進めるとともに、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法並びに障害者差別解消条例の円滑な運用に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な対応を行います。

1-(1)-2 障害を理由とする差別の解消に向けた施策の推進

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や市条例に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得、利用、および意思疎通に係る利便性向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。

1-(1)-3 相談・紛争解決等を実施する体制の運用

障害のある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、障害を理由とする差別に関する相談窓口の運営や、解決が困難な事案について助言・あっせんを行う第三者機関の設置等により、相談・紛争解決等を実施する体制の円滑な運用と、その利用の促進を図ります。

1-(1)-4 人権施策の推進

「人権文化のまちづくり」をキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の3つを基本理念とする「北九州市人権行政指針」に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

障害のある人の権利擁護のため、更なる施策に取り組みます。

1-(2)-1 虐待の予防と早期発見

障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対して、障害者虐待防止法の概要について、積極的に啓発を行うとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。

また、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底するよう、集団指導や実地指導等を通じて事業

者等に対する指導助言を行い、虐待の防止や早期発見に向けて取り組みます。

1-(2)-2 障害のある子どもの保護者への支援

児童虐待の背景のひとつにある、障害のある子どもの子育てに係る課題を踏まえて、保護者に対する相談等の支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。

また、「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行うとともに、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。

1-(2)-3 成年後見制度と成年後見人の支援

成年被後見人等のみならず、成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担軽減を目指します。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあって、複合的な問題に関して相談、協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。

1-(2)-4 成年後見制度の利用環境の整備

成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉・障害者福祉の関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。

また、この地域の連携の効果的な運用を図るとともに、広報、相談等の機能を担う中核的な機関（北九州市成年後見支援センター）を中心に、成年後見制度の利用を促進します。

1-(2)-5 成年後見制度の利用促進

弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みと」、北九州市成年後見支援センター等の関係機関との連携を強化します。

また、判断能力が不十分な高齢者や障害のある人など、成年後見制度の利用を必要とする人を対象に、市長が後見等開始の審判申立てを行ったり、資力の状況に応じて、申立て費用や後見人等への報酬助成を実施します。

1-(2)-6 相談・支援の担い手による取組みの推進

身体・知的障害者相談員を始め、身近な相談・支援の担い手による障害のある人の権利擁護のための取組みを推進するとともに、各相談員等の資質向上を図ります。

1-(2)-7 障害福祉サービス利用者等からの苦情対応

障害福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するために、障害福祉サービス事業者が設けた苦情解決システムや福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会、本市の保健福祉オンブズパーソンの活用を図りながら、障害福祉サービス利用者等の権利擁護に努めます。

1 - (2) - 8 高齢者・障害者あんしん法律相談の推進

障害のある人や高齢者の財産管理等、法律に関わる問題を扱う高齢者・あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士の協力による支援を推進します。

1 - (2) - 9 精神科病院における虐待防止に向けた取組みの推進

精神科病院における虐待の防止、早期発見、再発防止のため、必要な情報収集や適正な指導監督の実施に努めます。

(3) 行政等における配慮の充実

障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、市の職員等における障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるように、行政サービス等における配慮を行います。

1 - (3) - 1 市における合理的配慮の充実

市における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法の規定により策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。

1 - (3) - 2 市職員等の研修の実施

職員研修において、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。

また、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。

1 - (3) - 3 市における行政情報の提供における配慮

市における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

1 - (3) - 4 行政手続きサービスの充実

デジタル技術を活用した情報提供やサービス提供に当たっては、UI（操作性のデザイン）・UX（使い勝手のデザイン）の向上を図り、障害のある人を含む全ての人がわかりやすく、使い勝手の良い環境づくりに努めます。

1 - (3) - 5 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供

選挙にあたっては、点字版「選挙のお知らせ」（選挙公報の点訳版）や音声版「選挙のお知らせ」（選挙公報の音訳版）又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。

1-(3)-6 投票環境の向上と障害のある人の投票機会の確保

移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害のある人が障害特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組を促進します。また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図ります。

指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保を図ります。

主権者教育の充実に向け、障害のある生徒に対する取組について、関係機関と連携して推進していきます。

1-(3)-7 講習等における配慮の提供

障害のある人に不利が生じないように、市が実施する講習等において必要な配慮の提供を推進します。

(4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進

障害及び障害のある人に対する理解を促進するための取組みを推進します。

1-(4)-1 障害のある人の参画による啓発活動の実施

障害や障害のある人に対する市民の関心と理解を深めるため、障害のある人や障害福祉関係団体の参画のもとで、啓発活動を継続的に実施します。

1-(4)-2 障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進

知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害、状態が変動する障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。

1-(4)-3 障害のある人に配慮した設備・整備等の理解促進

点字、手話、視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等、障害のある人に配慮した設備・制度等の取組みに対する市民の理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。

1-(4)-4 学校における人権教育の充実

各学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の一層の充実に努めます。

また、指導者が人権についての意識をさらに高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、研修体制を強化して人権教育の充実を図ります。

1-(4)-5 地域住民等との日常的交流の推進

地域社会における障害のある人への理解を促進するため、障害福祉施設や学校等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、地域活動等において、障害のある人と地域の人とが触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。

1-(4)-6 幅広い広報と啓発活動の推進

障害福祉施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、障害福祉施策の意義について更なる理解の促進を図ります。

その際、効果的な情報提供や、市民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する遡及も重要であることに留意します。

1-(4)-7 障害者週間における啓発活動

障害者基本法に定められた障害者週間を中心に、各種行事の開催や障害当事者等を講師とする研修会、出前講演等の取り組みを推進するとともに、市政だよりやウェブサイト、新聞やラジオ等の効果的な活用を図ります。

1-(4)-8 「社会モデル」の普及と「心のバリアフリー」の推進

障害とは個人の心身の機能のみに起因するものでなく、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営む上で障壁となる「社会的障壁」と相対することによって生じるとする「社会モデル」の考え方について市民の理解を深めます。また、社会モデルの考え方を踏まえ、「障害のある人」についても障害者手帳の所持者に限らず幅広く捉える必要があることを周知します。

さらに、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、心のバリアフリーへの理解を深めるための取り組みを進めます。

(5) ボランティア活動等の推進

障害のある人と障害のない人がともに日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を目指し、ボランティア活動等を推進します。

1-(5)-1 障害のある人を支援する取組みの促進

特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害のある人も含む、多様な主体による障害のある人を支援する取組みを促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。

1-(5)-2 ボランティアの育成の推進

障害のある人や子どもの親の会等が大学、社会福祉協議会、NPO法人等のボランティアと連携して実施するスポーツ、文化活動等の余暇活動等を支援します。

また、児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともにボランティアの育成を推進します。

分野2 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

1. 現状と課題

北九州市障害者計画（平成30年度～令和5年度）の主な実績

（1）障害のある人に配慮した情報提供の充実等

障害のある人の円滑な情報取得・利用、意思表示やコミュニケーションの実現に向け、コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等を行う視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、聴覚障害者情報センター）の充実や、障害の特性に応じたパソコン操作等を支援するパソコンサポーターの養成や派遣事業に取り組むことにより、情報の取得、利用及び意思疎通に係る利便性の向上を図りました。

（2）意思疎通支援の充実

障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳ボランティア、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーなどの意思疎通支援者の養成に努めるとともに、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通支援の充実を図りました。

（3）行政情報の取得、利用に係る利便性の向上

災害・避難情報や選挙に関する情報等の行政情報の提供にあたっては、メールや電話、ファックス、点字など、障害特性に応じた手段を活用し、内容についても分かりやすい表記を用いるなどし、多様な障害の特性に応じた配慮に努めました。

次期計画に向けた課題

- 情報格差の無い社会の実現のため、障害のある人の情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進する必要があります。

2. 基本的な考え方

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。

また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(※「情報アクセシビリティ」とは、「情報の利用しやすさ」のこと。)

3. 施策の方向性

- (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 行政情報のアクセシビリティの向上

4. 基本的な施策

(1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等

市における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

2-(1)-1 行政情報の提供における情報通信機器等の配慮

行政情報の提供における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

2-(1)-2 パソコンサポーターの活用支援

障害のある人が障害特性に応じたICT機器の操作を習得できるよう、パソコンサポーターを活用した支援を行います。

また、障害の特性に応じた支援を推進するため、パソコンサポーターの養成と資質の向上に努めます。

2-(1)-3 ICT機器の利用機会の拡大

デジタル技術が様々な場面で活用される中、障害のある人を含む全ての人が、情報の取得及び利用並びに意思疎通のために、ICT機器・サービスにアクセスでき、操作を習得できるよう、デジタル活用講座等を行います。

2-(1)-4 北九州市障害福祉情報センターの充実

障害や障害のある人、障害福祉についての情報を収集し、障害のある人やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、北九州市障害福祉情報センター（ウェブサイト等）の充実を図ります。

2-(1)-5 視聴覚障害者情報提供施設の充実

コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、公共図書館との連携を行いながら、視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、聴覚障害者情報センター）の充実を図ります。

2-(1)-6 聴覚障害のある人のための支援推進

市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴器の聴こえをよくするヒアリングループ（磁気誘導ループ）の使用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。

2-(1)-7 視覚障害のある人への情報の提供に関する対応

「市政だより」や「北九州市議会だより」について、視覚障害のある人への対応として点字、音声、テキスト版を発行し、希望者への配布を行うことで市の重点施策に

関する情報や地域の話題等を提供します。

2-（1）-8 聴覚障害のある人の市議会本会議等の傍聴等

聴覚障害のある人が市議会本会議等を傍聴しやすい環境をさらに整え、円滑に本会議等の情報を入手することができるよう、適時、改善策について検討・実践します。

（2）意思疎通支援の充実

意思疎通が困難な障害のある人の特性に応じ、意思疎通支援者の養成・派遣等の人的支援体制の充実を図るなど、障害特性の多様化に対応した意思疎通支援の充実を図ります。

2-（2）-1 意思疎通支援者の派遣・養成の推進

障害に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳、手話、要約筆記、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等に従事できる、若年層も含めた意思疎通支援者の養成・確保に努めるとともに、手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。

2-（2）-2 情報やコミュニケーションに関する支援機器等の普及促進

情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。

2-（2）-3 意思疎通が困難な重度の障害のある人に対する支援の充実

意思疎通が困難な重度の障害のある人に対して、家族や介護者等の周囲の人とコミュニケーション手段を確保するため、専門職による相談支援等を各関係機関と協力しながら行います。

また、意思疎通が困難な重度の障害のある人についての理解促進や支援技術向上を図るため、医療・障害福祉関係者等に対する研修会を実施します。

2-（2）-4 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進

意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進に努めます。

（3）行政情報のアクセシビリティの向上

障害のある人が必要とする行政情報を、いつでも容易に取得することができるよう、更なる行政情報のバリアフリー化を推進します。

2-（3）-1 行政情報の提供の推進

障害のある人を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や読み上げ等、利用しやすさに配慮した北九州市や市議会のウェブ

ウェブサイトづくりや分かりやすい印刷物づくりに努めます。

2-(3)-2 行政手続きサービスの充実

デジタル技術を活用した情報提供やサービス提供に当たっては、UI(操作性のデザイン)・UX(使い勝手のデザイン)の向上を図り、障害のある人を含む全ての人がわかりやすく、使い勝手の良い環境づくりに努めます。

2-(3)-3 障害のある人への災害・避難情報の提供推進

災害・避難情報を市ホームページをはじめ、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール、防災アプリ、SNS等を活用し積極的に提供します。

また、携帯電話を保有しておらず、緊急速報メールや登録制防災メールで情報を入手することができない視覚や聴覚に障害のある人を対象に、自宅の固定電話やファックスに避難情報を提供します。

2-(3)-4 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供

選挙にあたっては、点字版「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)や音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の音訳版)又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図ります。

2-(3)-5 障害特性に応じた分かりやすい情報の提供

障害のある人に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、ルビや写真・図、音声コードの活用、また、点字版やテキスト版、および、手話動画を作成するなど、障害のある人等に分かりやすい情報の提供に努め、多様な障害の特性に応じた配慮を行うよう努めます。

分野3 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）の主な実績

（1）地域の住まいの整備

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、住宅の改修や公営住宅等の入居を支援するとともに、グループホーム等の住まいの確保を進めました。

また、保証人がいない等の理由により一般賃貸住宅を借りることが困難な障害のある人に対し、入居に関わる相談に応じるなどの居住サポートを行うなど、障害のある人の生活基盤の安定を図る取組みを進めました。

（2）バリアフリーのまちづくり

障害のある人の活動や外出を支援し社会参加を促進するため、道路、公園、公共交通機関のバリアフリー化を進めるなど、関係機関と連携し、安全で容易な移動手段の確保等、環境整備に取り組みました。

次期計画に向けた課題

- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立生活できる場を確保するため、住まいや住環境の整備を図ることが大切です。
- 障害のある人が安全で容易に活動できるように、建物や道路等のハード面の整備を進めるとともに、障害のある人に配慮した総合的な環境整備に向けた仕組みづくりが必要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害のある当事者等の意見を踏まえ、社会的障壁の除去を通じて、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 住まい・住環境の整備
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

4. 基本的な施策

(1) 住まい・住環境の整備

誰もが安心して生活できるような住まい・住環境を目指して、障害のある人のニーズに対応できるよう、住宅のバリアフリー化を推進します。

3-(1)-1 市営住宅のバリアフリー化の推進及び優先入居

市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。

また、障害のある人に対する優先入居の取り組みを推進します。

3-(1)-2 一般住宅への入居支援

障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援を引き続き行います。

また、一般住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。

3-(1)-3 障害のある人等に配慮した民間住宅等のバリアフリー化の推進

障害のある人が安全で快適に生活できるバリアフリー等の仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を促進するとともに、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者だけでなく障害のある人にも対応したバリアフリー住宅等の供給を促進します。

また、健康で快適な暮らしが期待できる、住宅の高断熱高気密化についても、情報提供を実施し、普及を推進します。

3-(1)-4 日常生活用具の給付等

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行うとともに、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成します。

3-(1)-5 グループホームの整備促進

障害のある人の地域における生活の場のひとつとして、重度の障害のある人にも対応したグループホームの整備を促進し、受入体制の充実を図ります。

3-(1)-6 障害福祉サービス事業所の防火安全体制の強化

障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法や消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。

3-(1)-7 地域ぐるみの防災ネットワークの構築

災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある

る人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。

また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業の取り組みを行います。

加えて、地域住民による避難支援等の取り組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取り組みを支援します。

(2) 移動しやすい環境の整備等

安全に安心して生活し社会参加できるよう、公共交通機関や歩行空間等のバリアフリー化を推進し、全ての人が円滑に移動できる生活環境の整備を推進します。

3-(2)-1 公共交通機関旅客施設等における配慮

公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。

3-(2)-2 公共交通機関のバリアフリー化の促進

障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、路線バスにノンステップバス等の導入を進めていくとともに、他の公共交通機関についても、駅等の旅客施設における段差の解消、ホームドア等の転落防止設備や案内設備等の導入について関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。

3-(2)-3 公共交通機関以外の移動手段の確保

公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成や活動・外出を支援する事業を引き続き行います。

福祉有償運送を実施する非営利活動法人(NPO法人)や社会福祉法人に対して、地域福祉振興協会を通じて助成を行い、活動を支援します。

(3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

すべての人の社会参加を促進するため、公共的施設等について、障害のある人や高齢者の利用に配慮したバリアフリー化を推進します。

3-(3)-1 建築物のバリアフリー化の促進

バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害のある人が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。

3-(3)-2 都市公園のバリアフリー化

都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレ（バリアフリートイレ）の設置等を進めます。

(4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

いきいきとした地域社会を築くため、福祉のまちづくりを計画的に推進し、進捗状況を把握することで、総合的にバリアフリー化を促進する仕組みを作ります。

3-(4)-1 バリアフリーのまちづくりの推進

バリアフリー法及び関連施策のあり方について、高齢者、障害のある人等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりの推進に向けた関係機関連携の強化及びハード・ソフト一体となった取り組みの促進に努めます。

3-(4)-2 市街地の計画的な立地、整備の推進

福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害のある人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

3-(4)-3 道路のバリアフリー化

障害のある人を含む全ての人々が安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設拡幅、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組みます。

3-(4)-4 生活道路における歩行者等の安全な通行の確保

障害のある人を含む全ての人々が安全に安心して道路を通行できるよう、生活道路等において、警察と緊密に連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るとともに、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を推進します。

3-(4)-5 公共的施設のバリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人を始め、全ての市民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるように、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。

また、事業者や市民に対して福岡県福祉のまちづくり条例に関する必要な情報の提供や技術的な助言を行い、福祉のまちづくりを促進します。

3-(4)-6 障害当事者との意見交換

公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化については、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、必要に応じて、障害者団体や障害者団体が行き組む「北九州市障害福祉団体連絡協議会福祉のまちづくりネットワークプロジェクト」等と意見交換等を行いながら進めます。

3-(4)-7 ふくおか・まごころ駐車場制度等福祉のまちづくりの促進

本市のモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである障害者等用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、ふくおか・まごころ駐車場制度（パーキングパーミット制度）の市民への着実な普及・浸透を図ります。

分野4 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）の主な実績

（1）防災対策の推進

災害時における自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する「避難行動要支援者避難支援事業」等を実施し、地域における避難支援の取組みを支援しました。

また、障害種別の特性を踏まえたきめ細かな情報提供を推進するとともに、「災害時障害者サポートマニュアル」等の普及に努めるなど、災害時の避難行動の支援、見守り、支え合いの体制づくりに努めました。

次期計画に向けた課題

- 障害のある人等の要配慮者が安心して生活できるように、防災対策が適切に講じられ、また、地震、火災等災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行われることが大切です。
- 犯罪類型が多様化するとともに、障害のある人や高齢者等の社会的弱者が犯罪の対象となることや、障害のある人を狙った消費者トラブルの相談が増加するなか、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図ることが必要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人が、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所等の確保や障害福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災の取り組みを推進します。

また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護

4. 基本的な施策

(1) 防災対策の推進

障害のある人や高齢者等の要配慮者が安心して生活するために、防災対策を適切に講じ、地震、火災等災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行えるよう、要配慮者に対する細やかな支援を推進します。

4-(1)-1 北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策の推進

地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難等の防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要です。このため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組みます。

また、避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの配布や、視覚障害のある人に対応する防災ガイドブックの作成等により市民の防災意識の向上に取り組みます。

4-(1)-2 障害特性に配慮した情報伝達の推進

災害・避難情報を市ホームページをはじめ、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール、防災アプリ、SNS等を活用し積極的に提供します。

また、携帯電話を保有しておらず、緊急速報メールや登録制防災メールで情報を入力することができない視覚や聴覚に障害のある人を対象に、自宅の固定電話やファックスに避難情報を提供します。

4-(1)-3 地域ぐるみの防災ネットワークの構築

災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。

また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業の取り組みを行います。

加えて、地域住民による避難支援等の取り組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取り組みを支援します。

4-(1)-4 障害特性に応じた災害時支援の推進

障害のある人や高齢者等の要配慮者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、避難所等のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう、必要な体制の整備に努めます。

また、障害当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所等の支援を行います。

開設した避難所以外の避難者について、避難場所及び避難者数の把握に努め、車中泊避難者に対して、エコノミークラス症候群などを防止するため、注意喚起の広報を行うとともに、避難所に避難できず、在宅避難や車中泊避難などを行っている被災者に対して、最寄りの避難所で食料の供給を行います。

4-(1)-5 福祉避難所の確保

一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。

4-(1)-6 災害発生後の各種サービスの提供と災害時対応の推進

災害発生後にも継続して障害福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害福祉サービス事業所や医療機関等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等とのネットワークの形成に取り組みます。

4-(1)-7 要配慮者利用施設における避難確保

水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。

4-(1)-8 災害時の聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応

火災や救急事案が発生した時の、障害のある人からの緊急通報体制を推進します。

例えば、聴覚や言語機能等に障害のある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、緊急通報手段である「ファクス119」やスマートフォン等を活用した音声によらない通報ができる「NET119緊急通報システム」及びボタンを押すだけで緊急事態を通報可能な「あんしん通報システム」により、障害のある人からの緊急通報への迅速、的確な対応を図ります。

(2) 防犯対策の推進

障害のある人や高齢者が安心して生活するため、防犯対策を適切に講じることで、障害のある人や高齢者等の社会的弱者が犯罪に巻き込まれることのないような社会づくりを推進します。

4-(2)-1 聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応

聴覚に障害のある人等、音声による110番通報が困難な人がファックスやスマートフォン等を利用して、警察に110番通報できる「ファックス110番」や「110番アプリシステム」のほか、電話リレーサービスを利用した手話による110番通報の受付等について、防犯教室や各種刊行物を活用した広報活動により普及啓発を図ります。

4-(2)-2 犯罪被害の防止と防犯環境の整備促進

地域の障害者団体、障害福祉施設、警察等との連携の促進等により、犯罪被害の防止に努めるとともに、防犯カメラの設置補助、防犯灯の設置・維持管理補助により、防犯環境の整備促進を行い、安全・安心な環境の構築を推進します。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護

障害のある人を狙った消費者トラブルについて、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図ります。

4-(3)-1 障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障害のある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行います。

消費者トラブルに関する出前講座等では、障害特性に応じた教材の提供に努め、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

4-(3)-2 消費者安全に関するネットワークの構築

障害者団体、障害福祉関係団体、市立消費生活センターや各関係行政機関等、地域の多様な主体が連携して、消費者安全に関わる情報を共有し、障害のある人の消費者被害の防止に向けて、きめ細やかで裾野の広いネットワークの構築を図ります。

4-(3)-3 消費生活相談体制の整備

市立消費生活センターにおいて、ファックスや電子メール等での消費者相談を受け付けます。

また、相談を受ける消費生活相談員に対して、障害のある人への理解のための研修等を実施することにより、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

【基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備】

分野5 自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）

1. 現状と課題

北九州市障害者計画（平成30年度～令和5年度）の主な実績

（1）サービス等利用計画の適切な実施

基幹相談支援センターや高齢者・障害者相談コーナー等の連携・協働を進めるとともに、相談業務や障害福祉サービス等利用計画の作成に携わる職員や事業所に対して専門研修等を実施し、資質の向上を図りました。

（2）障害福祉サービスの提供等

障害福祉サービスの選択肢が増えるなか、障害福祉サービスの量や質の確保を図るとともに、障害のある人が自らの選択により適切なサービスを利用できるように努めました。

（3）基幹相談支援センターを中心とした相談体制の推進

基幹相談支援センターを中心に、各区役所や専門相談窓口、サービス事業所等との連携、協働を図ることができるとともに、相談体制の構築を推進しました。また、「北九州市障害者自立支援協議会」の会議等を通じて、困難事例への対応や関係機関のネットワーク構築について協議を行い、様々な相談に対応できる仕組みづくりに努めました。

さらに、かかりつけ医や身体・知的障害者相談員、ピアカウンセラー等が、障害のある人との日頃の関わりの中で身近な相談を受けるとともに、基幹相談支援センターと連携を図るなど、きめ細かな支援ができる体制の構築に取り組みました。

（4）施設から地域生活への仕組みづくり

障害のある人やその家族の意思を尊重しながら、行政、民間、地域による退所・退院の促進に向けたシステムづくりを行いました。また、グループホーム等の整備を支援するとともに、障害福祉施設の再整備等を行いました。

（5）精神障害のある人への地域生活の支援

こころの健康に関する相談に応じ、地域生活をコーディネートする人材の育成や関係機関との連携促進を図りました。

また、入院患者への退院支援を行うため、相談員や事業者に対する研修を行うなど、相談技術の向上や連携を推進するとともに、精神障害のある人の地域生活を支えるための多職種チームによる支援の充実を図りました。

(6) 発達障害のある人、難病患者等に対する支援

発達障害者支援センター「つばさ」の機能強化を図り、当事者やその家族に対する支援の充実に努めました。また、発達障害に対する専門的な助言等を通じて、本人の生きづらさや家族が抱える負担の軽減を図りました。

さらに、難病患者への適切な支援を図るため、「難病対策地域協議会」の開催や「北九州市難病相談支援センター」を開設するなど、難病患者の支援に努めました。

(7) 触法障害者への支援

罪を犯した障害のある人（触法障害者）が安心して地域に定着できるよう、各種手続や施設入所等を支援するとともに、支援者の理解を深める啓発等を行いました。

次期計画に向けた課題

- 障害のある人のニーズ及び状況に応じて、利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズに対応する支援を提供できる体制の整備が必要です。
- 障害福祉サービスの利用者の範囲拡大及び新サービスの創設に伴い、障害の特性や状況に即したサービスの提供が求められています。
- 特に障害のある子どもの支援については、障害の種別・程度等に応じて、障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を行う必要があります。このため、教育、福祉、医療等の関係機関と連携を図った上で、障害のある子どもとその家族に対して、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ることが必要です。
- 障害のある人の日常生活の利便性を高めるとともに、介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の活用等を支援する体制の整備が必要です。
- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する支援を提供できる体制を整備する必要があります。
- 障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、障害や日常生活上の悩み、不安等について、相談できる体制の構築が必要です。
- 障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質の向上を目指し、更なる地域福祉の充実に努めることが必要です。
- 障害のある人の地域での生活を支援するため、障害のある人を支える家族の支援を推進するとともに、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの活動を促

進するなど、障害のある人を支える人を支援する取組みを進める必要があります。

2. 基本的な考え方

障害のある人が、望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。

また、障害のある人の地域移行を一層推進し、障害のある人が必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けられるような取組みを進めることで、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

さらに、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

3. 施策の方向性

- (1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実
- (5) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (6) 障害福祉を支える人材の育成・支援

4. 基本的な施策

(1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等

障害程度の重度化、障害の重複化、障害のある人の高齢化並びに障害特性の多様化が進むなか、障害のある人の多様化・高度化するニーズに対応できる質の高いきめ細かな福祉・介護サービスの提供を目指します。

また、障害のある人のより一層の社会参加を推進するため、福祉用具等の相談支援を行うとともに、適切な活用方法等に関する情報発信に努めます。

5-(1)-1 障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供の推進

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図るなど、障害の特性（心身の状況や生活の状態等）に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。

なお、65歳到達に伴う介護保険制度への移行に際しては、介護保険のみでは適切な支援が受けられない場合等の個別の状況を勘案し、引き続き障害福祉サービスが必要な利用者に対して、適切な支給決定を行います。

5-(1)-2 障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上

障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。

また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。

5-(1)-3 障害福祉サービス事業所等の従事者の処遇改善等

障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の賃金水準の引き上げを目的とした処遇改善の促進や、従業者の業務負担軽減及び労働環境の改善を推進するためのICTやロボット等の導入を支援し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。

また、障害福祉サービス事業所等の現状把握に努めるとともに、他都市における人材の確保・定着策の事例等を踏まえながら、人材確保に向けた取組みについて検討します。

5-(1)-4 障害福祉サービス事業所等による障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。

また、障害福祉サービス事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組みの推進等に努めます。

さらに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

5-（1）-5 日常生活用具の給付等と普及促進

補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付等を行います。

また、社会状況の変化や多様化する利用者ニーズに対応するため、介護実習・普及センターの機能を強化し、サービス事業所や区役所等と連携して、ローテクから最新の介護機器まで、一人一人に合った最適な福祉用具や介護方法について普及を促進します。

5-（1）-6 身体障害者補助犬の理解促進

市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や理解を深める取り組みを推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。

（2）意思決定支援の推進

障害のある人や障害のある子どもの意思・意向が尊重されたうえで、地域社会において日常生活又は社会生活を営むことができるような支援と障害福祉サービス等の支給決定等の取組みを進めます。

5-（2）-1 意思決定が反映されたサービス等利用計画の作成促進

障害のある人が、望む暮らしを実現できるように、可能な限り障害のある人に対する意思決定支援（意思を形成及び表明する段階を含む。）を踏まえた自己決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組みを進めます。

5-（2）-2 障害福祉サービス等提供時における合理的配慮の提供の促進

障害福祉サービス等の提供にあたり、障害のある人が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による障害特性に応じた合理的配慮の提供を促進します。

5-（2）-3 意思決定支援の質の向上と普及

障害福祉サービス等における意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や相談支援専門員、成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。

併せて、子どもを含めた障害のある人の日常生活及び社会生活において、意思形成支援を含めた意思決定支援に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進するた

め、行政が主体となり、当事者・家族を始め関係団体、関係機関等と連携しながら、意思決定支援の普及を図るとともに、地域社会における意思決定支援のあり方や意思決定を支える環境の整備について検討を進めます。

5-（2）-4 成年後見制度の適正利用の促進

知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

（3）相談支援体制の充実

障害のある人及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、障害特性やライフステージに応じた日常生活上の悩みや不安等に関する様々な相談が適切な支援につながるためのネットワークの構築に努めます。

5-（3）-1 関係機関相互の連携体制の強化

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることや支援の必要な人に可能な限り早く気付くことができるよう、北九州市基幹相談支援センターを中心として区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、当事者相談員、地域関係者が互いに連携・協働することにより、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

5-（3）-2 北九州市基幹相談支援センターの充実

どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための総合相談窓口として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、訪問支援（アウトリーチ）を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。

また、地域の相談支援事業者に対する相談、助言、指導等を行うことで、市内の相談支援体制の強化を図ります。

5-（3）-3 重層的支援体制整備事業の実施

社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる既存の制度の対象となりにくいケースや、「8050問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など、様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、重層的支援体制整備事業を実施します。

5-（3）-4 北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実

具体的な事例の対応等を通じた地域課題の抽出や解決のための仕組みづくり、関係機関等のネットワークの構築、人材育成、相談支援事業者の事業運営等の評価等を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。

5-(3)-5 発達障害のある子どもや大人への支援

発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。

併せて、市立総合療育センターや発達障害者支援センター「つばさ」を中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉・教育、雇用等の協働による包括的な支援を進めます。

5-(3)-6 難病患者やその家族の支援

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センターを中心とした関係機関との連携を強化し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。

また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施し、地域交流活動の促進などを行います。

5-(3)-7 北九州市難病対策地域協議会の開催

難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制について協議を行います。

5-(3)-8 高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実

高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。

5-(3)-9 地域リハビリテーション支援体制の構築

障害のある人や高齢者、その家族のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援センターを中心に医療機関等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組むとともにリハビリテーション関係者の連携強化を図ります。

(4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進します。

また、精神障害のある人について、入院医療中心から地域生活中心に地域移行が促進されるような施策に取り組むとともに、ひきこもりの状態にある当事者と家族への支援等、在宅生活を送る精神障害のある人に対する支援を推進します。

加えて、障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるよう、地域福祉のまちづくりに取り組みます。

5-（4）-1 在宅生活を支える障害福祉サービスの充実

障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種チームが連携する支援を始め、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援及び整備を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。

5-（4）-2 障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化への対応

障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。

5-（4）-3 地域での生活を支える地域相談支援の充実

障害のある人の地域生活への移行や地域で生活する障害のある人を支える地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を提供するための体制の整備を図ります。

5-（4）-4 地域生活支援拠点等の整備

障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制や、体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援など、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。

5-（4）-5 地域生活における活動支援の充実

外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。

5-（4）-6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

5-（4）-7 精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実

入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談を始め、地域生活へ移行した後の日常生活や外来通院時の切れ目のないフォローアップ、こころの健康に関する相談対応等、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実に努めます。

また、生活に不都合が生じた場合の施設での受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。

5-（4）-8 精神障害のある人の在宅生活支援体制の充実、整備

在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう、多職種が連携した訪問支援（アウトリーチ）の充実に努めます。

また、居宅介護などの訪問系サービスや自立生活援助、地域定着支援等のサービス提供体制の整備を図るため、新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設やサービスの質の確保に向けた支援等を行います。

5-（4）-9 精神障害のある人への地域住民による支援の充実

精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。

5-（4）-10 医療的ケア等社会資源の整備促進

常時介護を必要とする障害のある人及び障害のある子どもが、自らの意思や意向が尊重されたうえで身近な地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実に努めるとともに、体調の変化・支援者の状況等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。

また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。

5-（4）-11 障害福祉施設の整備

現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。

5-（4）-12 触法障害者への支援

触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、基幹相談支援センターや司法関係者、地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。

5-（4）-13 地域社会の仕組みづくり

障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組み

づくりを進めます。

また、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりや地域全体の機運の醸成を図りつつ、行政とNPO等の関係団体が連携・協働し、孤独・孤立対策の取組みを推進するためのプラットフォーム「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を軸に、NPO等関係団体や地域住民等の支援のネットワークを強化します。

5-（4）-14 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題や、ライフステージに沿った専門的な支援について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。

5-（4）-15 行動障害等のある人への支援

行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。

併せて、障害福祉サービス事業所における対応の理解を深め、受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、事例検討会の実施や行動障害への対応に係る研修等を行うとともに、幅広い関係者に向けて、行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行います。

（5）障害のある子どもに対する支援の充実

子どもが健やかに成長するための支援の実現を目指し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。

5-（5）-1 障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進

障害のある子どもの発達を支援する観点から、幼児の成長記録や指導上の配慮に関する情報を必要に応じて関係機関間で共有するなど、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した切れ目のない効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

また、障害のある子どもの家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、ヤングケアラーを含む子ども等の負担軽減を図る観点から、障害のある人の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

5-（5）-2 障害の特性に応じた適切な保育等の資質向上

障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施する

とともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心とした巡回カウンセラーの派遣等を行い、職員の資質向上を図ります。

また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。

5-（5）-3 障害のある子どもの保育等の利用推進

障害のある子どもの福祉の向上と保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。

また、保育所等の利用条件を満たし、かつ集団保育が可能と判定された障害のある子どもについて、同法に基づく保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行い、保育所等での受け入れを推進します。

5-（5）-4 児童発達支援等の支援体制の充実

障害のある子どもに対して、児童発達支援を始め、居宅介護や短期入所（ショートステイ）、日中一時支援等の障害福祉サービス等を提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。

5-（5）-5 在宅で生活する重症心身障害のある子ども等への支援の充実

障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害のある人や子どもについて、専門的な支援の体制を整えた短期入所（ショートステイ）や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。

5-（5）-6 家族への支援体制の充実

心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

また、障害のある子どもを育てる家族の負担を軽減し、安心して子育てできるよう、保護者やきょうだい児に対する相談支援の充実を図るとともに、一時的休息（レスパイト）として、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等を実施します。

（6）障害福祉を支える人材の育成・支援

障害のある人の地域での生活を支援するため、障害のある人を支える家族の支援の充実を図るとともに、障害のある人やその家族による当事者活動の促進と質の向上を図ります。

5-(6)-1 障害のある人を支援する人の支援

「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人及び障害のある子どもを介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流等の取り組みを充実します。併せて、家族介護者の一時的休息（レスパイト）の観点から、短期入所（ショートステイ）等の利用を進めることで、障害のある人及び障害のある子どもが安心して地域において生活できるよう、家族の支援を行います。

5-(6)-2 精神障害のある人やその家族同士の分かち合い

精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。

5-(6)-3 ペアレントメンターの育成

発達障害のある子どもの家族に対する心理的ケアと家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。

また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターを養成し、その活動の充実を図ります。

5-(6)-4 ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動の支援

障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。

また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。

分野6 保健・医療の推進

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）の主な実績

（1）保健、医療による専門的な支援

専門機関としての総合保健福祉センターの機能を強化し、障害福祉センター及び精神保健福祉センターによる各種講座や研修を実施するとともに、質の高いサービスを提供することにより、専門知識や技術を普及するなど、障害のある人への専門的な支援を行ってきました。

また、障害のある子どもの療育の拠点である市立総合療育センターでは、診療体制の充実や病床の増設等の機能充実を図るため、平成30年11月に施設の再整備を行いました。

（2）発達障害のある人、難病患者等に対する支援

保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、発達障害の特性や対応について、理解を深める研修等を実施しました。

また、難病患者への適切な支援を図るため、福祉、医療等の関係機関、患者団体等によって構成する「難病対策地域協議会」を設置し、難病患者の支援体制について協議を行いました。

次期計画に向けた課題

- 精神障害のある人の地域移行が促進されるよう、保健・医療・福祉が連携した取組みをより一層、推進することが求められています。
- 高齢化が進む中、障害の重度化・重複化の予防及び対応が求められており、健康の保持、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見のため、身近な地域での医療提供体制の充実と、保健・医療を支える人材の育成を図る必要があります。
- 難病患者について、医療体制や障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、支援体制を充実させることが必要です。
- 治療を必要とする子どもの早期発見に繋がる取組みを進めるなど、障害の原因となる疾病等の適切な予防を進め、健康の保持と増進を図ることが必要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行います。

加えて、入院中の精神障害のある人の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進め、地域への円滑な移行・定着が進むよう切れ目のない退院後の支援に関する取組みを行います。

3. 施策の方向性

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

4. 基本的な施策

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、年々増加するうつ病等のストレス性疾患等に対応するため、こころの健康の推進に努めます。

6-(1)-1 市民のこころの健康づくり

学校、職域及び地域における精神保健相談の充実等、市民のこころの健康づくりを推進します。

6-(1)-2 精神科医療体制の充実

精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。

また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人を医療機関へ繋ぎ、迅速かつ適切な医療を提供するとともに、入院中の精神障害のある人の権利擁護に関する取組みを推進し、精神科救急医療体制の充実を図ります。

6-(1)-3 精神疾患の予防と早期発見・早期対応

精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール等依存症の問題等に取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。

6-(1)-4 精神障害のある人を支える人材の育成

精神障害のある人の地域移行の取り組み等を担う保健師、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材の育成や連携体制の構築等を図ります。

6-(1)-5 精神医療審査会等の適正な運営

精神医療における人権の確保を図るため、精神保健福祉法の趣旨に即して、精神医療審査会の適切な運営に努めます。

また、精神科病院の適正な運営を確保することを目的に、精神科病院に対して実地指導を行います。

6-(1)-6 精神障害者支援地域協議会の開催

地域の精神科医療機関の役割分担や連携、関係機関間の情報の共有等を検討するために、地域の関係者による協議の場を設けます。

(2) 保健・医療の充実等

高齢化が進む中、障害の重度化・重複化の予防及びその対応に努めます。

6-(2)-1 地域のかかりつけ医等の普及

様々な障害について、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意するとともに、障害のある人が身近な地域の医療機関を円滑に利用できるよう、

医師会等の協力を得てかかりつけ医の普及啓発を図ります。

6-(2)-2 市立総合療育センターとかかりつけ医の連携推進

障害児療育の拠点である市立総合療育センターの機能充実を図るとともに、市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。

6-(2)-3 医療的ケアが必要な子どもの支援の推進

医療的ケアが必要な子ども及びその家族を支援するため、医療的ケア児コーディネーターを配置して、相談対応等を行うとともに、家族の負担軽減（レスパイト）のためのレスパイト事業を実施します。また、医療的ケアが必要な子どもがライフステージに応じた適切な支援を受けられるように、北九州地域医療的ケア児支援協議会を設置し、保健・医療・福祉・学校・保育等の関係機関が連携を図るとともに、医療的ケアが必要な子どもだけでなく、成人期に移行した後も受け入れることのできる社会資源の確保に努めます。

6-(2)-4 口腔の健康の保持と増進

北九州市歯科医師会や市立総合療育センター等と連携し、障害のある人が歯科検診や歯科治療を受けることができるよう、歯科医療機関等の情報提供を行います。

また、歯科疾患の予防等について、様々な機会を通じて普及啓発を行い、口腔の健康の保持・増進を図ります。

6-(2)-5 医療費助成の普及

障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について、自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)、重度障害者医療、特定医療（指定難病）等の医療費の助成を行います。

また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、市政だよりやウェブサイト等により広く周知を図ります。

(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

保健・医療に従事する人材の育成・確保とともに、障害や障害のある人に関する正しい知識の普及を図るなど、資質の向上に努めます。

6-(3)-1 保健・医療を支える職員の資質向上

障害のある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう、区役所の職員等への研修などを通じ、職員の資質の向上を図るとともに、保健・医療・障害福祉事業従事者及び教育関係者間の連携を図ります。

6-（3）-2 医療従事者に対する障害と障害のある人や子どもの知識の普及

障害のある人や子どもの保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対して、障害に係る医学的な知識の他、障害福祉制度、合理的配慮等の知識の周知を図ります。

また、医療機関において障害のある子どもに対応する方法、円滑な診療を妨げる行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。

6-（3）-3 保健・医療等関係者の地域ネットワークづくりや人材育成

障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者が多職種間における連携の仕方や支援技術を学べる研修会等の実施及び関係者による区単位でのネットワークの構築に取り組みます。

（4）難病に関する保健・医療施策の推進

難病患者の在宅療養上の適切な支援を行うとともに、安定した療養生活に資する取組みを進めます。

6-（4）-1 難病患者の医療費助成等

難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

また、小児慢性特定疾病児童等についても、その家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

6-（4）-2 難病患者等の在宅療養の支援推進

小児慢性特定疾病児童等を含めた難病患者等に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者等及びその家族の生活の質の向上を図ります。

（5）障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

治療を必要とする子どもの早期発見につなげる取組みを進めるなど、障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見や健康保持・増進の推進を図ります。

6-（5）-1 各種健康診断の普及と関係機関の連携推進

妊産婦・乳幼児に対する健診及び保健指導、新生児聴覚スクリーニング等の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・障害福祉の各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。

6-（5）-2 周産期医療体制の充実

周産期医療対策においては、ハイリスク母体・胎児及び新生児等にわたる課題に対

応するため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。

6-(5)-3 地域・在宅での医療の提供体制の充実

疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。

6-(5)-4 北九州市健康づくり推進プランの普及

「北九州市健康づくり推進プラン」に基づき、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

【基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援】

分野7 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）の主な実績

（1）福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

特別支援教育については、特別支援教育の推進体制の充実や教職員の専門性の向上、保護者・市民への理解啓発の推進を図るとともに、東部地域の特別支援学校の再編整備や「北九州市特別支援教育推進プラン」の策定等を行いました。

また、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、「保幼小連携」の取組み等による入学時の連絡体制・情報共有機能を強化するなど、福祉・教育の連携による一貫した支援体制を構築し、ライフステージを通じた情報の共有化、重層的な支援に努めました。

さらに、未就園児の親子登園や育児サークル支援等における子どもの状態や家庭の状況に応じた障害のある子どもの支援体制を構築するとともに、特別支援教育相談センターによる幼稚園・保育園への早期支援コーディネーターの巡回訪問を行うなど、専門的な支援機能の充実を図りました。

次期計画に向けた課題

- 教育的ニーズのある子どもが地域社会の一員として自立し、社会参加していくために、本人や保護者の思いにも十分に配慮した上で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校での指導・支援等を充実し、様々なライフ・スキルの習得につなげていくことが大切です。
- 障害の重度・重複化や多様化に柔軟に対応するための施設整備面の充実と、教職員の専門性の向上に更に力を入れていく必要があります。
- 障害のある子どもの高等教育への就学を促進するとともに、就学前から卒業後まで障害のある子どもへの養育やサポート体制の充実に取り組み、将来に不安を感じる保護者等に寄り添い支えていくための仕組みづくりが必要です。

2. 基本的な考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取り組みを推進します。

また、高等教育を含む学校教育における障害のある子どもに対する支援を推進するため、障害のある子どもに対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

さらに、障害のある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害のある人が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

3. 施策の方向性

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における支援の推進
- (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

<インクルーシブ教育システムの理念>

障害者の権利に関する条約 24 条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（文部科学省 HP より）

4. 基本的な施策

(1) インクルーシブ教育システムの推進

合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害のある子どもと他の子どもが、交流や共同学習等を通じて、共に育ちあう取組みを進めます。

7-(1)-1 多様な学びの場の整備

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障害の有無にかかわらず、子どもたちが同じ場でともに学べるように努めます。

また、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点における教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備します。

7-(1)-2 医療・保健・福祉等の関係機関との連携

「北九州市特別支援教育推進プラン」に示すとおり、一人ひとりに着目した連続性のある指導・支援の充実に向け、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。

また、それぞれの「学びの場」における指導・支援のあり方について教職員や保護者に対し助言を行うことによって、より一層の特別支援教育の充実に努めます。

7-(1)-3 障害のある子どもの就学先の決定

障害のある子どもの就学先は、本人・保護者に対して十分に情報を提供するとともに、子ども一人ひとりの障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から検討し、教育委員会が保護者と建設的対話による合意形成を図ったうえで適切に決定します。

また、障害のある子どもたちの発達の種類、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、本人・保護者に十分に説明します。

7-(1)-4 障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供

障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供にあたっては、全ての学びの場において、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮します。そして、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校と本人・保護者間で建設的な対話を行い、合意形成を図った上で、個別の教育支援計画へ明記します。

また、合理的配慮は、障害のある子どもたちの状況に応じて適切に提供されることが望ましいことを、個別の就学相談等での面談と広報等によって、保護者や関係者に対して周知します。

7-(1)-5 校内支援体制の構築

校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）を中心とした校内支援体制を構築します。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家及び学校支援講師等の活用を図ることで、全ての学校が組織として、障害のある子どもたちの多様なニーズに応じた支援を提供します。

7-(1)-6 心身の発達が気になる子どもへの関わり

早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、心身の発達が気になる子どもに早い時期から関わり、早期発見の取り組みを強化します。

また、医療・保健・福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果や入学後の子どもの状態等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

7-(1)-7 個別の教育支援計画に基づく支援

障害のある子どもに対して適切な療育や指導、必要な支援を行うため個別の教育支援計画を作成するとともに、個別の教育支援計画等に基づく幼児期や学齢期を通じた一貫した支援を行います。

また、教育支援計画の内容が次の就学先や就労先等に正しくかつ確実に繋がるよう、その必要性や有効性について教職員に対する研修の中で周知し、積極的な活用を図ります。

さらに、その子どもにとって、現時点でどのような支援が最も適しているかについて、保護者に対して教育的ニーズの変容も踏まえて適切かつ十分に情報提供するとともに、連携・協力ができるようにします。

7-(1)-8 子どもたちに対する支援の検討会議の開催

本人や保護者等から相談を受け、関係機関との連携が必要なケースについては校内支援委員会を中心とした、子どもたちに対する支援の検討会議を開催し、個別の教育支援計画等に基づく関係機関との連携や支援の充実を図ります。

(2) 教育環境の整備

障害のある子どもが安全かつ円滑な学校生活を送ることができるよう、施設や設備の整備のほか、時代の流れ等に応じた教育環境の整備に取り組みます。

7-(2)-1 教育環境の維持改善

市立の学校施設については、今後も多様化する教育環境のニーズにこたえるため、校舎等の施設・設備の整備充実に努め、バリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校の教室不足解消に向けた取り組み等を推進し、教育環境の維持改善を図ります。

7-(2)-2 幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備の促進

特別支援学校が有する地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図り、

特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を目指します。

また、専門機関との連携を強化し、幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。

7-(2)-3 教員の専門性の向上

北九州市教育委員会が策定する「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に、「特別支援教育」を位置づけ、教員の資質能力や専門性の向上を図る研修を実施します。

全ての教員を対象とした特別支援教育に対する理解を深める研修を充実させるとともに、特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）等を対象に実践的な研修を実施します。

また、教育的ニーズに応じた特別支援教育学習支援員や特別支援教育学習介助員、看護師等の配置について検討を行います。

さらに、必要に応じて理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家を特別支援学校、特別支援学級等に派遣し、教員の専門性の向上を図ります。

7-(2)-4 講師の配置による指導・支援の充実

在籍児童生徒数の多い市立小・中学校の自閉症・情緒障害の特別支援学級に学校支援講師を配置し、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターとしての役割を発揮できるような環境を整えます。

7-(2)-5 市立特別支援教育相談センターの専門的な支援

市立特別支援教育相談センターでは、併設の市立総合療育センターと連携しながら、特別な支援を必要とする子どもたちやその保護者、学校等へ専門的な支援を行います。

また、各学校等において教員等に指導や助言を行う巡回相談等を実施し、多様化する教育的ニーズや教育相談に対応します。

7-(2)-6 障害のない子どもとの交流及び共同学習

市立小・中学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の充実を図ります。

また、教員がさらに人権についての意識を高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう研修会等を実施し、教員の専門性を高めます。

7-(2)-7 指導方法に関する調査・研究の推進

障害のある子どもに対する指導方法等に関する小・中・特別支援学校等の研究の推進を図るための指導・助言に努めるとともに、研究成果の普及を図ります。

7-(2)-8 情報通信技術の活用

障害のある子どもの教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュ

ニケーションの重要性に鑑み、コミュニケーション情報通信技術（ICT）の活用も含め、障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、学習アプリ等の活用を促進します。

また、ICTを活用した分かりやすい授業モデルや、教員がICTを活用した教育を行うスキルを身に付けるための研修モデルの確立を図ります。

さらに、病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保に努めます。

7-（2）-9 視聴覚教材を含む電子出版の活用と普及

教育センターや視聴覚センターと連携して、視聴覚教材を含む電子出版に関する情報を学校・園へ提供するとともに、その活用について周知を図ります。

7-（2）-10 高等学校への就学の促進

障害のある子どもの高等学校への就学を促進するため、入学試験において通常の方法により受験することが困難と認められる者については、「個別の教育支援計画」等に基づき、合理的な配慮の充実に努めます。

7-（2）-11 重度障害者大学等進学支援事業の利用促進

重度の障害のある人（重度訪問介護利用者など）が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供することで、大学等での修学を支援します。

（3）高等教育における支援の推進

高等教育における障害のある学生に対する支援を推進するため、市が設置する大学において適切な支援を行うことができる環境の整備に努めます。

7-（3）-1 障害のある学生の修学環境の整備

市立大学が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の合理的配慮を含めた必要な配慮、教科書・教材に関する合理的配慮を含めた必要な配慮等を推進するとともに、施設のバリアフリー化を推進します。

7-（3）-2 障害のある学生への修学支援の整備推進

障害のある学生一人ひとりの個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、市立大学における相談窓口の統一や、支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置を推進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取り組みを支援し、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進します。

7-(3)-3 学内の修学支援担当と他部署、関連機関、企業等との連携

市立大学において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを推進します。

7-(3)-4 教職員に対する研修等の充実

市立大学において、障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図ります。

7-(3)-5 入試や単位認定等の試験における適切な配慮の推進

障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、市立大学の入学試験や単位認定等の試験における適切な合理的配慮を含めた必要な配慮の実施を促進します。

7-(3)-6 障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開の推進

障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する指針、学内規程を、引き続き市立大学ホームページで公表します。

市立大学の入試における合理的配慮を含めた配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開を推進します。

(4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

個別の教育的ニーズ等に応じて、自立と社会参加を見据えて、連続性のある多様な学習活動の充実を図ります。

7-(4)-1 幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築

障害のある子どもに対して適切な療育や指導を実施するため、幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築に努めるとともに、医療・保健・福祉・雇用等との連携の下、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。

7-(4)-2 関係機関間での情報の共有と活用

特別な支援を必要とする子どもが、小学校や特別支援学校に入学する際に幼稚園・保育所等から必要な情報が引き継がれるようにするなど、就学前から卒業後まで切れ目のない指導・支援を受けられるように保護者の参画のもと「個別の教育支援計画」を作成し、保護者の同意を得て必要に応じて関係機関間でその情報を共有・活用します。

また、「個別の教育支援計画」の効果的な活用のための体制整備と周知に努めます。

7-(4)-3 ステージ移行時の情報の共有化

障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもが、あるステージから次のステージへ移行する際、受け入れる機関が必要とする情報を円滑に得られるシステムを構築するため、個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報の共有や支援者間の連携のあり方を関係者で協議し、具体的な取組みを進めていきます。

7-(4)-4 先進的な事例の収集と情報提供

障害のある子どもへの支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。

7-(4)-5 発達障害のある人やその家族に対する支援の推進

発達障害のある人やそのご家族が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」を拠点として、情報発信や訪問支援（アウトリーチ）機能の強化を図るなど、支援を推進します。

分野8 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）の主な実績

（1）雇用促進による就労支援等

企業等において、障害のある人の就労に関する理解が一層深まるよう取り組むとともに、「北九州障害者しごとサポートセンター」を拠点に、企業・福祉・教育・労働機関等と連携した就労支援ネットワークを活用し、障害のある人の就労支援を進めました。

また、就労を希望する障害のある人に対して、就労の支援や就職後の職場定着支援などを行い、支援の充実を図りました。

さらに、障害のある人の就労を支援する事業所等における障害のある人の賃金・工賃アップを図るため、市における物品及び役務の優先発注や障害者就労施設製品等の販路開拓・拡大を支援するための取り組みを推進しました。

次期計画に向けた課題

- 就労を希望する障害のある人一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うために、就労支援、福祉、教育等の各関係機関の連携体制の充実をより一層推進する必要があります。
- 「北九州障害者しごとサポートセンター」を拠点に、関係機関等との連携強化を図り、障害のある人の就労の拡大及び質の向上に努めるとともに、一般企業等における就労を促進する必要があります。
- 就労を希望する障害のある人に対して、障害の特性に応じた多様な働き方を選択できる支援の充実を通じて、就労の支援と職場定着を拡充する必要があります。
- 障害のある人の就労を支援する事業所等における障害のある人の工賃アップを図るとともに、各種手当の周知に努め、障害のある人の収入の増加等の経済的支援に努める必要があります。
- 障害者雇用促進法等、障害のある人の就労・雇用に関する制度の改正に伴い、関係機関と連携を図りながら内容の周知及び改正に対応した施策の実施に努め、就労の機会の拡充を図る必要があります。

2. 基本的な考え方

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などを図ります。

また、一般就労が困難な人に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人に対する経済的支援を推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 障害者雇用の促進
- (3) 障害特性に応じた就労支援
- (4) 福祉的就労の底上げ
- (5) 経済的支援の推進

4. 基本的な施策

(1) 総合的な就労支援

就労を希望する障害のある人一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うために、関係機関との連携体制の充実を推進します。

8-(1)-1 関連機関の連携による就労の推進

北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、ハローワークや福岡障害者職業センター等、国が設置する機関、障害福祉サービス事業所及び特別支援学校等の教育機関が緊密に連携しながら、障害のある人それぞれの適性や職業能力に応じた就労支援に取り組みます。

また、福祉・教育等から雇用への移行を一層推進するとともに、就職を目指す障害のある人及び雇用する企業の双方が、安心して就職・雇用できる環境を整えます。

8-(1)-2 職業訓練の推進と事業主や市民への啓発

地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら、障害のある人向けの職業訓練を推進するとともに、障害のある人の職業能力の開発・向上の重要性に対する企業や市民の理解を高めるための啓発に努めます。

8-(1)-3 特別支援学校における就労支援

障害のある子どもが学校卒業後、障害の特性に応じた地域生活や就労等、自立した生活へ円滑に移行できるよう、特別支援学校中学部・高等部の子ども一人ひとりが得意なことを生かせる職場実習先や就労先の開拓に努めます。

また、就労までの間に金銭管理や公共交通機関の利用、余暇活動等の基本的な生活習慣を十分に身に付けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、進路の決定過程の早い段階において、福祉・就労等の関係機関が連携し協力できる体制を構築します。

(2) 障害者雇用の促進

一般就労を希望する障害のある人が一人でも多く就労できるよう、企業の障害者雇用に対する理解を一層深めていく取組みを進めます。

8-(2)-1 一般企業への就労の促進

一般就労を希望する障害のある人に対し、企業等での就労に繋ぐ就労移行支援事業所等において、障害のある人の態様に合わせた多様な職業訓練を実施するとともに、企業での実習や求職活動の支援等の推進を図り、一般企業への就労を促進します。

また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就労の質を向上させます。

8-(2)-2 障害のある人の雇用に対する理解促進

企業による障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促

進セミナーの開催や啓発冊子の配布等により、法定雇用率を達成していない民間企業はもちろんのこと、広く発達障害や難病など手帳を持っていない人も含めた障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みます。

8-（2）-3 障害のある人を雇用する企業の開拓と雇用の拡大

障害のある人を雇用する企業の先進的な取り組み等の情報を収集するとともに、障害のある人の雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

また、関係機関との連携強化を図り、農業やICTを活用した職業などの新たな就労分野を開拓することで、障害のある人の雇用の更なる拡大に取り組みます。

8-（2）-4 障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現

国の各種助成金制度の活用等を周知するとともに、雇用分野における障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供義務（障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための配慮義務）について企業に対する啓発を行い、障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現を目指します。

8-（2）-5 特例子会社制度の周知

重度障害のある人の雇用を促進するため、特例子会社制度の周知等に努め、職域拡大及び職場環境の整備を進めます。

8-（2）-6 市の職場での就業機会の創出

市の職場での就業機会を創出し、障害のある人を雇用するとともに、職員一人ひとりの障害特性や個性に応じた活躍の推進に関する取組により、障害のある人の就労及び職業的自立を促進します。

（3）障害特性に応じた就労支援

精神障害のある人、発達障害のある人や難病患者等、多様な障害を抱えた就労希望者が増加する状況に対応した支援体制を促進します。

8-（3）-1 障害の特性に応じた就労支援の充実

北九州障害者しごとサポートセンターと連携しながら、あらゆる障害の特性に応じた多様な働き方を選択できる支援の充実・強化を図ります。

また、採用後に障害を有することとなった人についても、必要な職業訓練の機会の確保等円滑な職場復帰や雇用の安定のための策を講じます。

8-（3）-2 就労支援の充実と就労後の定着支援

障害のある人、特に精神障害・発達障害のある人や難病患者が、一般就労に伴う生活面を含めた様々な課題に対応できるよう、就労支援機関が、相談支援事業所や企業、医療機関等の関係機関と十分な連携を図りつつ、就業面や生活面を含めた一体的な支援を実施します。

また、事業所や家族との連絡調整等を進め、就労支援の充実と就労後の定着支援等により雇用拡大と就労定着を促進します。

(4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援

障害者就労施設等で提供する製品やサービスの販路開拓や販売促進等により、障害のある人の収入向上に努めます。

8-(4)-1 福祉的就労の場の確保

一般企業への就労が困難な障害のある人を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で、社会的自立を促進することを目的とする就労継続支援A型事業所の適正な運営の支援や設置を促進するとともに、就労継続支援B型事業所等の福祉的就労の場の確保に努めます。

また、企業に対して、障害のある人の就労に関する理解を広め、就労継続支援事業所等の利用を促進します。

8-(4)-2 小規模共同作業所の事業移行の促進

小規模共同作業所については、障害者総合支援法における事業（障害福祉サービス事業等）への移行を促進します。

8-(4)-3 工賃アップの取組み

障害者就労施設等の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等、施設を利用する障害のある人の工賃アップに向け、市役所内に設置する北九州共同受注センターを拠点として、官民一体となった取組みを推進するなど福祉的就労の底上げを図ります。

また、就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、事業所の経営状況を把握した上で必要な指導・支援を行います。

8-(4)-4 市役所における障害者優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づく北九州市の物品等調達方針に基づき、障害者就労施設等の物品・サービスの情報提供の充実や購入しやすい仕組みづくり等、市役所全体で調達の推進に取り組みます。

8-(4)-5 障害者自立支援ショップ等の支援

障害者就労施設で製作された商品の販売を促進するとともに、障害者就労施設等で製作された商品の販売を通して、障害のある人の工賃アップや社会参加の促進等に取り組む障害者自立支援ショップを支援します。

(5) 経済的支援の推進

障害のある人に関する各種手当制度のほか、各種割引・減免等の制度の周知及び利用促進に努めます。

8-(5)-1 年金や諸手当の適切な支給

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現することができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を適切に支給します。

また、年金や諸手当の受給資格を有する障害のある人が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、パンフレットの作成や市のホームページなどで制度の周知に取り組みます。

8-(5)-2 利用料や運賃等に対する割引・減免等

障害者手帳の所持者など、障害のある人が、市等が運営している施設や公共交通機関を利用する際に、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料や運賃等に対する割引・減免等の措置を講じます。

8-(5)-3 精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の働きかけ

精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の実現に向けて、引き続き国や交通事業者等への働きかけを続けます。

分野9 芸術文化活動・スポーツ等の振興

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）の主な実績

(1) スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等の推進

計画期間中、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行事の中止や規模を縮小しての開催など、計画通りに事業を進めることが困難な状況がありました。

そのような中、障害者スポーツ大会や各種スポーツ教室等の開催、障害者スポーツサークルによる大会の開催や選手派遣への助成等、障害者スポーツの振興を図る取組みを行いました。

文化芸術作品の鑑賞や発表の場として、障害者芸術祭でのステージイベントの開催や応募作品の展示、かがやきアートギャラリーにおける個人や障害福祉サービス事業所等の団体の作品展示を行いました。また、障害者福社会館において、障害のある人のニーズに応じた講座の充実を図るとともに、障害のある子どもに広く芸術文化に触れ親しむ機会を提供しました。

レクリエーションにおいては、リフトバスの運行や障害児の長期休暇対策事業、地域生活支援事業などにより、社会参加の促進や福祉の増進を図りました。

次期計画に向けた課題

- このような中、スポーツや文化芸術、レクリエーション活動に取り組みたいが、活動に関する情報や相談窓口の不足、介助者が不足しているなどの理由により、取り組めていない障害のある人がいるという現状があります。
- 障害のある人が自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、自分の趣味やライフスタイルに応じて、スポーツ、レクリエーション、芸術・文化・余暇活動、生涯学習等が活発に行われ、社会参加の促進が図れるよう、これまでの取組みを維持しつつ、より一層の支援に取り組んでいく必要があります。

2. 基本的な考え方

全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくとともに、障害者スポーツの一層の普及に努めます。

3. 施策の方向性

- (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる社会環境の整備
- (3) 多様な生涯学習の充実

4. 基本的な施策

(1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

障害のある人が地域社会へ一歩踏み出し、社会の一員として自立するために、文化活動、レクリエーションをさらに振興できる環境の整備を進めます。

9-(1)-1 芸術文化活動を行う環境づくり

障害のある人が、芸術文化活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた芸術文化活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、芸術文化活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。

特に、障害のある人の芸術文化活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。

9-(1)-2 北九州市障害者芸術祭の開催

全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与するため、北九州市障害者芸術祭を開催し、障害のある人の芸術文化活動の普及を図ります。

9-(1)-3 芸術文化活動等に関する取組みの支援

障害者福祉会館等で開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体等と連携しながら、芸術文化活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。

また、民間団体等が行う芸術文化活動等に関する取組みを支援します。

9-(1)-4 障害のある子どもが芸術文化に触れ親しむ取組み

障害のある子どもに、広く芸術文化に触れ親しむことができるよう、一流の芸術文化活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供することで、障害のある子どもの生きがいや生活の質の向上を図ります。

また、このような取組みに対する教職員や保護者の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信を充実させていきます。

9-(1)-5 社会参加活動を行うための環境の整備

レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会等を開催し、障害のある人等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。

(2) スポーツに親しめる社会環境の整備

障害のある人の健康を増進し、体力の向上と社会参加意欲を高めるために、スポーツに親しめる社会環境の整備を推進します。

9-(2)-1 障害者スポーツへの様々なニーズに対応できる取組み

障害者スポーツは、リハビリテーションの手段としてはもとより、健康を増進し、社会参加意欲を高め、ひいては、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるものであり、今後も障害者スポーツへの様々なニーズに対応できるよう取組みを推進します。

9-(2)-2 スポーツに親しめる環境づくり

障害のある人のスポーツの拠点である北九州市障害者スポーツセンター・アレアスの適切な運営を図るとともに、障害のある人が地域においてスポーツに親しむことができる環境整備を進めます。

また、障害のある人のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組みを行います。

9-(2)-3 障害者スポーツ大会等の開催

障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組みを支援します。

9-(2)-4 「ふうせんバレーボール」の普及

障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず、誰もが一緒に競技することのできる北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」のさらなる普及・振興を図ります。

9-(2)-5 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会の開催

北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会を引き続き開催するとともに、障害者団体等が行っている障害者スポーツを通じた国際協力の取組みについて広く市民に周知し、障害の理解や国際交流を促進します。

9-(2)-6 東京2020オリンピック・パラリンピック等のレガシー継承

東京2020オリンピック・パラリンピックや、本市で開催した大規模国際スポーツ大会のレガシーを継承し、トップアスリートとの交流やイベントを通じたスポーツの振興を図ります。

(3) 多様な生涯学習の充実

地域との繋がりづくりや社会への参加を促進するため、各ライフステージにおける学びを支援し、障害のある人の自己実現を目指す多様な生涯学習活動の充実を図ります。

9-(3)-1 多様な学習活動を行う機会の提供と充実

障害のある人の生きがいづくりや社会参加に向け、障害のある人が生涯にわたり教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実します。

9-(3)-2 障害のある子どもの芸術文化、スポーツに接する機会の確保

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちに『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、芸術文化、スポーツに取り組む機会を創出することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。

また、それらの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害のある子どもに対する理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていきます。

9-(3)-3 市立図書館における読書環境の整備

市立図書館では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）を踏まえ、アクセシブルな書籍等の充実並びに利用しやすい施設・設備及びサービスの充実に取り組み、障害のある人や子どもへの図書館サービスの向上に努めます。

第7期 北九州市障害福祉計画

第3期 北九州市障害児福祉計画

第5章 北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画の概要

1 計画の基本理念

(1) 基本的な考え方

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村計画として策定するものです。

本計画の策定に当たっては、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、厚生労働省の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る令和8年度末（2026年度末）の目標を設定するとともに、令和6年度（2024年度）から8年度（2026年度）までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るための取組みを定めます。

ア 障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

平成 18～ 20 年度	平成 21～ 23 年度	平成 24～ 26 年度	平成 27～ 29 年度	平成 30～ 令和 2 年度	令和 3～ 5 年度	令和 6～ (2024 年度) 8 年度 (2026 年度)
第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期

イ 児童福祉法第33条の20に基づく障害児福祉計画

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

平成 30～ 令和 2 年度	令和 3～ 5 年度	令和 6～ (2024 年度) 8 年度 (2026 年度)
第 1 期	第 2 期	第 3 期

(2) 国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画のポイント

令和5年5月、厚生労働省は、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末（2026年度末）の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるように新たな基本指針を定めました。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本的理念は、以下のとおりです。

- ① 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組み
- ⑤ 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障害のある人の社会参加を支える取組み定着

これらの基本的理念のもと、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することに努めます。

【国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画のポイント】

〔出典〕厚生労働省；「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。

※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や概算決定・算定改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

0

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連携性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追加

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ベアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込以外での活動指標の策定を任意化

1

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

<p>①施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減 <p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上 <p>③地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】 <p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 	<p>④福祉施設から一般就労への移行等(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 <p>⑤障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ・各市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】 <p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】 <p>⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
--	---

2

5. 活動指標

<p>①施設入所者の地域生活への移行等 (都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ () 集約訪問介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 同行帰還の利用者数、利用時間数 ※ () 行動帰還の利用者数、利用時間数 ※ ○ 自立障害者を含む支援の利用者数、利用時間数 ※ ※種々のサービスとしての生保は初めて ○ 生活介護の利用者数、利用日数 () 共同生活 (集約型・生活介護) の利用者数、利用日数 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数【新規】 () 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援(A型、B型)の利用者数、利用日数 () 就労継続支援の利用者数 ○ 短期入所(福祉型、施設型)の利用者数、利用日数 ○ 自立生活援助の利用者数 () 共同生活援助の利用者数 ※ 集約型等の利用者数を活用 ○ 巡回支援の利用者数 () 地域移行支援の利用者数 () 地域生活支援の利用者数 ○ 施設入所定数の利用者数 ※ 新規入所若年者の「入」率等の把握 <p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 ○ 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者との交流回数 ○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数 () 精神障害者の地域生活支援の利用者数 ○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数 () 精神障害者の自立生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新規】 <p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数 <p>③地域生活支援の充実 (都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活支援拠点等の設置回数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数 <p>④福祉施設から一般就労への移行等 (都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設から公共取組等を通じて移行した福祉施設利用者数 ○ 福祉施設から民間事業者へ移行した福祉施設利用者数 ○ 福祉施設利用者のうち公共取組等からの移行した者の割合 ○ 障害者に対する職業訓練の実施回数 	<p>⑤発達障害者等に対する支援 (都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者に対する協議会の開催回数 () 発達障害者支援センターによる相談支援の件数 ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援センターの相談支援への対応件数 ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援センターの外部相談が地域社会への移行、作業の件数 ○ ヘアメントレ、トレーニングやヘアメントログラム等の支援プログラム等の実施者数 ○ ヘアメントレセンターの人数 () サポートの活動への参加人数 <p>⑥障害児支援の提供体制の整備等 (都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援の利用回数、利用者数 () 就労後等デイサービスの利用者数、利用日数 ○ 障害児等に対する支援の利用回数、利用者数 () 巡回型児童発達支援の利用回数、利用日数 ○ 障害児相談支援の利用回数 ○ 医療的ケア児等に対する関連分野の連携を調整するコーディネーターの配置人数 ○ 福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ○ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新規】 <p>⑦相談支援体制の充実・強化等 (市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹相談支援センターの設置【新規】 ○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業等に対する訪問等による専門的な対応、対応件数 ○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業等の人材育成の実施回数 ○ 基幹相談支援センターによる地域の外部機関との連携強化の取組の実施回数 ○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善【新規】 <p>⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る関係者の参加や協議を県が主催する職員に対して実施する研修の実施回数 ○ 障害者に対する支援等支援システム等の評価結果を分析しその結果を活用し、事業計画の策定に活用する体制の有無及びこれに基づく実施回数 <p>(都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が実施する障害福祉サービス事業者及び指定障害児支援事業者等に対する指導・助言の回数実施回数とその結果の把握状況等について共有する体制の有無及びこれに基づく共有回数 <p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修の終了者数の見込み【新規】 ○ 相談支援専門員及びサービス担当者、児童発達支援専門員に対する研修の実施回数及び終了者数の見込み【新規】
---	--

3

2 第6期北九州市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況

第6期北九州市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和2年度～令和5年度）は、成果目標及び活動指標等、おおむね順調に推移しています。

（1）成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 施設入所者の地域生活移行

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目標としました。

令和元年度末の福祉施設の入所者数	1,356人	} 6%以上移行
令和5年度末の地域生活への移行（目標）	82人以上	

イ 施設入所者数の減員

令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減員することを目標としました。

令和元年度末の福祉施設の入所者数	1,356人	} 1.6%以上減員
令和5年度末の福祉施設の入所者数（目標）	1,334人以下	

【達成状況】※ 令和5年度は推計

令和元年度末時点の福祉施設の入所者 A	1,356人
---------------------	--------

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
各年度末までに地域生活に移行した人数	41人 (3.0%)	57人 (4.2%)	76人 (5.6%)	6%以上
各年度末までの福祉施設の入所者の減員数 B	39人 (▲2.9%)	43人 (▲3.2%)	57人 (▲4.2%)	▲1.6%以上
各年度末時点の福祉施設の入所者数 A - B	1,317人	1,313人	1,299人	1,334人以下

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保される仕組みを指します。

ア 精神病床における入院患者について

令和5年度末の精神病床における一年以上長期入院患者数は2,017人以下を目標とします。

令和5年度末の一年以上長期入院患者数 (目標)	2,017人以下
----------------------------	----------

イ 精神病床における早期退院率

令和5年度における、入院後3か月時点の退院率については、福岡県が示す目標値と同値とし、69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを目標としました。

入院後3か月時点の退院率(目標)	69%以上
入院後6か月時点の退院率(目標)	86%以上
入院後1年時点の退院率(目標)	92%以上

【達成状況】※令和5年度は推計

ア 精神病床における入院患者について

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度 目標値
令和5年度末の一年以上長期入院患者数	2,192人	2,143人	2,100人	2,017人 以下

イ 精神病床における早期退院率

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度 目標値
入院後3か月時点の 退院率	—	—	—	69%以上
入院後6か月時点の 退院率	—	—	—	86%以上
入院後1年時点の退 院率	—	—	—	92%以上

*各年「—」の理由：H30年度より厚生労働省の調査結果の集計方法が変更され、県単位での退院率しか算出されなくなったため。

③ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、「面的整備型」として、令和5年度末まで1箇所以上維持しつつ、その運用状況を検証、検討するための会議を年1回以上開催することを目標としました。

地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

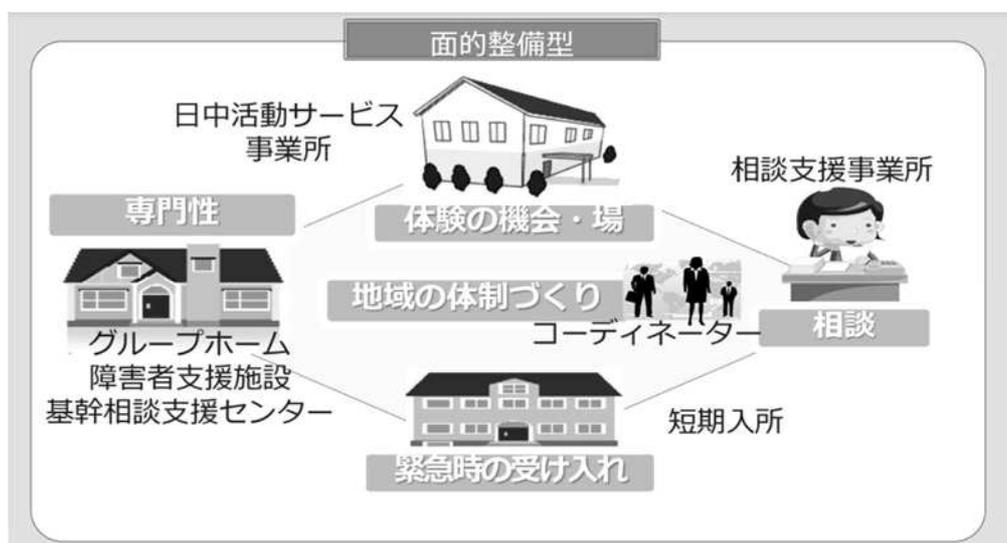
地域生活支援拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」として整備することとされています。

【 達成状況 】

地域生活支援拠点等を地域の体制づくりを行うコーディネーターを配置し、緊急時の受入施設を確保し、面的な体制として、1箇所維持しています。

令和3年度は、緊急時の受入施設として、3施設各1床空床を、令和4年度は、2施設各1床空床を確保しています。いずれも①介護者の不測の事態で在宅での支援が困難なケース（従来の機能）や、②新型コロナウイルス感染症等で在宅での支援が困難なケースを受入対象者としました。受入実績は、令和3年度は4名、令和4年度は2名。また、機能充実に向けた検証・検討会につい

ては、北九州市障害者自立支援協議会において、令和3年度は5回、令和4年度は2回実施しています。



〔出典〕厚生労働省；「地域生活支援拠点等の整備について」

④ 福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練）を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.11倍以上とすることを目標としました。

令和元年度の一般就労への移行（実績）	229人	1.11倍以上
令和5年度の一般就労への移行（目標）	255人以上	

イ 就労定着支援に関する目標について

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者数を増加させるとともに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上の事業所を全体の8割以上とすることを目標としました。

【 達成状況 】 ※令和5年度は推計

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
一般就労への移行	254人	305人	326人	255人以上
就労定着支援事業の利用者数	33.8%	41.8%	46.4%	27.9%以上 (令和元年度実績)
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上	75%	50%	80%	8割以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として、地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図ることを目標としました。

イ 聴覚障害のある子どもに対する支援のための中核機能を果たす体制の確保について

聴覚障害のある子どもに対する支援の中核機能を整備し、保健・医療・教育等、関係機関と連携しながら、聴覚障害のある子ども及びその保護者に対して切れ目のない支援を行うことを目標としました。

ウ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図ることを目標としました。

エ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について

北九州地域医療的ケア児支援協議会（以下「医ケア児協議会」という。）を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図り、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進す

るとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを配置することを目標としました。

オ 保育所等における障害のある子どもの受入れ

関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図ることを目標としました。

【 達成状況 】

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

保育所等訪問支援の利用児童数及び利用日数は増加しています。

イ 聴覚障害のある子どもに対する支援のための中核機能を果たす体制の確保について

国の「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」により、聴覚障害児に対応する協議会の設置、聴覚障害児支援の関係機関との連携、家族支援、巡回支援、聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施を行うことで、中核機能として切れ目のない支援を行いました。

ウ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保について

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援について、利用児童数・利用日数ともに増加しています。

エ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について

医ケア児協議会を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図りました。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置しています。

オ 保育所等における障害のある子どもの受入れ

保育所等訪問支援の利用児童数及び利用日数は増加しています。

また、医療型児童発達支援事業所の新規開設はありませんが、居宅訪問型児童発達支援の利用児童数及び利用日数は増加傾向にあります。

なお、令和元年度に設置した医ケア児協議会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図りました。

障害のある子どもの受入れについては、現在、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において既に行っており、今後も障害の有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、受入れ体制の維持、実施内容の充実に努めていきます。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援を強化する体制を確保することを目標としました。

【達成状況】

活動指標のなかで一部見込みを下回ったものもありましたが、概ね見込みどおりでした。障害者基幹相談支援センターにおける、総合的・専門的な相談支援の実施や、研修や会議等を通じた人材育成及び相談支援体制の強化について、一定の成果を得ることができました。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和5年度末までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」及び「指導監査結果の関係自治体との共有」の実施体制を構築することを目標としました。

【達成状況】

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有について、例月の審査事務等において、誤った報酬請求に対する指導・助言を連携して行いました。

また、指導監査結果の関係自治体との共有について、県・政令市・中核市間で年に2回行っているほか、随時県から全国の事例に関する情報提供が行われており、連携して対応しました。

⑧ 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

令和5年度末までに発達障害のある子ども、発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制を構築することを目標としました。

【 達成状況 】

発達障害のある人等の地域生活の安定及び福祉の向上を図るため、発達障害者支援地域協議会に3つの専門部会を立ち上げ、市内の実態把握、特性評価（MSPA）基本手立ての普及、強度行動障害支援等について検討しました。

(2) 活動指標 ※令和5年度は推計

① 訪問系サービス

○ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	2,018 人	2,050 人	2,082 人
	実績	2,054 人	2,107 人	2,140 人
利用時間	見込	48,832 時間	50,502 時間	52,171 時間
	実績	50,914 時間	53,333 時間	57,244 時間

※ 利用者数：月平均利用人数(人/月)

※ 利用時間：月平均利用延べ時間(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間)

以下同じ

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	2,920 人	2,930 人	2,940 人
	実績	2,958 人	2,960 人	2,977 人
利用日数	見込	59,557 人日	60,300 人日	61,044 人日
	実績	61,464 人日	61,287 人日	61,955 人日

※ 利用日数：月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

以下同じ

イ 自立訓練(機能訓練)

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	15 人	16 人	17 人
	実績	9 人	8 人	8 人
利用日数	見込	328 人日	352 人日	375 人日
	実績	184 人日	149 人日	150 人日

ウ 自立訓練(生活訓練)・・・宿泊型自立訓練含む

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	185人	185人	185人
	実績	196人	193人	195人
利用日数	見込	3,900人日	3,900人日	3,900人日
	実績	3,761人日	3,474人日	3,512人日

エ 就労移行支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	365人	367人	368人
	実績	382人	368人	370人
利用日数	見込	6,377人日	6,431人日	6,486人日
	実績	6,814人日	6,693人日	6,801人日

オ 就労継続支援(A型)

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	1,011人	1,020人	1,028人
	実績	1,033人	1,121人	1,169人
利用日数	見込	21,345人日	21,655人日	21,924人日
	実績	21,689人日	24,050人日	25,161人日

カ 就労継続支援(B型)

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	2,612人	2,667人	2,714人
	実績	2,766人	3,037人	3,240人
利用日数	見込	45,064人日	46,100人日	47,000人日
	実績	48,646人日	54,763人日	59,395人日

キ 就労定着支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	140人	145人	150人
	実績	137人	138人	158人

ク 療養介護

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	295人	300人	305人
	実績	297人	300人	303人

ケ 福祉型短期入所

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	493人	505人	518人
	実績	399人	385人	389人
利用日数	見込	2,812人日	2,890人日	2,970人日
	実績	2,831人日	2,695人日	2,759人日

コ 医療型短期入所

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	75人	75人	75人
	実績	62人	71人	72人
利用日数	見込	428人日	428人日	428人日
	実績	330人日	366人日	366人日

③ 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

ア 自立生活援助

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	3人	6人	9人
	実績	0.3人	0.1人	1人

イ 共同生活援助(グループホーム)

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	1,410人	1,480人	1,550人
	実績	1,500人	1,617人	1,740人

ウ 施設入所支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	1,349人	1,342人	1,334人
	実績	1,323人	1,311人	1,295人

④ 地域生活支援拠点等

ア 地域生活支援拠点等の設置

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	見込	1箇所	1箇所	1箇所
	実績	1箇所	1箇所	1箇所

※ 面的整備としての体制での箇所数

イ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	見込	3回	3回	3回
	実績	5回	2回	2回

⑤ 相談支援

ア 計画相談支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	9,150人	9,450人	9,750人
	実績	9,276人	9,745人	10,050人

イ 地域移行支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	40人	45人	50人
	実績	28人	21人	25人

ウ 地域定着支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	40人	45人	50人
	実績	42人	46人	47人

⑥ 障害のある子どもに対する支援

ア 児童発達支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	見込	628人	648人	668人
	実績	763人	934人	1,070人
利用日数	見込	8,100人日	8,358人日	8,616人日
	実績	9,706人日	11,369人日	12,800人日

※ 利用児童数：月平均利用児童数(人/月)

以下同じ

イ 医療型児童発達支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	見込	0人	5人	10人
	実績	0人	0人	0人
利用日数	見込	0人日	20人日	40人日
	実績	0人日	0人日	0人日

ウ 放課後等デイサービス

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	見込	1,976人	2,050人	2,116人
	実績	2,262人	2,579人	2,882人
利用日数	見込	31,215人日	32,882人日	34,326人日
	実績	35,309人日	39,471人日	44,282人日

エ 保育所等訪問支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	見込	55人	55人	55人
	実績	53人	81人	95人
利用日数	見込	60人日	60人日	60人日
	実績	60人日	93人日	111人日

オ 居宅訪問型児童発達支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	見込	2人	3人	4人
	実績	5人	6人	7人
利用日数	見込	10人日	15人日	20人日
	実績	14人日	15人日	16人日

カ 福祉型障害児入所支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	見込	62人	62人	62人
	実績	57人	57人	57人

キ 医療型障害児入所支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	見込	37人	38人	39人
	実績	34人	30人	31人

ク 障害児相談支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	見込	3,000人	3,300人	3,600人
	実績	2,966人	3,400人	3,800人

ケ 医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	見込	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人

※ 配置人数:コーディネーター配置人数(人/年)

⑦ 発達障害者支援関係

ア 発達障害者支援地域協議会の開催

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	見込	4回	4回	4回
	実績	0回	2回	3回

※ 開催回数:年間開催回数(回/年)

イ 発達障害者支援センターによる相談支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	見込	3,800件	3,800件	3,800件
	実績	3,883件	3,588件	3,700件

※ 相談件数:年間相談件数(件/年)

ウ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
助言件数	見込	54件	54件	54件
	実績	33件	26件	30件

※ 助言件数:年間助言件数(件/年)

エ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修、啓発 件数	見込	29件	29件	29件
	実績	22件	42件	32件

※ 研修啓発件数:年間研究啓発件数(件/年)

オ パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	見込	15人	15人	15人
	実績	11人	11人	11人

※ 受講者数:年間受講者数(人/年)

カ PARENTメンターの人数

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込	13人	23人	23人
	実績	19人	18人	18人

※ 人数:登録人数(人/年)

キ ピアサポートの活動への参加人数

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込	15人	15人	15人
	実績	47人	31人	40人

※ 人数:グループワークや研修会等への参加延人数(人/年)

⑧ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	見込	2回	2回	2回
	実績	2回	2回	2回
関係者の参加者数	見込	32人	32人	32人
	実績	27人	31人	32人
目標設定・評価の実施回数	見込	2回	2回	2回
	実績	2回	2回	2回

※ 開催回数:年間開催回数(回/年)

イ 精神障害のある人の地域移行支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	35人	40人	45人
	実績	26人	19人	22人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)
以下同じ

ウ 精神障害のある人の地域定着支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	20人	24人	27人
	実績	22人	29人	25人

エ 精神障害のある人の共同生活援助

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	569人	632人	701人
	実績	686人	743人	790人

オ 精神障害のある人の自立生活援助

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込	3人	6人	9人
	実績	0人	0人	0人

⑨ 相談支援体制の充実・強化のための取組み

ア 総合的・専門的な相談支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	見込	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

イ 地域の相談支援体制の強化

(ア) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・助言件数	見込	5件	10件	15件
	実績	5件	13件	15件

(イ) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	見込	80件	80件	80件
	実績	48件	34件	40件

ウ 地域の相談機関との連携強化の取組み

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	見込	4回	4回	4回
	実績	4回	4回	6回

⑩ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組み

ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	見込	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係
自治体との共有

見込む単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
審査・監査結果の共有回数	見込	2回	2回	2回
	実績	2回	2回	2回

(3) 地域生活支援事業

※令和5年度は推計

事業名	単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者差別解消・共生社会推進事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
触法障害者支援事業	支援の実施	見込	有	有	有
		実績	有	無(別事業で実施)	無(別事業で実施)
ピアカウンセリング事業	箇所数	見込	6箇所	6箇所	6箇所
		実績	6箇所	6箇所	6箇所
地域精神保健福祉対策 (ピアサポート事業)	活動 件数	見込	12件	13件	14件
		実績	5件	6件	5件
パソコンサポーター養成・ 派遣事業	養成	見込	8人	8人	8人
		実績	7人	3人	8人
本人活動支援事業(ボラ ンティア活動参加促進)	活動 回数	見込	62回	62回	62回
		実績	41回	80回	74回
障害者相談支援事業 (障害者基幹相談支援セ ンター)	箇所数	見込	1箇所	1箇所	1箇所
		実績	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
発達障害者支援センター 運営事業	利用者 数	見込	1,008人	1,008人	1,008人
		実績	787人	776人	781人
成年後見制度利用支援 事業	利用者 数	見込	7人	7人	7人
		実績	5人	5人	7人
成年後見制度法人後見 支援事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
手話通訳者派遣事業	派遣 件数	見込	2,915件	3,060件	3,213件
		実績	2,837件	2,733件	2,870件
要約筆記者派遣事業	派遣 件数	見込	210件	220件	231件
		実績	100件	72件	76件
重度障害者入院時コミュ ニケーション支援事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
盲ろう者通訳・ガイドヘル パー派遣事業	派遣 件数	見込	229件	240件	252件
		実績	178件	277件	290件

事業名	単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付又は貸与 件数	見込	99件	101件	103件
		実績	93件	118件	107件
自立生活支援用具	給付又は貸与 件数	見込	379件	387件	395件
		実績	192件	234件	223件
在宅療育等支援用具	給付又は貸与 件数	見込	291件	297件	303件
		実績	256件	244件	264件
情報・意思疎通支援 用具	給付又は貸与 件数	見込	372件	379件	386件
		実績	257件	246件	280件
排泄管理支援用具	給付又は貸与 件数	見込	12,535件	12,778件	13,027件
		実績	13,092件	13,167件	13,414件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用 件数	見込	27件	28件	29件
		実績	22件	17件	19件
手話奉仕員養成事業	養成 人数	見込	80人	80人	80人
		実績	65人	79人	80人
手話通訳者養成事業	養成 人数	見込	24人	24人	24人
		実績	32人	41人	37人
要約筆記者養成事業	養成 人数	見込	10人	10人	10人
		実績	7人	4人	10人
盲ろう者通訳・ガイドヘル パー養成事業	養成 人数	見込	10人	(10人)	10人
		実績	1人	-	10人
移動支援事業	利用者 数	見込	583人	593人	603人
		実績	424人	424人	425人
	利用 時間	見込	86,597時間	86,797時間	86,997時間
		実績	64,021時間	62,874時間	63,754時間
重度障害者大学等進学 支援事業	利用者 数	見込	5人	5人	5人
		実績	2人	2人	3人
地域活動支援センター事 業	箇所数	見込	8箇所	8箇所	8箇所
		実績	8箇所	8箇所	9箇所
精神障害者地域生活支 援広域調整等事業	ピアサ ポート 従事者 数	見込	13人	13人	13人
		実績	10人	14人	15人
福祉ホーム	利用者 数	見込	20人	20人	20人
		実績	12人	11人	11人

事業名	単位等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練	利用者数	見込	700人	700人	700人
		実績	882人	1,018人	950人
訪問入浴サービス	利用者数	見込	22人	22人	22人
		実績	17人	20人	19人
	利用回数	見込	1,297回	1,297回	1,297回
		実績	1,004回	1,189回	1,107回
日中一時支援事業(日帰りショートステイ)	利用者数	見込	142人	147人	152人
		実績	101人	123人	125人
	利用回数	見込	6,662回	6,862回	7,062回
		実績	5,343回	6,990回	7,279回
障害者スポーツ大会	参加者数	見込	515人	525人	535人
		実績	大会中止	155人	210人
障害者スポーツ教室	箇所数	見込	22箇所	23箇所	24箇所
		実績	14箇所	17箇所	17箇所
点字・声の広報等発行事業	発行回数	見込	32回	32回	32回
		実績	33回	32回	29回
点訳奉仕員養成事業	養成人数	見込	11人	11人	11人
		実績	5人	6人	10人
音訳奉仕員養成事業	養成人数	見込	14人	14人	14人
		実績	7人	10人	10人
芸術文化活動振興	出展数	見込	216点	226点	236点
		実績	260点	225点	235点

3 計画で定める項目

障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するための障害福祉サービス等（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として、以下の内容を定めます。

① 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「**成果目標**」という。）を設定します。

成果目標(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標(3) 地域生活支援の充実

成果目標(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

成果目標(6) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

成果目標(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

② 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

上記の成果目標を達成するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの、成果目標を達成するために必要な量等（以下「**活動指標**」という。）を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

・訪問系サービス ・日中活動系サービス

・自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援 ・相談支援

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3) 地域生活支援の充実

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

(6) 相談支援体制の充実・強化等

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

(8) 発達障害のある人等に対する支援

③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

地域生活支援事業の実施に関して、成果目標の達成に資するよう本市の実情に応じて、次の事項を定めます。

(1) 市が実施する事業の内容

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保のための方策

○ 成果目標と活動指標

項目	成果目標
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	<p>ア 令和8年度末(2026年度末)において、令和4年度末時点の福祉施設の入所者数の6.5%以上が地域生活へ移行する。</p> <p>イ 令和8年度末(2026年度末)の福祉施設の入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上減員する。</p>
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>令和8年度末(2026年度末)の精神病床における1年以上長期入院患者数を2,082人以下とする。</p>
(3)地域生活支援の充実	<p>地域生活支援拠点等の機能のうち、「緊急時の受入れ・対応」については、令和8年度末(2026年度末)まで1箇所以上を維持するとともに、「相談」及び「体験の機会・場」の各機能についても1箇所以上整備し、その機能充実のためにコーディネーターによる効果的な支援体制の構築を進めながら、運用状況を検証、検討するための会議を年1回以上開催する。</p>
(4)福祉施設から一般就労への移行等	<p>ア 令和8年度中(2026年度中)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数を、令和4年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。</p> <p>イ 就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業を6割以上とする。</p> <p>ウ 就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉、教育等の関係機関との充実した連携体制の構築を推進する。</p> <p>エ 就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。</p> <p>オ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上とする。</p>

活動指標

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者数及び量
- ・ 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用者数及び量
- ・ 就労定着支援、療養介護の利用者数
- ・ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数及び量
- ・ 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援の利用者数
- ・ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の利用者数

- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- ・ 精神障害のある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数

- ・ 地域生活支援拠点等の設置数
- ・ 地域生活支援拠点等の機能充実を推進するコーディネーターの配置人数
- ・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

- ・ 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用者数及び量【再掲】
- ・ 就労定着支援の利用者数【再掲】
- ・ 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数及び量【再掲】
- ・ 就労選択支援の利用者数及び量【再掲】
- ・ 就労定着実績体制加算の支給決定数

項目	成果目標
(5)障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等	<p>ア 児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として、地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図る。</p> <p>イ 聴覚障害のある子どもの支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進する。</p> <p>ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図る。</p> <p>エ 北九州地域医療的ケア児支援協議会を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図る。また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置する。</p> <p>オ 関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図る。そのため、受入れ体制の維持（全施設の維持）を目標とする。</p> <p>カ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように適切な移行調整に引き続き取り組むとともに、支援に携わる関係機関との連携の充実を図る。</p>
(6)相談支援体制の充実・強化等	<p>障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を通じた地域づくりを図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保する。</p>

活動指標

- ・ 児童発達支援の利用児童数及び量
- ・ 放課後等デイサービスの利用児童数及び量
- ・ 保育所等訪問支援の利用児童数及び量
- ・ 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数及び量
- ・ 福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援の利用児童数
- ・ 障害児相談支援の利用児童数
- ・ 医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整する
コーディネーターの配置人数

- ・ 基幹相談支援センターの設置の有無
- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による
専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数及び個別事例の支援内容
の検証の実施回数
- ・ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- ・ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
及び参加事業者・機関数
- ・ 協議会の専門部会の設置数及び実施回数
- ・ 計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の利用者数

項目	成果目標
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	令和8年度末（2026年度末）までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」及び「指導監査結果の関係自治体との共有」の実施体制を構築する。
(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化	令和8年度末（2026年度末）までに発達障害のある子ども、発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制の構築や、強度行動障害支援の体制整備を進める。

活動指標

- ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有
-
- ・ 発達障害者支援地域協議会の開催回数
 - ・ 発達障害者支援センターによる相談件数
 - ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
 - ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数
 - ・ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）
 - ・ ペアレントメンターの人数
 - ・ ピアサポートの活動への参加人数

第6章 成果目標及び活動指標等

1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活移行

令和8年度末（2026年度末）において、令和4年度末時点の福祉施設の入所者数の6.5%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

令和4年度末の福祉施設の入所者数	1,313人	6.5%以上移行
令和8年度末（2026年度末）の地域生活への移行（目標）	85人以上	

イ 福祉施設の入所者数の減員

令和8年度末（2026年度末）の福祉施設の入所者数を令和4年度末時点の福祉施設の入所者数から5%以上減員することを目標とします。

令和4年度末の福祉施設の入所者数	1,313人	5%以上減員
令和8年度末（2026年度末）の福祉施設の入所者数（目標）	1,247人以下	

目標設定の考え方

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度末（2026年度末）における地域生活に移行する人の目標値を設定しました。

目標達成のための取組み

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 訪問系サービス
 - ・ 居宅介護（利用者数、利用時間数）
 - ・ 重度訪問介護（利用者数、利用時間数）
 - ・ 同行援護（利用者数、利用時間数）
 - ・ 行動援護（利用者数、利用時間数）
 - ・ 重度障害者等包括支援（利用者数、利用単位数）
- 日中活動系サービス
 - ・ 生活介護（利用者数、利用日数）
 - ・ 自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）
 - ・ 自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）
 - ・ 就労選択支援（利用者数、利用日数）
 - ・ 就労移行支援（利用者数、利用日数）
 - ・ 就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）
 - ・ 就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）
 - ・ 就労定着支援（利用者数）
 - ・ 療養介護（利用者数）
 - ・ 短期入所（福祉型・医療型）（利用者数、利用日数）
- 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援
 - ・ 自立生活援助（利用者数）
 - ・ 共同生活援助（利用者数）
 - ・ 施設入所支援（利用者数）
- 相談支援
 - ・ 計画相談支援（利用者数）
 - ・ 地域移行支援（利用者数）
 - ・ 地域定着支援（利用者数）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」・・・P. 121参照)

ア 精神病床における一年以上長期入院患者数

成果目標

令和8年度末(2026年度末)の精神病床における一年以上長期入院患者数は2,082人以下を目標とします。

令和8年度末(2026年度末)の一年以上 長期入院患者数(目標)

2,082人以下

目標設定の考え方

福岡県保健医療計画(第8次)に基づき設定する人数(10,012人)を基に、北九州市の長期入院患者の割合(20.8%(令和4年6月末における福岡県内の長期入院患者のうち北九州市の長期入院患者の割合))を乗じて算出しました。

目標達成のための取組み

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進(地域包括ケアシステムの構築)」において示す基本的な施策のうち、特に「(4)地域移行支援、域生活支援及び地域福祉の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
 - ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
 - ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - ・精神障害のある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練(生活訓練)の利用者数

(3) 地域生活支援の充実

成果目標

地域生活支援拠点等（P. 122～123参照）の機能のうち、「緊急時の受入れ・対応」については、令和8年度末まで1箇所以上を維持するとともに、「相談」及び「体験の機会・場」の各機能についても1箇所以上整備し、その機能充実のためにコーディネーターによる効果的な支援体制の構築を進めながら、運用状況を検証、検討するための会議を年1回以上開催することを目標とします。

目標設定の考え方

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制の確保や、体験の機会・場の提供や入所施設や病院等から一人暮らしなどへの移行支援等のため、地域の社会資源を活用し、地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、地域のニーズや課題に答えられているかを継続的に検証・検討を行うこととしました。

目標達成のための取組み

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「(4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 地域生活支援
 - ・ 地域生活支援拠点等の設置数
 - ・ 地域生活支援拠点等の機能充実を推進するコーディネーターの配置人数
 - ・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護） を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

成果目標

令和8年度中（2026年度中）に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数を、令和4年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを目標としました。

令和4年度の一般就労への移行（実績）	305人	
令和8年度（2026年度末）の一般就労への移行（目標）	390人以上	← 1.28倍以上

目標設定の考え方

一般就労移行者数が毎年増加していることから、令和4年度実績を基準に国の目標値を令和8年度（2026年度）の目標としました。

イ 就労移行支援に関する目標について

成果目標

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標としました。

目標設定の考え方

令和4年度の実績は、すでに国の目標値（5割以上）を達成していることから6割以上とすることを令和8年度（2026年度）の目標としました。

ウ 就労支援ネットワークの強化等に関する目標について

成果目標

就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉、教育等の関係機関との充実した連携体制の構築を推進します。

目標設定の考え方

関係機関の相互理解や情報共有を強化し、就労支援の質の確保に努めることで円滑な就労移行体制の確保を図ります。

エ 就労定着支援事業の利用者数に関する目標について

成果目標

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍（205人以上）とすることを目標としました。

令和3年度の就労定着支援事業の利用者数（実績）	145人	1.41 倍以上
令和8年度（2026年度末）の就労定着支援事業の利用者数（目標）	205人以上	

目標設定の考え方

国の目標値どおり、令和8年度末（2026年度末）における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを目標としました。

オ 就労定着支援に関する目標について

成果目標

就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上とすることを目標としました。

目標設定の考え方

国の目標値を令和8年度（2026年度）の目標としました。

目標達成のための取組み

北九州市障害者計画の分野8「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「（2）障害者雇用の促進」「（3）障害特性に応じた就労支援」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 日中活動系サービス
 - ・ 就労移行支援（利用者数、利用日数）【再掲】
 - ・ 就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）【再掲】
 - ・ 就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）【再掲】

- ・就労定着支援（利用者数）【再掲】
- ・生活介護（利用者数、利用日数）【再掲】
- ・自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）【再掲】
- ・自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）【再掲】
- ・就労選択支援（利用者数、利用日数）【再掲】
- ・就労定着実績体制加算の支給決定数（件数）

(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

成果目標

児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として、地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図ることを目標とします。

目標設定の考え方

北九州市では、国が示す成果目標を達成していることから、今後も事業所の適切な運営に取り組んでいくこととします。

加えて、地域の障害のある子どもやその家族への相談、施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設としての児童発達支援センターの役割を踏まえ、さらなる地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図ることを北九州市の目標として設定しました。

イ 聴覚障害のある子どもに対する支援のための中核機能を果たす体制の確保について

成果目標

聴覚障害のある子どもの支援のための中核機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の体制の構築を推進していきます。

目標設定の考え方

児童発達支援センターや特別支援学校等の関係機関との連携を強化することで、聴覚障害のある子どもに対する乳児からの適切な支援体制の確保を図ります。

ウ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

成果目標

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図ることを目標とします。

目標設定の考え方

北九州市には、重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所があることから、数値目標は設けず、既存の事業所の適切な運営に取り組むこととします。

また、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害のある子どもに発達支援を提供するサービスのニーズがあることから、居宅訪問型児童発達支援の充実を図ることを目標としました。

エ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について

成果目標

北九州地域医療的ケア児支援協議会（以下「医ケア児協議会」という。）を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように**関係機関との連携**を図ります。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置します。

目標設定の考え方

北九州市では、すでに医ケア児協議会を設置していることから、数値目標は設けず、今後も関係機関との連携を進めていきます。

また、医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置します。

オ 保育所等における障害のある子どもの受入れ

成果目標

関係機関との連携により、**保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実**を図るとともに、**障害のある子どもの放課後の居場所の充実**を図ります。

目標設定の考え方

障害のある子どもの受入れについては、現在、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において既に行っており、今後も障害の有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、受入れ体制の維持、実施内容の充実に努めていきます。

カ 障害児入所施設からの移行調整について

成果目標

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう適切な移行調整に引き続き取り組むとともに、支援に携わる関係機関との連携の充実を図ることを目標とします。

目標設定の考え方

北九州市では、国が示す目標値を達成していることから、今後も引き続き適切な移行調整に取り組んでいくこととします。

加えて、支援に携わる関係機関との連携の充実を図ることとしました。

目標達成のための取組み

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（5）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 障害のある子どもに対する支援
 - ・ 児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・ 放課後等デイサービス（利用児童数、利用日数）
 - ・ 保育所等訪問支援（利用児童数、利用日数）
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・ 福祉型障害児入所支援（利用児童数）
 - ・ 医療型障害児入所支援（利用児童数）
 - ・ 障害児相談支援（利用児童数）
 - ・ 医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター（配置人数）

(6) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を通じた地域づくりを図る体制を確保します。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保することを目標とします。

目標設定の考え方

北九州市では、障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的な相談支援を行うとともに、地域における身近な相談を担う相談支援専門員に向けた研修や会議等を通じて、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を実施する体制の確保を図ります。

また、協議会における専門部会や相談支援事業所の参画による事例検討等を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を図ります。

目標達成のための取組み

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「(3) 相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○相談支援

- ・基幹相談支援センターの設置の有無
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数及び個別事例の支援内容の検証の実施回数
- ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者、機関数
- ・協議会の専門部会の設置数及び実施回数

- ・ 計画相談支援（利用者数）【再掲】
- ・ 地域移行支援（利用者数）【再掲】
- ・ 地域定着支援（利用者数）【再掲】

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

成果目標

令和8年度末（2026年度末）までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」及び「指導監査結果の関係自治体との共有」の実施体制を構築することを目標とします。

目標設定の考え方

障害福祉サービス等の多様化、多数の事業者参入という状況の中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、①福祉事務所職員の障害者総合支援法の具体的内容の理解、②事業所の不適切な事業運営や誤った報酬請求に対する適切な改善指導と厳正な対応に取り組む体制の確保を図ることとします。

目標達成のための取組み

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち特に「（1）障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等」及び「（3）相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○障害福祉サービスの質を向上させるための取組み

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（福祉事務所職員の研修受講割合）
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有（審査・監査結果の共有回数）

(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

成果目標

発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制の構築や、強度行動障害支援の体制整備を進めることを目標とします。

目標設定の考え方

発達障害のある人等の地域生活の安定及び福祉の向上を図るため、発達障害のついでに普及啓発や、発達障害者支援センターの運営（委託）、発達障害者支援地域協議会の開催等を通して、成人後までの支援体制の構築を図ります。

また、強度行動障害については、発達障害者支援地域協議会において令和3年度に実施した実態調査の結果を踏まえて支援体制の整備を進めます。

目標達成のための取組み

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち特に「（3）相談支援体制の充実」、「（4）地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実」及び「（5）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○発達障害のある人等に対する支援

- ・発達障害者支援地域協議会の開催回数
- ・発達障害者支援センターによる相談件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）
- ・ペアレントメンターの人数
- ・ピアサポートの活動への参加人数

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み(活動指標)

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 訪問系サービス

ア 居宅介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1,847人	1,879人	1,912人
利用時間	34,304時間	34,795時間	35,292時間

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用時間:月平均利用延べ時間(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間)

見込量の設定の考え方

居宅介護は、在宅の障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが高く、利用者が増加していることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 重度訪問介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	45人	53人	62人
利用時間	22,221時間	25,609時間	29,514時間

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用時間:月平均利用延べ時間(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間)

見込量の設定の考え方

重度訪問介護は、在宅の重度の障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが高く、利用者が増加していることから、近年の伸び率を基本に

見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 同行援護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	287人	293人	300人
利用時間	4,227時間	4,382時間	4,542時間

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

見込量の設定の考え方

同行援護は、視覚障害のある人が外出する際の支援を行うサービスとしてのニーズが高く、利用者も増加傾向にあることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 行動援護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	5人	5人	5人
利用時間	73時間	75時間	77時間

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

見込量の設定の考え方

行動援護は、行動上著しい困難を有する障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが一定程度あることから、今後も一定の利用水準を保つものとして見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

オ 重度障害者等包括支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	0人	0人	1人
利用単位	0単位	0単位	45,500単位

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用単位：月平均利用延べ単位（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用単位）

見込量の設定の考え方

重度障害者等包括支援は、市内にサービス提供事業所はなく、新たに事業所の開設を見込むことが困難な状況ですが、一定程度のニーズはあるものと考えられることから、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	2,993人	3,008人	3,024人
利用日数	62,980人日	64,021人日	65,080人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

日中活動を支えるサービスである生活介護は、着実に利用が増加しています。

また、ニーズ把握調査では、今後も一定の利用が見込まれていることから、近年の伸び率を基本として、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 自立訓練(機能訓練)

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	8人	9人	9人
利用日数	153人日	157人日	160人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

市内にサービス提供事業所はありませんが、利用者数、利用日数ともに概ね一定程度の水準で推移しており、今後も一定の利用があるものと考えられることから、北九州市の実情を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 自立訓練(生活訓練)・・・宿泊型自立訓練含む

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	197人	199人	202人
利用日数	3,551人日	3,590人日	3,629人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用日数は概ね一定程度の水準で推移しており、市内のサービス提供事業所の増加状況及び地域移行の促進を踏まえ、今後も一定の利用があるものと考えられることから、直近の利用者の増加状況を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 就労選択支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	—	193人	386人
利用日数	—	2,702人日	5,404人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

令和7年(2025年)10月に創設が予定されている新たなサービスであり、サービス提供事業者の開設及び利用の開始等に時間を要すると考えられることから、制度開始直後は少なく、その後は、増加していくものとして利用者数等の見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業所への情報提供、開設やサービスの質の向上に向けた支援等を行うこと、また、利用希望者への周知を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

オ 就労移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	372人	373人	375人
利用日数	6,892人日	6,985人日	7,079人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

今後も一定の利用ニーズがあるものと考えられることから、近年の利用状況を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

カ 就労継続支援(A型)

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1,209人	1,250人	1,293人
利用日数	26,401人日	27,702人日	29,068人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数は増加傾向にあり、利用ニーズも高いと考えられることから、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

キ 就労継続支援(B型)

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	3,461人	3,696人	3,947人
利用日数	64,408人日	69,844人日	75,738人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

市内のサービス提供事業所数、利用者数ともに増加しており、利用ニーズも高いと考えられることから、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ク 就労定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	174人	189人	205人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

成果目標として設定した令和8年度末(2026年度末)の就労定着支援の利用者数を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ケ 療養介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	305人	307人	309人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

今後も一定の利用のニーズはあるものと考えられることから、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

コ 福祉型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	392人	396人	400人
利用日数	2,824人日	2,891人日	2,959人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数、利用日数ともに概ね一定程度の水準で推移していることを踏まえ、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

サ 医療型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	72人	73人	74人
利用日数	367人日	367人日	368人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数及び事業所数とも一定の利用水準で推移しており、今後も利用ニーズはあると考えられるため、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設に向けた支援やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

③ 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

ア 自立生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1人	2人	2人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

地域生活への移行促進を進めていることを踏まえ、直近の利用状況から見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 共同生活援助(グループホーム)

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1,864人	1,997人	2,140人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

利用者数及び市内のサービス提供事業所数が増加していること、また、地域生活への移行促進を進めていることを踏まえ、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 施設入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1,279人	1,263人	1,247人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

成果目標として設定した令和8年度末(2026年度末)の施設入所者数を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

④ 相談支援

ア 計画相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	10,400人	10,750人	11,100人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

計画相談支援の利用者数は、引き続き増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案して見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

相談支援事業者や相談支援専門員への情報提供及び相談支援の質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

イ 地域移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	25人	25人	25人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

過去3年間の実績の推移を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神科病院において精神障害のある人を支える医療従事者(精神保健福祉士、看護師、作業療法士等)や、その他司法関係施設の職員等に対して当該サービスの仕組みを周知・広報することにより、見込量の確保を図ります。

ウ 地域定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	50人	53人	55人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

過去3年間の実績の推移を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

当該サービスを実施したことのない指定一般相談支援事業者等を対象に含む研修会等を開催して、サービスの普及を図ることにより、見込量の確保を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」・・・P. 121参照)

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
開催回数	2回	2回	2回
関係者の 参加者数	32人	32人	32人
目標設定・評価 の実施回数	2回	2回	2回

※ 開催回数:年間開催回数(回/年)

見込量の設定の考え方

現行の北九州市精神保健福祉審議会の開催回数及び参加人数(委員数16名)を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

北九州市精神保健福祉審議会において目標設定及び評価を行い、保健・医療・福祉の重層的な連携による支援体制を構築します。

イ 精神障害のある人の地域移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	22人	22人	22人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害のある人に対する地域移行支援のサービスの流れを周知普及することにより見込量の確保を図ります。

ウ 精神障害のある人の地域定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	26人	28人	29人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害のある人の地域定着支援の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。

エ 精神障害のある人の共同生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	846人	906人	971人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害のある人の共同生活援助の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。

オ 精神障害のある人の自立生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	0人	1人	1人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

今後の事業所増設を見込んで、活動指標を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

他市町村の精神障害のある人の自立生活援助の事例を関係者と共有し、精神のある人の自立生活援助ができる事業所が設立されるよう援助します。

カ 精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	185人	187人	190人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等の設置

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
設置数	「相談」「緊急時の受入れ・対応」 「体験の機会・場」の機能ごとに 1箇所以上	「相談」「緊急時の受入れ・対応」 「体験の機会・場」の機能ごとに 1箇所以上	「相談」「緊急時の受入れ・対応」 「体験の機会・場」の機能ごとに 1箇所以上

見込量の設定の考え方

令和2年度に、複数の居住支援のための機能(社会資源)を一体的に運用する「面的整備」の手法で整備した地域生活支援拠点等(緊急時の受入れ・対応)の体制を維持するとともに、北九州市障害者自立支援協議会における検討も踏まえ、他の機能の整備について見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関の連携を密にしながら、支援者の協力体制を確保していきます。

イ 地域生活支援拠点等の機能充実を推進するコーディネーター設置

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	1人	1人	1人

見込量の設定の考え方

地域生活支援拠点等の機能充実や地域の支援体制づくりのために基幹相談支援センターに配置しているコーディネーターの人数を見込量として設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関の連携を密にしながら、支援者の協力体制を確保していきます。

ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた検証及び検討の実施回数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	3回	3回	3回

見込量の設定の考え方

北九州市障害者自立支援協議会において実施する地域生活支援拠点等推進会議の開催回数を見込みました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

地域生活支援拠点等推進会議において、拠点等の運営に関する課題や地域のニーズについて継続的に検証・検討を行うことで、機能の充実・強化を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	372人	373人	375人
利用日数	6,892人日	6,985人日	7,079人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

今後も一定の利用ニーズがあるものと考えられることから、近年の利用状況を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 就労継続支援(A型)【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1,209人	1,250人	1,293人
利用日数	26,401人日	27,702人日	29,068人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数は増加傾向にあり、利用ニーズも高いと考えられることから、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 就労継続支援(B型)【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	3,461人	3,696人	3,947人
利用日数	64,408人日	69,844人日	75,738人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

市内のサービス提供事業所数、利用者数ともに増加しており、利用ニーズも高いと考えられることから、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 就労定着支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	174人	189人	205人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

成果目標として設定した令和8年度末(2026年度末)の就労定着支援の利用者数を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

オ 生活介護【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	2,993人	3,008人	3,024人
利用日数	62,980人日	64,021人日	65,080人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

日中活動を支えるサービスである生活介護は、着実に利用が増加しています。

また、ニーズ把握調査では、今後も一定の利用が見込まれていることから、近年の伸び率を基本として、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

カ 自立訓練(機能訓練)【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	8人	9人	9人
利用日数	153人日	157人日	160人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

市内にサービス提供事業所はありませんが、利用者数、利用日数ともに概ね一定程度の水準で推移しており、今後も一定の利用があるものと考えられることから、北九州市の実情を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

キ 自立訓練(生活訓練)・・・宿泊型自立訓練含む【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	197人	199人	202人
利用日数	3,551人日	3,590人日	3,629人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用日数は概ね一定程度の水準で推移しており、市内のサービス提供事業所の増加状況及び地域移行の促進を踏まえ、今後も一定の利用があるものと考えられることから、直近の利用者の増加状況を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ク 就労選択支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	—	193人	386人
利用日数	—	2,702人日	5,404人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

令和7年(2025年)10月に創設が予定されているサービスであり、サービス提供事業者の開設及び利用の開始等に時間を要すると考えられることから、制度開始直後は少なく、その後は、増加していくものとして利用者数等の見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業所への情報提供、開設やサービスの質の向上に向けた支援等を行うこと、また、利用希望者への周知を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ケ 就労定着実績体制加算の支給決定数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支給決定数	2事業所	3事業所	4事業所

※ 支給決定数:支給決定事業所数(事業所/年)

見込量の設定の考え方

国の目標値(2割5分以上)となる事業所数を令和8年度(2026年度)の目標としました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

就労定着支援事業所に対し、就労定着実績体制加算について、積極的な周知を図ります。

(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用児童数	1,205人	1,358人	1,529人
利用日数	14,154人日	15,650人日	17,305人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数、利用日数とも大幅に増加しており、利用ニーズも高く、引き続き事業所の開設も見込まれることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 放課後等デイサービス

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用児童数	3,266人	3,700人	4,192人
利用日数	50,041人日	56,549人日	63,902人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数、利用日数とも大幅に増加しており、利用ニーズも高く、引き続き事業所の開設も見込まれることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 保育所等訪問支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用児童数	105人	116人	128人
利用日数	121人日	132人日	143人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数、利用日数ともに増加傾向にあることから、近年の利用者数の増加状況を踏まえ、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用児童数	9人	10人	12人
利用日数	17人日	18人日	20人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスのニーズが一定程度あることを踏まえて、直近の利用者の増加状況を基に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

オ 福祉型障害児入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用児童数	57人	57人	57人

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

見込量の設定の考え方

利用状況は概ね一定の水準で推移していると考えられることから、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

カ 医療型障害児入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用児童数	33人	35人	37人

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

見込量の設定の考え方

医療的ケアが必要な子どもの増加等により、少しずつ利用者数が増加していることから、近年の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

キ 障害児相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用児童数	4,200人	4,700人	5,200人

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

見込量の設定の考え方

障害児相談支援の利用者数は、引き続き増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案して見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

相談支援事業者や相談支援専門員への情報提供や相談支援の質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

ク 医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	1人	1人	1人

※ 配置人数:コーディネーター配置人数(人/年)

見込量の設定の考え方

地域における医療的ケアが必要な子どものニーズ等を踏まえて、引き続き医療的ケア児コーディネーターを配置します。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

医ケア児協議会を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
設置の有無	有	有	有

見込量の設定の考え方

現在設置している障害者基幹相談支援センターを、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を通じた地域づくりの役割を担うものとして設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化等を図ります。

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

ア 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
指導・助言件数	17件	19件	20件

見込量の設定の考え方

障害者基幹相談支援センターが指定相談支援事業所を支援・協働しているケース件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者の求めに応じて、協働して困難な事例に当たるなど、訪問等により助言等を行うことにより、地域の相談支援体制の強化を図ります。

イ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支援件数	40件	40件	40件

見込量の設定の考え方

相談支援従事者初任者研修の参加者数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

令和2年度から障害者基幹相談支援センターが相談支援従事者初任者研修のうち地域実習を行うことにより、地域の相談支援体制の強化を図ります。

ウ 地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	6回	6回	6回

見込量の設定の考え方

地域の相談機関等との連携につながる会議や研修会等の開催回数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者相談支援における課題や情報を共有・検討する会議や研修会の開催を通して、障害者基幹相談支援センターを含めた委託相談支援機関や指定相談支援事業所、区保健福祉課等の相談機関の連携強化を図ります。

エ 個別事例の支援内容の検証の実施回数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	6回	6回	6回

見込量の設定の考え方

個別事例の検証につながる会議や研修会等の開催回数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者相談支援における課題や情報を共有・検討する会議や研修会の開催を通して、個別事例の支援内容の検証を行います。

オ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	3人	3人	3人

※ 配置人数:主任相談支援専門員配置人数(人/年)

見込量の設定の考え方

障害者基幹相談支援センターにおける現在の主任相談支援専門員配置数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

主任相談支援専門員養成研修への積極的な受講を通じて、障害者基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の確保を図ります。

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

ア 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

及び参加事業者・機関数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	6回	6回	6回
参加事業者数	35事業者	35事業者	35事業者

見込量の設定の考え方

個別事例の検証につながる会議や研修会等の開催回数及び参加事業者数等を

踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

個別事例の検証につながる会議や研修会等を通じて、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を図ります。

イ 協議会の専門部会の設置数及び実施回数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
設置数	3部会	3部会	3部会
実施回数	9回	9回	9回

見込量の設定の考え方

北九州市障害者自立支援協議会における専門部会の設置数及び実施回数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

北九州市障害者自立支援協議会において、個別事例の検討等を通じて課題を把握し、専門部会等で協議等を行うことにより、サービス基盤の開発や改善を図ります。

④ 相談支援

ア 計画相談支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	10,400人	10,750人	11,100人

※ 利用者数：月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

計画相談支援の利用者数は、引き続き増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案して見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

相談支援事業者や相談支援専門員への情報提供及び相談支援の質の向上に向

けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

イ 地域移行支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	25人	25人	25人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

過去3年間の実績の推移を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神科病院において精神障害のある人を支える医療従事者(精神保健福祉士、看護師、作業療法士等)や、その他司法関係施設の職員等に対して当該サービスの仕組みを周知・広報することにより、見込量の確保を図ります。

ウ 地域定着支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	50人	53人	55人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

過去3年間の実績の推移を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

当該サービスを実施したことのない指定一般相談支援事業者等を対象に含む研修会等を開催して、サービスの普及を図ることにより、見込量の確保を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る

体制の構築

ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉事務所職員 の研修受講割合	100%	100%	100%

見込量の設定の考え方

福祉事務所において障害福祉サービス関連業務に携わる全ての職員が障害者総合支援法に係る具体的な内容を理解することを基本として指標を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害福祉サービス等に係る研修を開催し、福祉事務所と連携して関連業務に携わる職員の受講を促します。

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
審査・監査結果 の共有回数	2回	2回	2回

見込量の設定の考え方

県内の指定権者(福岡県・北九州市・福岡市・久留米市)が行う実地指導の実績を基に、関係課長会議及び障害福祉サービス事業者等指定指導担当者連絡協議会を実施します。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

上記会議を開催し、審査結果及び指導監査結果を関係自治体間で共有することにより、障害福祉サービスの質の向上及び給付の適正化を図ります。

その上で、事業者に対して、丁寧かつ適切な指導及び助言を行います。

(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

ア 発達障害者支援地域協議会の開催

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
開催回数	2回	2回	2回

※ 開催回数:年間開催回数(回/年)

見込量の設定の考え方

過去の開催回数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

発達障害のある人や発達障害のある子どもの支援に関わる機関やサービス事業者等が定期的に課題を共有し、連携緊密化を図る場とすることで、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

イ 発達障害者支援センターによる相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
相談件数	3,700件	3,700件	3,700件

※ 相談件数:年間相談件数(件/年)

見込量の設定の考え方

過去の相談件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

発達障害者支援センターについて市民への周知を図るとともに、北九州市立総合療育センター及び特別支援教育相談センター等、関係機関との連携強化に取り組むことで、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

ウ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
助言件数	30件	30件	30件

※ 助言件数:助言を実施した件数(回/年)

見込量の設定の考え方

過去の助言件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

発達障害のある人や発達障害のある子どもに対する支援に携わる関係機関に対し、対処方法に関する助言・指導、事例検討等を通して支援を行います。

エ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
研修、啓発件数	32件	32件	32件

※ 研修啓発件数:研修や啓発を実施した件数(回/年)

見込量の設定の考え方

過去の研修等件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

行政機関の職員をはじめ、商業施設の従業員、警察官等、発達障害の特性を理解した適切な対応を知っておくべき職業の人々を対象とした研修を実施するとともに、イベントやシンポジウムの開催等をとおして発達障害への理解促進に取り組みます。

オ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (保護者)及び実施者数(支援者)

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
受講者数	11人	11人	11人
実施者数	5人	5人	5人

見込量の設定の考え方

過去の受講者数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

保護者向けの支援プログラムを継続し、日常生活における子育ての困りごとを解消できるよう支援します。

カ ペアレントメンターの人数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人数	18人	18人	18人

見込量の設定の考え方

現在の人数に加え、過去の育成実績を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

ペアレントメンター養成講座を行い、新規登録者の確保育成に努めていきます。

キ ピアサポートの活動への参加人数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人数	40人	40人	40人

見込量の設定の考え方

中学生、高校生、専門学校生、大学生、成人期等の当事者向けグループワークや研修会の参加者数を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

グループワークや研修会など、当事者の小グループによる活動を通してピアサポートの機会が広がるよう努めていきます。

3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

北九州市では、全ての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に、以下の事業を実施しています。

計画では、市が実施する地域生活支援事業について、事業量の見込み及び各年度の見込量確保のための方策を定めます。

(1) 北九州市が実施する事業の内容

ア 必須事業

- (ア) 理解促進研修・啓発事業
- (イ) 自発的活動支援事業
 - a ピアカウンセリング事業・地域精神保健福祉対策
 - b パソコンサポーター養成・派遣事業
 - c 本人活動支援事業
- (ウ) 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業
 - a 相談支援事業
 - b 専門性の高い相談支援事業
- (エ) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
- (オ) 意思疎通支援事業
 - a 意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- (カ) 日常生活用具給付等事業
- (キ) 奉仕員養成研修事業
 - a 手話奉仕員養成研修事業
 - b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (ク) 移動支援事業
- (ケ) 地域活動支援センター機能強化事業
- (コ) 広域的な支援事業

イ 任意事業

- (ア) 日常生活支援事業
 - a 福祉ホーム
 - b 生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練
 - c 訪問入浴サービス
 - d 日中一時支援事業
- (イ) 社会参加支援事業
 - a 障害者スポーツ大会・障害者スポーツ教室
 - b 点字・声の広報等発行事業・点訳奉仕員養成事業・音訳奉仕員養成事業
 - c 芸術文化活動振興

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保のための方策

ア 必須事業

(ア) 理解促進研修・啓発事業

障害者差別解消・共生社会推進事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者差別解消・共生社会推進事業	事業の実施	有	有	有

事業実施の考え方

障害者差別解消法及び北九州市の障害者差別解消条例に基づき、障害者団体と協働して、事業者や市民の障害及び障害のある人に対する理解を深める取組みを促進します。

事業の見込量確保のための方策

今後、障害者差別解消法・条例を市民や事業者へイベントや研修・講演会などを通じて、継続的に積極的な周知啓発を図ります。

(イ) 自発的活動支援事業

α ピアカウンセリング事業・地域精神保健福祉対策

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ピアカウンセリング事業	箇所数	6箇所	6箇所	6箇所
地域精神保健福祉対策 (ピアサポート事業)	活動件数	6件	6件	6件

事業実施の考え方

精神障害者地域移行支援事業のピアカウンセリング事業について、障害のある人のピアサポート活動を引き続き支援します。

ピアサポート活動の見込量については、近年の推移から見込量を設定しました。

事業の見込量確保のための方策

ピアカウンセリング事業については、近年の実績を基本とした箇所数を設定することで、十分な活動量を確保します。

ピアサポート事業について、ピアサポート活動の場を増やすために、引き続き関係各所に情報提供を行います。

b パソコンサポーター養成・派遣事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
パソコンサポーター 養成・派遣事業	養成人数	8人	8人	8人

※ 養成人数:各年度の年間養成講座受講修了者数(人/年)

事業実施の考え方

パソコンやその周辺機器、スマートフォンや障害者支援アプリなどの使用に関する支援方法の講座などを開催し、パソコンサポーターを養成し、障害のある人へサポーターを派遣することで、障害のある人の社会参加を図ります。見込量については、近年の養成実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

本業務の委託先が有する障害当事者、障害者団体とのネットワークを活用して、その役割を広くPRし、見込量の確保を図ります。

c 本人活動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
本人活動支援事業 (ボランティア活動 参加促進)	活動回数	74回	74回	74回

※ 活動回数:活動を実施した回数(回/年)

事業実施の考え方

街のバリアフリー点検や啓発事業に障害のある人自身が参加する機会を提供し、社会参加を促していきます。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保のための方策

事業の周知を図り、新たな障害のある人のボランティア活動の場を確保します。

(ウ) 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業

a 相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者相談支援事業 (障害者基幹相談 支援センター)	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	事業の実施	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	事業の実施	有	有	有

※ 箇所数:障害者基幹相談支援センター施設数(箇所)

事業実施の考え方

障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的・専門的な相談支援を行い、障害のある人への直接支援に加え、他の相談支援事業所への専門的な助言指導を行うことで地域の相談支援体制強化の取組みを進めます。

事業の見込量確保のための方策

訪問支援(アウトリーチ)を含む相談支援、障害のある人に対する虐待への対応、相談支援専門員が抱える困難事案への協働支援、関係機関と連携した支援の実施等を通じて、相談支援の質の向上を図ります。

b 専門性の高い相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
発達障害者支援セ ンター運営事業	利用者数	781人	781人	781人

※ 利用者数:各年度の利用人数(人/年)

事業実施の考え方

発達障害者支援センターによる相談支援、啓発・研修、機関支援の充実を図るとともに、北九州市立総合療育センター等関係機関との連携強化、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施による保護者支援等の取組みを進めます。

事業の見込量確保のための方策

発達障害者支援センターについて市民への周知を図るとともに、北九州市立総合療育センター及び特別支援教育相談センター等、関係機関との連携強化に取り組むことで、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

(エ) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度利用 支援事業	利用者数	8人	8人	8人
成年後見制度法人 後見支援事業	事業の実施	有	有	有

※ 利用者数:各年度、新規で成年後見制度利用支援を利用した人数(人/年)

事業実施の考え方

成年後見制度については、現在の利用状況から利用支援が必要と見込まれる件数を設定しました。また、法人後見の活動支援を継続し、成年後見事業を適切に行うことが可能な体制の整備を進めます。

事業の見込量確保のための方策

成年後見制度を周知・広報するとともに、成年後見が必要とする人に対して、制度利用することで、見込量の確保を図ります。

(オ) 意思疎通支援事業

事業量の見込み

α 意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者派遣事業	派遣件数	3,014件	3,165件	3,323件
要約筆記者派遣事業	派遣件数	80件	84件	88件
重度障害者入院時 コミュニケーション支援事業	事業の実施	有	有	有

※ 派遣件数:各年度の通訳者等派遣件数(件/年)

β 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
盲ろう者通訳・ガイド ヘルパー派遣事業	派遣件数	304件	319件	335件

※ 派遣件数:各年度の通訳者等派遣件数(件/年)

事業実施の考え方

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、聴覚障害のある人等の意思疎通を支援する通訳者等(手話通訳者、要約筆記者)の派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図ります。

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業については、意思疎通を図ることが困難な重度の障害のある人に対して、医療機関に入院したときに、コミュニケーション支援員を介して円滑な医療行為を受けることができるよう支援します。見込量については、事業のニーズを踏まえて設定しました。

また、視覚・聴覚の重複障害のある人の意思疎通を支援する盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の派遣実績を基本とし、事業のニーズを踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者とサービスを必要とする障害のある人へ情報提供を行い、利用者のニーズに沿った派遣を実施して、見込量の確保を図ります。

(カ) 日常生活用具給付等事業

事業量の見込み

種目名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	給付件数	109件	111件	113件
自立生活支援用具	給付件数	227件	232件	237件
在宅療養等支援用具	給付件数	269件	274件	279件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	286件	292件	298件
排泄管理支援用具	給付件数	13,683件	13,957件	14,237件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数	19件	19件	19件
合計		14,593件	14,885件	15,183件

※ 給付又は貸与件数、利用件数：各年度の年間件数(件/年)

事業実施の考え方

日常生活用具の給付等については、在宅の障害のある人の日常生活がより円滑に行われるための用具(日常生活用具)の給付を行うことで、日常生活の便宜を図ります。

近年、新たな技術の開発等により、障害のある人から品目等の追加希望が増えてきているため、ニーズ等を把握し、より日常生活が便利となるように給付内容の充実に取り組んでいきます。

見込量については、事業のニーズ及び近年の給付実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

対象品目や対象要件等の見直しを定期的に行い、良質なサービスの提供を図ります。

また、日常生活用具の給付等を必要とする障害のある人に対して、情報提供のあり方を検討し、広く情報が周知されるように努めます。

(キ) 奉仕員養成研修事業

事業量の見込み

α 手話奉仕員養成研修事業

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員養成研修事業	養成人数	80人	80人	80人

b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者養成事業	養成人数	37人	37人	37人
要約筆記者養成事業	養成人数	10人	10人	10人
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	養成人数 (隔年実施)	—	10人	—

※ 養成人数:各年度の年間養成講座受講修了者数(人/年)

事業実施の考え方

聴覚障害のある人等のコミュニケーションを援助する手話奉仕員・通訳者、要約筆記者を養成し、聴覚障害のある人等の福祉の増進を図ります。

また、一人で外出することが困難な盲ろう者が、社会参加等の外出の際の移動及び意思疎通支援のために、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを育成します。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保のための方策

聴覚障害者団体等と連携を図りながら、手話奉仕員の役割を広くPRし、見込量の確保を図ります。

(ク) 移動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
移動支援事業	利用者数	426人	427人	428人
	利用時間	64,194時間	64,634時間	65,074時間
重度障害者大学等進学支援事業	利用者数	5人	5人	5人

※ 利用時間:各年度の延べ利用時間(時間/年)

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

事業実施の考え方

移動支援事業については、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定しました。

重度障害者大学等進学支援事業については、大学等に通学している重度の全身

性障害のある人に、通学や学校内の活動において支援を提供することで、大学等への進学支援を図ります。

見込量については、事業のニーズ及び近年の給付実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

移動支援事業については、サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

重度障害者大学等進学支援事業については、事業の対象となる大学等及びサービスの提供を必要とする利用者に対して、情報提供のあり方を検討し、広く情報が周知されるように努めます。

(ケ) 地域活動支援センター機能強化事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援センター事業	箇所数	9箇所	9箇所	9箇所

※ 箇所数:各年度末の地域活動支援センター設置箇所数

事業実施の考え方

障害のある人に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を実施する地域活動支援センターに助成等を行います。センター設置の見込量については、近年の利用状況と事業のニーズを踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(コ) 広域的な支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	ピアサポート 従事者数	16人	18人	19人

※ ピアサポート従事者数:各年度に従事するピアサポートの人数(人/年)

事業実施の考え方

過去の従事者数を踏まえて見込量を設定しました。

事業の見込量確保のための方策

関係者との意見交換や地域への広報を通して、ピアサポーターの活動の継続と活動の場を広げるよう努めていきます。

イ 任意事業

(ア) 日常生活支援事業

a 福祉ホーム

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉ホーム	利用者数	12人	13人	14人

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

事業実施の考え方

居宅その他の設備等、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活を支援する福祉ホームに助成等を行います。

見込量については、近年の利用状況と事業のニーズを踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

b 生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練	利用者数	950人	950人	950人

※ 利用者数:各年度の年平均利用人数(人/年)

事業実施の考え方

中途視覚障害者の自立や社会参加の促進を図るため、自立生活等に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を実施します。

見込量については、近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

第6期に引き続き、利用希望に沿えるよう事業の周知を図ります。また、実施内容や方法についても適宜改善し見込量を確保します。

c 訪問入浴サービス

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴サービス	利用者数	19人	19人	19人
	利用回数	1,107回	1,107回	1,107回

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

※ 利用回数:各年度の延べ利用回数(回/年)

事業実施の考え方

訪問入浴サービスについては、常時介護を要する重度の身体障害のある人に適切な入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

d 日中一時支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)	利用者数	127人	129人	131人
	利用回数	7,289回	7,299回	7,309回

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

※ 利用回数:各年度の延べ利用回数(回/年)

事業実施の考え方

日中一時支援事業については、障害のある人や子どもの日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び介護負担軽減を図ります。

見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことによ

り、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(イ) 社会参加支援事業

α 障害者スポーツ大会・障害者スポーツ教室

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者スポーツ大会	参加者数	230人	240人	250人
障害者スポーツ教室	箇所数	19箇所	20箇所	21箇所

※ 参加者数:北九州市障害者スポーツ大会参加人数(人/年)

※ 箇所数:巡回スポーツ教室開催箇所数(箇所/年)

事業実施の考え方

スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や機能回復等を図り、明るい生活形成に寄与するとともに、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の参加実績、活動実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保のための方策

市民周知や関係機関との連携強化により、障害者スポーツ大会の参加者の増加や障害者スポーツ教室の実施箇所の増加を図ります。

β 点字・声の広報等発行事業・点訳奉仕員養成事業・音訳奉仕員養成事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
点字・声の広報等発行事業	発行回数	29回	29回	29回
点訳奉仕員養成事業	養成人数	10人	10人	10人
音訳奉仕員養成事業	養成人数	10人	10人	10人

※ 養成人数:各年度の年間養成講座受講修了者数(人/年)

事業実施の考え方

点字・声の広報等発行については、すべての人が等しく情報を得ることができるよ

う、視覚に障害のある人へ北九州市が発行する広報物等の点字版等を作成し、情報提供等を行います。

点訳・音訳奉仕員養成事業については、視覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する点訳・音訳ボランティアを養成し、障害のある人の社会参加を促進します。見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保のための方策

本業務の委託先が有する障害当事者、障害者団体とのネットワークを活用して、その役割を広くPRし、見込量の確保を図ります。

c 芸術文化活動振興

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
芸術文化活動振興	出展数	245点	255点	265点

※ 出展数:北九州市障害者芸術祭作品展への作品出展数(点/年)

事業実施の考え方

北九州市障害者芸術祭において障害者芸術作品展を実施し、障害のある人が芸術・文化活動に参加することで、本人の生きがいや自信を創出し、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の出展実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

市民周知や関係機関との連携強化により、出展数の増加を図ります。